

行方市地域防災計画

令和8年3月

行方市防災会議

目次

1. 総則

第1章 総則.....	1
第1節 目的.....	1
第2節 地勢概要.....	3
第3節 風水害想定.....	6
第4節 想定地震と被害想定.....	11
第5節 防災責任者等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	16

2. 地震災害対策計画

第1章 地震災害予防計画.....	1
第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備.....	1
第2節 地震に強いまちづくり.....	12
第3節 地震被害軽減への備え.....	20
第4節 防災教育・訓練.....	38
第2章 地震災害応急対策計画.....	45
第1節 組織計画・初動対応.....	45
第2節 災害情報の収集・伝達.....	55
第3節 応援・派遣.....	62
第4節 被害軽減対策.....	69
第5節 被災者生活支援.....	86
第6節 災害救助法の適用.....	110
第7節 応急復旧・事後処理.....	112
第3章 地震災害復旧・復興対策計画.....	128
第1節 被災者の生活の安定化.....	128
第2節 被災施設の復旧.....	141
第3節 激甚災害の指定に関する計画.....	143
第4節 復興計画の作成.....	144

3. 風水害対策計画

第1章 風水害予防計画.....	1
第1節 水政計画.....	1
第2節 土砂災害予防計画.....	4
第3節 防災まちづくり.....	6
第4節 防災教育・訓練.....	10
第5節 防災組織等の活動体制の整備.....	12
第6節 要配慮者支援.....	13
第2章 風水害応急対策計画.....	15
第1節 動員計画.....	15
第2節 災害情報の収集・伝達.....	17
第3節 消防活動.....	25
第4節 水防計画.....	26
第5節 避難.....	28
第6節 農業の応急対策.....	30
第3章 風水害復旧・復興対策計画.....	31

4. 航空災害対策計画

第1章 災害予防計画	1
第1節 茨城県と本市の航空状況	1
第2節 航空交通の安全のための情報の充実	1
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	1
第2章 災害応急計画	3
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	3
第2節 活動体制の確立	5
第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動	5
第4節 避難指示・誘導	6
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	6
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動	6
第7節 遺族等事故災害関係者の対応	7
第8節 防疫及び遺体の処理	7

5. 道路災害対策計画

第1章 災害予防計画	1
第1節 道路交通の安全のための情報の充実	1
第2節 道路施設等の管理と整備	1
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	1
第2章 災害応急計画	3
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	3
第2節 活動体制の確立	4
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	5
第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	5
第5節 危険物の流出に対する応急対策	6
第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	6
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動	6
第8節 防疫及び遺体の処理	6
第9節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策	7
第3章 災害復旧計画	8

6. 危険物等災害対策計画

第1章 災害予防計画	1
第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）	1
第2節 高圧ガス・火薬類の予防対策	3
第2章 災害応急計画	4
第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）	4
第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）	6
第3節 石油类等危険物施設の事故応急対策	7
第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策	8
第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策	9
第6節 放射線使用施設等の事故応急対策	9
第7節 避難誘導対策	9
第8節 応援要請対策	9
第9節 医療救護対策	9
第10節 緊急輸送の確保	10

7. 大規模な火事災害対策計画

第1章 災害予防計画	1
第1節 災害に強いまちづくり	1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	1
第3節 防災知識等の普及	3
第2章 災害応急計画	4
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	4
第2節 活動体制の確立	5
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	6
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	6
第5節 避難の受入れ	6
第6節 施設及び設備の応急復旧活動	7
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動	7
第3章 災害復旧	8

8. 林野火災対策計画

第1章 災害予防計画	1
第1節 林野火災に強い地域づくり	1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	1
第3節 防災活動の促進	3
第4節 林野火災に対する警戒の強化	3
第2章 災害応急計画	5
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	5
第2節 活動体制の確立	6
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	6
第4節 緊急輸送のための交通の確保	7
第5節 施設、設備の応急復旧活動	7
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動等	8
第7節 二次災害の防止活動	8

9. その他

第1章 その他災害に対する対策等	1
第1節 原子力災害対策について	1
第2節 津波災害対策について	6
第3節 竜巻・突風災害対策について（風水害対策関連別記）	7

1. 総則

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、行方市防災会議が策定する計画であって、行方市の地域に関わる災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその全機能を発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害の復旧・復興を図ることを目的とする。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく茨城県国土強靱化計画は、国土強靱化の観点から、市の各計画の指針となるものとされている。このため、県、指定地方行政機関、市、指定地方公共機関等は、国土強靱化に関する部分については、県国土強靱化計画の基本目標である、

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

を踏まえ、この計画に基づく防災対策の推進を図るものとする。

第1項 本計画の構成

（1）本計画で取り扱う災害の範囲

本計画では、①地震災害、②風水害、③航空災害、④道路災害、⑤危険物等災害、⑥大規模な火事災害、⑦林野火災、⑧その他（原子力災害、津波災害、竜巻・突風災害）等について取り扱うものとする。

（2）本計画の構成

本計画の構成は、合併前の旧3町（麻生町・北浦町・玉造町）の地域防災計画を継承した以下の構成となっている。

1	総則
2	地震災害対策計画（予防計画、応急対策計画、復旧・復興対策計画）
3	風水害対策計画（予防計画、応急対策計画、復旧・復興対策計画）
4	航空災害対策計画（予防計画、応急計画、復旧計画）
5	道路災害対策計画（予防計画、応急計画、復旧計画）
6	危険物等災害対策計画（予防計画、応急計画、復旧計画）
7	大規模な火事災害対策計画（予防計画、応急計画、復旧計画）
8	林野火災対策計画（予防計画、応急計画、復旧計画）
9	その他（原子力災害対策、津波災害対策、竜巻・突風災害対策）
資料編	

（3）本計画の修正内容

平成24年度の改訂は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、改訂された茨城県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）「地震災害対策計画編」や、その他関係する内容を反映することとし、特に地震災害対策計画を主とし改訂を実施している。

構成の表現的な部分としては、県地域防災計画と同様の表現である「地震災害対策計画」を用いることとし、基本的な構成内容についても①予防、②応急対策、③復旧・復興とし表現を見直した。

平成 27 年度の改訂は、災害対策基本法の改正等による要配慮者対策の明確化や、土砂災害警戒区域等の追加指定を受け、関係する内容を見直す一部改訂を実施している。

平成 28 年度の改訂は、平成 24 年度全面改訂から歳月が経過したため、洪水浸水想定や施設統廃合による避難所等の情報更新、文章の表現、団体・組織の改称等の修正を行うほか、本市の取組である大規模水害用タイムラインの設定やエリア放送の開始、自主防災組織の行政区ごとの設置、本市の新たな防災減災体制の構築について、記載を新たにしている。

また、災害対策基本法や防災基本計画で求められている大規模震災の経験・教訓の伝承や防災教育、大災害時の市外からの行政支援を定めた受援計画、非常時の業務運営を定めた業務継続計画（BCP）の策定等、法制度に基づく新たな対策についても、将来に備えた重要な防災対策であることから、本市の取組への考え方を記載している。

なお、原子力災害対策については、県地域防災計画「原子力災害対策計画編」及び茨城県広域避難計画に基づき、本市単独の記載のみではなく広域連携での対応を含め記載を改めている。

平成 30 年度の改訂は、水防法及び土砂災害防止法の改正による「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築、「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用に向けた施策を記載している。

また、防災基本計画で示された熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等や平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）等を踏まえた修正などを行っている。さらに、避難指示等に関するガイドラインや上位計画の改正状況にあわせた修正も行っている。

令和 2 年度の改訂は、主に新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正を行っている。

令和 7 年度の改訂は、内容の更新に加え、計画の読みやすさを向上させるため、文章をユニバーサルデザインフォント（UDフォント）に変更した。

また、前回改訂から歳月が経過したため、その間に起きた各種災害の検証等を踏まえた修正を行った。令和元年東日本台風や令和元年房総半島台風の検証を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策として、ハザードマップ等の配布による災害リスクと取るべき行動の理解促進などの記載を行った。災害対策基本法の改正に基づき、個別避難計画の作成や避難勧告・避難指示の一本化等の修正を行うほか、女性の視点を踏まえた防災対策の推進、災害対応業務のデジタル化の推進について記載している。

近年では、令和 6 年能登半島地震を踏まえた修正として、避難所の生活環境確保や物資調達に関する協定の締結などの被災者支援の充実化、避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援などの記載の追加や修正を行っている。

改訂履歴	
平成 19 年 3 月	計画策定
平成 25 年 3 月	計画改訂
平成 28 年 3 月	計画一部改訂
平成 29 年 3 月	計画改訂
平成 31 年 3 月	計画改訂
令和 2 年 8 月	計画一部改訂
令和 8 年 3 月	計画改訂

（４）他の計画との関係及び位置づけ

本計画は、行方市の処理すべき事務又は業務を中心として、市域に係る各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関及び住民等が防災に関し行う事務又は業務を有機的に結合した計画である。

本計画は、災害対策基本法に基づいて定められる国（中央防災会議）の防災基本計画、県地域防災計画等との整合性及び関連性を有し、また、行方市の定める行方市総合戦略の基本理念・施策、地域特性・災害環境を踏まえた地域計画である。

また、防災は市域外との広域連携が不可欠な取組であることから、近隣自治体との同種計画との連携に努めるものである。

第2節 地勢概要

第1項 地勢

(1) 位置と地勢

行方市は、茨城県南東部に位置し、県都水戸市から南に約40km、東京からは北東に約70kmの距離にある。面積は、湖を含む全体面積で222.48km²であり、陸地部については南北約24km、東西約12kmの166.40km²である。北は鉾田市と小美玉市に、西は霞ヶ浦（西浦）を介してかすみがうら市に、南は潮来市に、東は北浦を介して鹿嶋市に接している。

主なアクセスは、高速道路では常磐自動車道の土浦北 IC、千代田石岡 IC、東関東自動車道の潮来 IC、鉾田 IC、茨城空港北 IC に近接し、令和8年度には市内のインターチェンジとして潮来行方 IC、行方 IC が供用開始予定である。国道では354号と355号が市内で交差し、霞ヶ浦にはかすみがうら市との間に霞ヶ浦大橋、北浦には鉾田市との間に鹿行大橋、鹿嶋市との間に北浦大橋の3つの大橋が架かっている。

● 位置図



(2) 地形・地質

東西の湖岸部分は低地、内陸部は標高30m前後の丘陵台地（行方台地）により形成され、傾斜地は山林、平坦部は畑地に利用されている。霞ヶ浦沿岸部はおおむねなだらかで連続的な稜線であるのに対し、北浦側は比較的起伏に富んでいる。

地質は、台地が洪積世の火山灰層に対し、水田地帯はシルト及び粘土からなる沖積層堆積物と関東平野特有の関東ローム層となっている。

出典：S48年 経済企画庁総合開発局「土地分類図」20万分の1



(3) 気象

本市の気候は、黒潮の流れる太平洋の影響を受け、年平均気温は14～15℃前後であり、茨城県内でも温暖な地域である。年平均降水量についてみると、1,500 mmを超える年もあり、比較的多い地域である。また、冬でも雪の降ることが珍しい海洋性の気候である。

次表の期間及び平成18年からの20年間で日降水量の極値は平成25年10月16日、日最大1時間降水量の極値は平成24年8月6日となっている。また、「日降水量の5年間平均値の推移」表に示すように、近年、当該地域において局地的な大雨が増えている傾向が見られる。この傾向は当該地域のみではなく、全国的な傾向とも言える。

● 気象統計

	年 降水量	日 降水量	起日	最大1時間 降水量	起日	平均 気温	最高 気温	最低 気温	平均 風速	最大 風速	風向	起日
単位	mm	mm	月/日	mm	月/日	℃	℃	℃	m/s	m/s		月/日
平成18年	2,133	253	10/24	55	1/14	14.9	33.6	-4.6	2.0	11.0	北北東	10/6
平成19年	1,373	115	10/27	37	7/15	15.1	36.1	-1.8	2.1	11.0	南南東	9/7
平成20年	*1,422	*102.5	8/31	*63	8/31	14.4	34.0	-4.2	2.2	11.0	東北東	4/18
平成21年	1,753.5	94	10/26	29.5	9/12	14.9	32.7	-3.3	2.1	10.3	北	8/31
平成22年	1,905	155.5	9/8	56.5	11/1	15.3	35.4	-3.8	2.6	12.8	西南西	2/6
平成23年	1,520.5	116.5	9/21	31	10/22	15.0	35.3	-5.4	2.5	14.5	西	4/25
平成24年	1,705.5	92	8/6	72.5	8/6	14.6	34.6	-5.7	2.5	13.8	南	4/3
平成25年	1,597	260	10/16	62.5	10/16	15.1	36.1	-5.8	2.5	13.9	北北西	10/16
平成26年	1,846	145	8/10	57.5	8/10	15.0	35.1	-4.9	2.4	12.4	東南東	2/15
平成27年	1,597	91	9/17	41.5	7/3	15.5	36.0	-3.2	2.5	10.9	南南東	12/11
平成28年	1,549	94	9/20	38.5	8/16	15.7	35.4	-3.1	2.4	13.6	南東	8/22
平成29年	1,430	149.5	10/22	44.5	7/4	15.1	35	-4.3	2.4	12.7	南	10/23
平成30年	1,447	65.5	9/30	28	8/31	16.3	35.6	-4.5	2.4	13.8	南	10/1
令和元年	1,931	158	10/25	50	9/9	16	35.7	-3.2	2.4	19.2	南東	9/9
令和2年	1,527	127	4/13	38.5	4/13	16.2	35.9	-2.7	2.4	13.2	北北東	4/13
令和3年	1,833	142	8/8	30	8/15	15.7	34.2	-5.1	2.3	12.2	南	2/15
令和4年	1,388.5	101.5	11/23	54	11/23	15.4	37.2	-4.9	2.3	10.0	南東	8/13
令和5年	1,483.5	272	9/8	67	9/8	16.7	36.6	-4.2	2.2	9.8	北	7/12
令和6年	1,733.5	90	6/18	24	11/27	16.8	36.5	-3.0	2.1	10.5	北北東	8/16
令和7年	1,205.5	89	10/31	31.5	9/18	16.3	36.9	-3.5	2.1	8.6	北	5/31
平均	1,629.4	137.4	-	44.7	-	15.5	35.4	-4.1	2.3	12.3	-	-

資料：気象庁鹿嶋アメダス 緯度：北緯35度57.8分／経度：東経140度37.3分 平年値（月・年）

なお、次の要領で求めたものから算出したものである。

- ①気温：平均は1～24時の毎正時24回の平均値。最高、最低は任意の時間の値。
- ②風速：平均風速は、0～24時全風程の算出値。最大風速は、0～24時の間の10分間平均風速の最大値。
- ③日降水量は、0～24時の日合計値。*は、資料不足値・推定値

● 日降水量等の5年間平均値の推移（mm）

	日降水量	日最大1時間降水量
昭和55年～	89.6	25.6
昭和60年～	128.8	29.6
平成2年～	110.4	27.4
平成7年～	176.8	34.4
平成12年～	152.4	38.6
平成17年～	137.7	32.3
平成22年～	153.9	56.0
平成27年～	111.7	40.5
令和2年～	146.5	42.7

第2項 社会条件

本市を取り巻く社会経済情勢は、首都東京から、東関東自動車道や常磐自動車道を経由して2時間弱で結ばれていることや、首都圏で主要な機能を担う鹿島臨海工業地帯、成田国際空港、筑波研究学園都市と近距離に位置することなど、本市の立地条件は、恵まれた状況にあると言える。

しかし一方では、この恵まれた立地条件により、市外通勤や市外購買が進み、地域産業等の活力が低下する傾向があることなども否めない。このような課題に対しては、市内産業と居住の利便性を強化していかなければならない。特に、開港した茨城空港や計画中の東関東自動車道水戸線などの波及効果を最大限生かすことにより、本市の発展の可能性が飛躍的に向上することが期待されている。

(1) 人口

本市の人口は、次表のとおりである。

● 総人口

人口（人）			世帯数
総数	男	女	
30,940	15,700	15,240	13,133

資料：令和7年10月1日現在 住民基本台帳人口※外国人住民を含む

(2) 土地利用

本市の面積及び耕地・宅地・山林・原野面積は、次表のとおりである。

● 土地利用面積（km²）

総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
222.480	33.414	41.431	13.491	43.384	3.380	14.312	73.068
100.00%	15.02%	18.62%	6.06%	19.50%	1.52%	6.43%	32.84%

資料：令和6年現在 茨城県市町村概況

(3) 用途地域

用途地域の指定現況は、次表のとおりである。

● 用途地域

区分	面積 (ha)	区分	面積 (ha)	区分	面積 (ha)
行政区域	22,248	第一種中高層住居専用地域	184	準工業地域	25
都市計画区域	16,633	第一種住居地域	26	工業専用地域	43
用途地域	289	近隣商業地域	11		

資料：都市建設課

第3節 風水害想定

第1項 風水害の発生状況

本市における過去の代表的風水害の気象条件及び被害状況は以下のとおりである。

本市は霞ヶ浦に面し、その流域面積は茨城県の35%にあたり、豊かな水の恵みがある反面、水害も多く経験している。

霞ヶ浦は、流域面積2,156.7km²北浦を含め湖面積220km²、湖岸線250km、平均水深4m、最大水深7m、平均水位Y.P+1.3m時、湖容量約9億m³、琵琶湖に次ぐ我が国第2の広さの湖で常陸利根川、北利根川を経て利根川に合流する一級河川である。

風水害の発生状況については、江戸以後と最近の出水状況について下表にまとめた。

● 風水害等記録一覧

発生年月日	被害概要
(享保年代)	大洪水のため大きな被害を受ける
(安永年代)	湖岸一帯大洪水のため被害を受ける
1786 (天明 6)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1800 (寛政 12)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1808 (文化 5)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1833 (天保 4)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1836 (天保 7)	大洪水のため増水一丈に達する
1846 (弘化 3)	大洪水のため増水一丈に達する
1849 (嘉永 2)	大水のため増水9尺(約2.7m)に達する
1868 (慶応 4)	湖岸一帯大洪水のため増水9尺(約2.7m)に達する
1870 (明治 3)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1885 (明治 18)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1890 (明治 23)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1896 (明治 29)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1898 (明治 31)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1903 (明治 36)	麻生町(行方市)大火のため目ぬき通りの141棟が焼ける
1907 (明治 40)	大洪水に襲われる
1910 (明治 43)	増水9尺7寸(約2.9m)の大水が1ヶ月余滞水する
1912 (明治 45)	延方大火のため80戸300棟が焼ける
1918 (大正 7)	暴風による被害を受ける
1938 (昭和 13)	湖岸一帯大洪水のため水田住宅が冠水する(浸水想定の前 提となる計画降雨)
1947 (昭和 22)	潮来町大火のため168棟が焼ける
1954 (昭和 29)	玉造町(行方市)大火のため20戸が全焼
2013 (平成 25) 10月	台風26号(行方市の被害:人的被害6名、住家被害8 件、床上・床下浸水40件、がけ崩れ145か所)
2019 (令和元) 8月~9月	前線等による大雨・暴風等(行方市の被害:竜巻による倉 庫の倒壊、非住家の小屋組の損壊)
2019 (令和元) 10月	台風19号(行方市の被害:人的被害1名、住家被害12 棟、非住家被害5棟)
2023 (令和 5) 6月	台風2号 (行方市の被害:人的被害2名、床上浸水1件、停電)
2023 (令和 5) 9月	台風13号 (土砂崩れ1件)

第2項 風水害の想定

(1) 浸水想定

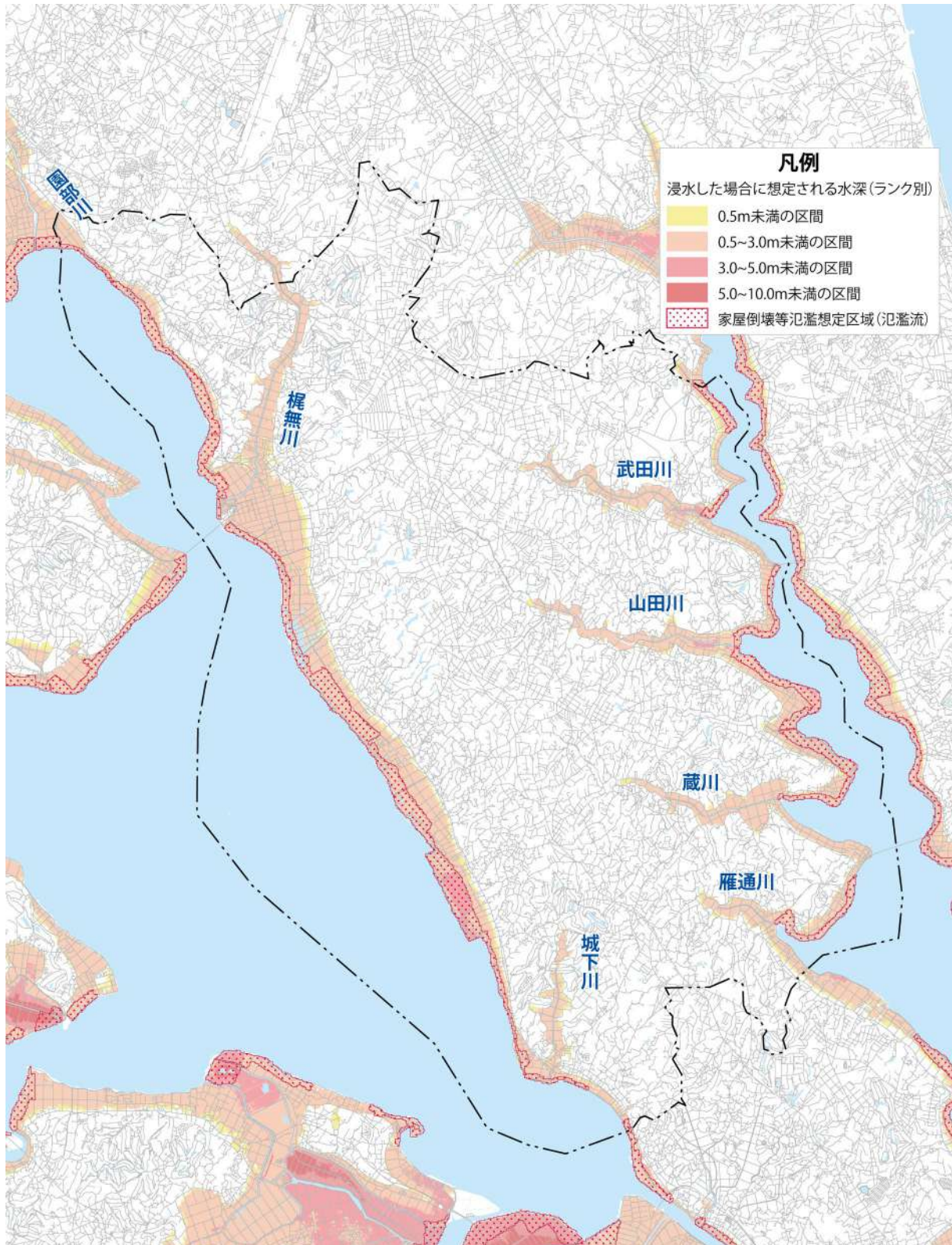
本市は以下の河川の洪水の影響をうけるおそれがある。

● 対象河川

浸水想定区域図	作成主体	想定した降雨
利根川水系霞ヶ浦洪水浸水想定区域図 利根川水系北浦洪水浸水想定区域図	国土交通省関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所	192時間総雨量 853 mm (72時間想定最大規模 降雨は 660 mm)
利根川水系園部川洪水浸水想定区域図	茨城県	24時間総雨量 668 mm
利根川水系梶無川洪水浸水想定区域図	茨城県	24時間総雨量 690 mm
利根川水系武田川洪水浸水想定区域図	茨城県	24時間総雨量 690 mm
利根川水系山田川洪水浸水想定区域図	茨城県	24時間総雨量 690 mm
利根川水系蔵川洪水浸水想定区域図	茨城県	24時間総雨量 690 mm
利根川水系城下川洪水浸水想定区域図	茨城県	24時間総雨量 690 mm
利根川水系雁通川洪水浸水想定区域図	茨城県	24時間総雨量 690 mm

なお、次図は最大規模降雨の浸水深と浸水継続時間の最大包絡を示したマップとなっており、本市の浸水が想定される箇所や浸水した場合の水深は以下のとおりである。

● 浸水深（想定最大規模（最大包絡））

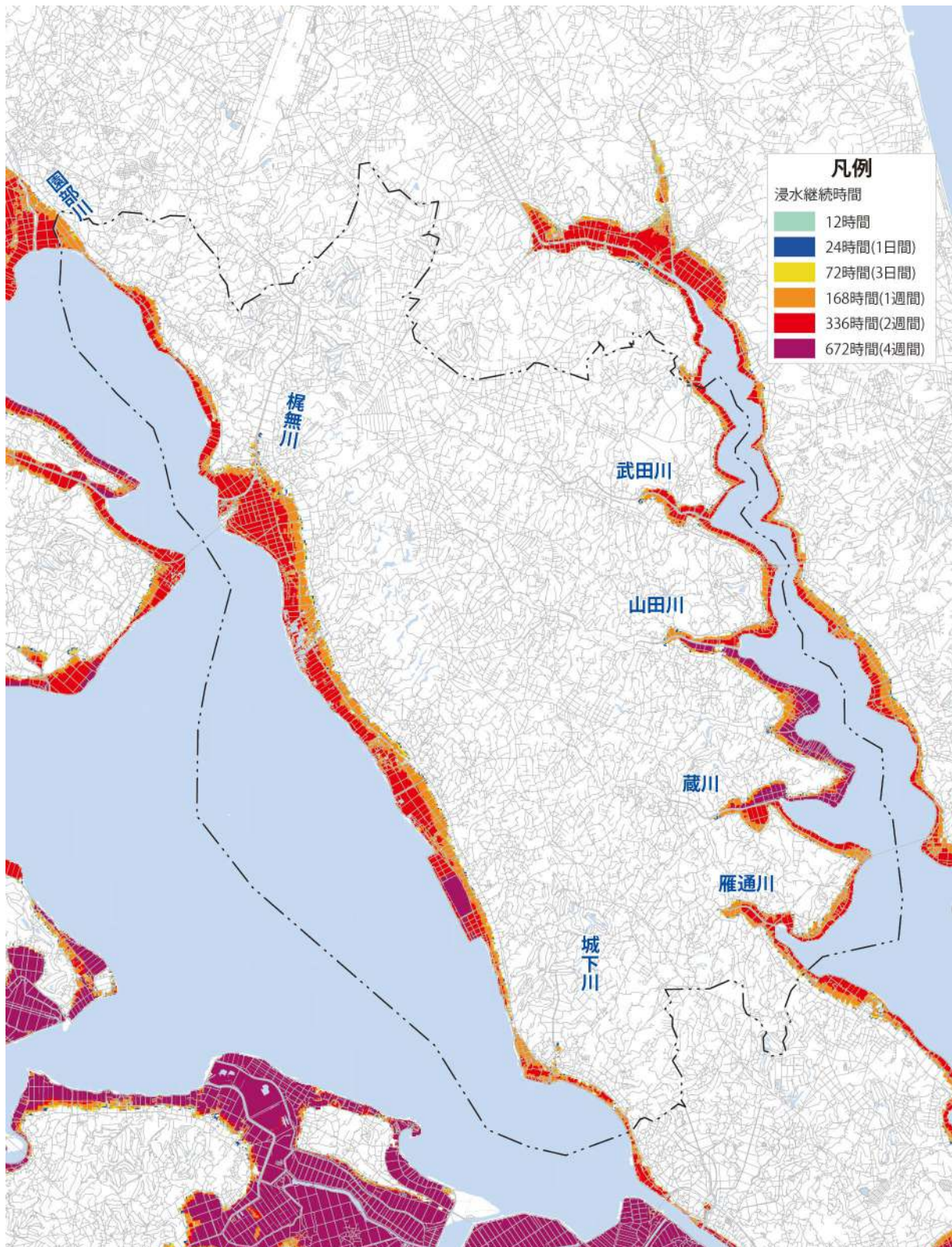


国土地理院発行 1/25,000 を使用して作成

本マップは、以下の湖や河川の洪水浸水想定区域図を重ね合わせて作成したものです。

震ヶ浦・北浦浸水想定区域図、園部川・梶無川・武田川・山田川・蔵川・雁通川・城下川浸水想定区域図

● 浸水継続時間（想定最大規模（最大包絡））



国土地理院発行 1/25,000 を使用して作成

本マップは、以下の湖や河川の洪水浸水想定区域図を重ね合わせて作成したものです。

霞ヶ浦・北浦浸水想定区域図、園部川・梶無川・武田川・山田川・蔵川・雁通川・城下川浸水想定区域図

(2) 出水

台風などによる浸水・床下浸水被害は、市街地内での排水施設の未整備によるものと、湖岸や河川に隣接した滞水しやすい地形に立地した家屋に見られる。

したがって、市街地における排水施設整備の推進に努めるとともに水害を受けやすい宅地地盤の周知と災害に強い家づくり、まちづくりへの啓発並びに指導に努めることが重要である。

(3) 崩壊

本市の丘陵部には、土砂採取区域や、急傾斜地などがあり従来は安定している斜面とみなされているものでも、多雨期における地震など悪条件が重なり崩壊する可能性も払拭できない。

東日本大震災以降の地盤状況や、近年の局地的集中豪雨の多発傾向を十分考慮し、被害を未然に防止すること、また崩壊が発生した場合における被害を最小限にとどめることなど危険予想箇所を把握し、防災パトロールの実施に努めることが必要である。

第4節 想定地震と被害想定

第1項 地震の発生状況

過去の地震については、次表のとおりである。東日本大震災についてはマグニチュード9.0を記録し甚大な被害が生じた。

● 地震記録一覧表

発震年月日 西暦 (日本暦)	震央の位置 北緯:N 東経:E	マグニ チュード	被害摘要
1923.9.1 (大12.9.1)	N35° 19' E139° 08'	7.9	関東大地震：全潰128,266。半潰126,233。焼失477,128。津波による流出868。死者99,331。負傷103,733。行方不明43,476。 茨城県の被害は死者5名、負傷40名、全潰517、半潰681。
1930.6.1 (昭5.6.1)	N36° 26' E140° 32'	6.5	那珂川下流域の地震：水戸（煉瓦堀倒る）、久慈（がけ崩れ1、倉庫傾斜1、煙突倒壊1）、鉾田（石垣崩る）、石岡（土蔵に亀裂）、真壁・土浦（壁の剥落）、宇都宮（神社の灯籠の頭が落ちた）などの被害があった。
1931.9.21 (昭6.9.21)	N36° 10' E139° 15'	6.9	埼玉県中部の地震：笠原・深谷・鴻巣・吹上付近の被害が大きい。茨城県の被害は負傷1、非住家全潰2、半潰1、煙突倒壊1。
1938.5.23 (昭13.5.23)	N36° 34' E141° 19'	7.0	塩屋崎沖の地震：被害は小名浜付近の沿岸と内陸の福島・郡山・白河・会津若松付近にあった。とくに郡山・須賀川・猪苗代付近で強く、煉瓦煙突の折損、壁落、壁や道路の亀裂があった。茨城県では煙突5本折損し、磯原で土蔵の倒壊1、小名浜に震後22分で小津波（全振幅83cm）が押し寄せた。
1938.9.22 (昭13.9.22)	N36° 27' E141° 03'	6.5	鹿島灘の地震：水戸は震度5、僅少被害。
1938.11.5 (昭13.11.5)	N36° 56' E141° 55'	7.5	福島県東方沖の地震：福島県で死1、傷9、住家全潰4、半潰29、非住家全潰16、半潰42、その他小崖崩れ、道路の亀裂、鉄道の被害が所々にあった。茨城・宮城両県でも微小被害、津波が沿岸を襲った。茨城の田中・祝では津波を観測。
1974.8.4 (昭49.8.4)	N36° 01' E139° 55'	5.8	茨城県南西部の地震：負傷者は埼玉8人、東京9人、千葉・茨城各1人、ショック死東京・茨城で各1名。震央付近で屋根瓦の落ちた家が10数軒あった。
1983.2.27 (昭58.2.27)	N35° 56' E140° 09'	6.0	茨城県南部の地震：傷11人（東京8人、神奈川2人、千葉1人）。藤代・取手・牛久・船橋などでガス管の破損などの被害。藤代町で壁の亀裂、剥落あり。
1987.12.17 (昭62.12.17)	N35° 23' E140° 30'	6.7	千葉県東方沖の地震：銚子、勝浦、千葉で震度5であった。被害のとくに大きかったのは山武郡、長生郡、市原市など。 千葉県で死者2人、負傷者144人、住家全壊16、半壊102、一部破損71,212。茨城県で負傷者4、住家一部破損1,259。
2000.7.21 (平12.7.21)	N36° 32' E141° 07'	6.4	茨城県沖の地震：那珂町で住家一部破損2棟、阿見町で断水などの小被害。
2004.10.6 (平16.10.6)	N35° 59' E140° 05'	5.7	つくば市・関城町で震度5弱を記録。人的・物的被害は無し。
2005.2.16 (平17.2.16)	N36° 02' E139° 53'	5.3	石岡市・牛久市・つくば市で重傷者各1名、土浦市・総和町・利根町・藤代町で軽傷者各1名、龍ヶ崎市ではブロック塀が長さ10mにわたり倒壊。
2005.4.11 (平17.4.11)	N35° 44' E140° 37'	6.1	本県における震度5強は震災階級改訂後初観測。人的・物的被害は無し。
2005.8.16 (平17.8.16)	N38° 09' E142° 17'	7.2	宮城県沖の地震：日本原子力研究所東海研究所（JRR-4）が自動停止。人的・物的被害は無し。
2005.10.19 (平17.10.19)	N36° 23' E141° 03'	6.3	鉾田市で軽傷者1名、物的被害無し。
2008.5.8 (平20.5.8)	N36° 13' E141° 36'	7.0	水戸市で震度5弱を記録。常総市で軽傷者1名、下妻市で6棟、土浦市で1棟が住家一部破損。
2008.7.5 (平20.7.5)	N36° 38' E140° 57'	5.2	日立市で震度5弱を記録。人的・物的被害は無し。
2011.3.11 (平23.3.11)	N36° 06' E142° 52'	9.0	8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。同日15:15に茨城県沖で最大余震（M7.7）が発生し、鉾田市で6強、神栖市で6弱を観測。人的被害：死者65名、行方不明者1名、重症34名、軽症678名。 住家被害：全壊2,634棟、半壊24,994棟、一部損壊191,221棟。床上浸水75棟、床下浸水624棟。（平成29年12月31日現在）

1. 総則
 第1章 総則
 第4節 想定地震と被害想定

発震年月日 西暦 (日本暦)	震央の位置 北緯:N 東経:E	マグニ チュード	被害摘要
2011.4.11 (平23.4.11)	N36° 56' E140° 40'	7.0	銚田市で震度6弱、日立市、高萩市、北茨城市、小美玉市、筑西市、かすみがうら市、銚田市で震度5強、水戸市、笠間市、ひたちなか市、茨城町、大子町、常陸大宮市、那珂市、城里町、土浦市、石岡市、つくば市、阿見町、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、常総市で震度5弱を記録。北茨城市、坂東市、牛久市、日立市で負傷者各1名。県沿岸部に津波警報発表。
2011.4.12 (平23.4.12)	N37° 03' E140° 38'	6.4	北茨城市で震度6弱、高萩市で震度5強、日立市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、銚田市で震度5弱を記録。北茨城市で軽傷1名、物的被害無し。
2011.4.16 (平23.4.16)	N36° 20' E139° 56'	5.9	銚田市で震度5強を、笠間市、常陸大宮市、桜川市で震度5弱を記録。笠間市、かすみがうら市で軽傷者各1名。
2011.8.1 (平23.8.1)	N36° 54' E141° 13'	6.5	日立市、常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、筑西市、桜川市で軽傷者各1名、物的被害無し。
2011.8.19 (平23.8.19)	N37° 38' E141° 47'	6.5	日立市で震度4を記録。日立市で軽傷者1名。
2011.11.20 (平23.11.20)	N36° 42' E140° 35'	5.3	日立市で震度5強、高萩市で震度5弱を記録。日立市で軽傷者1名、物的被害無し。
2012.2.19 (平24.2.19)	N36° 42' E140° 35'	5.2	日立市で震度5弱を記録。つくばみらい市で軽傷1名、物的被害無し。
2012.3.1 (平24.3.1)	N36° 26' E140° 37'	5.3	東海村で震度5弱を記録。日立市で負傷者1名、物的被害無し。
2012.12.7 (平24.12.7)	N38° 01' E143° 52'	7.3	常陸太田市、常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市で重症1名、土浦市で軽傷1名、桜川市で非住家被害3棟。県沿岸部に津波注意報発表。
2013.1.31 (平25.1.31)	N36° 42' E140° 36'	4.7	日立市で震度5弱を記録。日立市で負傷者1名、物的被害無し。
2016.5.15 (平28.5.15)	N36° 02' E139° 53'	5.5	小美玉市で震度5弱を記録。つくば市で軽傷1名、物的被害無し。
2016.11.22 (平28.11.22)	N37° 21' E141° 36'	7.4	高萩市で震度5弱を記録。津波注意報発表。
2016.11.24 (平28.11.24)	N37° 10' E141° 25'	6.2	高萩市で震度4を記録。水戸市で軽傷1名。
2016.12.28 (平28.12.28)	N36° 43' E140° 34'	6.3	高萩市で震度6弱、日立市で5強、常陸太田市で5弱を記録。高萩市、北茨城市で軽傷者各1名、高萩市で住家一部損壊5棟。
2017.8.2 (平29.8.2)	N36° 48' E140° 32'	5.5	水戸市、日立市などで震度4を記録。日立市で重傷1名、水戸市で軽傷1名、物的被害無し。
2017.8.2 (平29.8.2)	N36° 07' E140° 01'	4.6	土浦市などで震度4を記録。美浦村で軽傷1名、物的被害無し。
2018.9.5 (平30.9.5)	N36° 28' E141° 20'	5.5	日立市、高萩市で震度4を記録。人的被害なし。高萩市で住家一部損壊1棟。
2020.4.12 (令2.4.12)	N36° 11' E139° 57'	5.1	水戸市など15市町で震度4を記録。水戸市、つくば市で軽傷各1名、物的被害無し。
2021.2.13 (令3.2.13)	N37° 43' E141° 41'	7.3	日立市など10市町村で震度4弱を記録。土浦市で中等症1名、桜川市、龍ヶ崎市で軽傷各1名、物的被害無し。
2021.11.1 (令3.11.1)	N36° 27' E140° 36'	5.3	水戸市など13市町村で震度4を記録。潮来市で軽傷1名、物的被害無し。
2022.3.16 (令4.3.16)	N37° 41' E141° 37'	7.4	水戸市など15市町で震度5弱、古河市など28市町村で震度4、大洗町で震度3を記録。土浦市、ひたちなか市で重症2名、土浦市、常陸大宮市で中等症2名、土浦市、石岡市、筑西市で軽傷4名、物的被害無し。
2022.4.19 (令4.4.19)	N36° 09' E140° 03'	5.4	城里町で震度5弱、水戸市など10市町村で震度4、高萩市など20市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。
2022.5.5 (R4.5.29)	N36° 02' E139° 08'	4.8	筑西市で震度4を記録。人的・物的被害無し。
2022.5.29 (令4.5.29)	N36° 02' E140° 09'	5.4	ひたちなか市など4市村で震度4を記録。人的・物的被害無し。
2022.11.9 (令4.11.9)	N36° 02' E140° 00'	4.9	城里町で震度5強、笠間市など4市で震度4、水戸市など27市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。

発震年月日 西暦 (日本暦)	震央の位置 北緯:N 東経:E	マグニ チュード	被害摘要
2023.3.24 (令5.3.24)	N36°04' 140°03'	4.7	日立市など3市で震度4を記録。人的・物的被害無し。
2023.5.26 (令5.5.26)	N35°06' E140°07'	6.2	神栖市で震度5弱、鹿嶋市など9市町で震度4、土浦市など29市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。
2023.7.22 (令5.7.22)	N36°05' E140°08'	4.8	水戸市など7市町村で震度4を記録。人的・物的被害無し。
2024.3.15 (令6.3.15)	N37°01' E141°02'	5.8	北茨城市で震度4を記録。人的・物的被害無し。
2024.3.21 (令6.3.21)	N36°01' E139°09'	5.3	笠間市など11市町で震度4を記録。人的・物的被害無し。
2024.4.24 (令6.4.24)	N36°05' E140°06'	5.0	水戸市など7市町で震度4を記録。人的・物的被害無し。
2024.8.19 (令6.8.19)	N36°07' E140°06'	4.7	日立市、高萩市で震度4を記録。人的・物的被害無し。
2024.8.19 (令6.8.19)	N36°07' E140°06'	5.1	日立市で震度5弱。高萩市で震度4を記録。人的・物的被害無し。

資料：県地域防災計画「地震災害対策計画編」による。

第2項 想定地震

(1) 茨城県地震被害想定

茨城県では、平成28年度から30年度にかけて、最新の人口分布や建物分布状況、インフラの整備状況などを反映した、県における首都直下地震等のきめ細かな被害想定について、国の被害想定と整合を図りながら実施するとともに、東日本大震災後に本県において検討した津波浸水想定に基づく被害を想定することにより、県の地震被害想定の見直しを約20年ぶりに実施した。

茨城県地域防災計画では、県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、下表にある7つの地震が設定されている。

なお、想定地震の震源位置、規模等はいくまでも想定であって、想定どおりの地震が発生するとは限らない。想定した地震以外にも、甚大な被害となる地震が県内又はその周辺で発生する可能性があるという認識をもつことが重要である。

● 想定地震とその概要

No	地震名	地震規模	想定の見点	地震動評価法	参考モデル
①	茨城県南部の地震（茨城県南部）	Mw7.3	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	詳細法	内閣府（2013）
②	茨城・埼玉県境の地震（茨城・埼玉県境）	Mw7.3			内閣府（2013）
③	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震（F1断層）	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害		原子力規制委員会審査会合資料など
④	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震（棚倉破砕帯）	Mw7.0			
⑤	太平洋プレート内の地震（北部）（太平洋プレート（北部））	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害		地震調査委員会長期評価部会での議論
⑥	太平洋プレート内の地震（南部）（太平洋プレート（南部））	Mw7.5			
⑦	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震（茨城県沖～房総半島沖）	Mw8.4	津波による被害		簡便法

(2) 首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

① 首都直下地震

イ 首都直下地震緊急対策区域

首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、本市は、「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

ロ 地方緊急対策実施計画

首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」は、その定められるべき基本事項が、本計画「2.地震災害対策計画」に含まれるため、本計画「2.地震災害対策計画」は地方緊急対策実施計画を兼ねるものとする。

なお、地方緊急対策実施計画の目標及び期間については、本計画「2.地震災害対策計画」のほか、茨城県国土強靱化計画に記載のとおりとする。

② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、本計画「9.その他」第1章第2節第2項「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」に準ずるものとする。

(3) 地震動

地震動とは、地震によって発生する揺れのことであり、地震の揺れを振動として捉えた概念である。計画上では本市の震度について湖岸部、河川の流域部などの低地に対し比較的大きな揺れとなり、丘陵部については揺れが若干少ない傾向が示されており、過去の予測傾向からも同様の状況で推移している。

地震動の予測については、地震調査研究推進本部により全国地震動予測地図が作成されているが、その成果に基づいて全国地震動予測地図が更新され、平成31年3月現在では「全国地震動予測地図2018年版」として公表しているほか、防災科学技術研究所は、同地図を活用し一般的な利用者が簡単に閲覧できる「地震ハザードステーション J-SHIS」システムを構築し情報提供に取り組んでいる。

これらの最新のデータを常に意識し対策を検討していく必要がある。

(4) 地盤の液状化

液状化とは、地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象である。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、また地中の比重の軽い構造物が浮き上がるなどの現象が生じる。

特に建物を支持する力が極端に低下することから建物の崩壊などを招き面的に大きな被害が生じる。

本市における地盤の液状化の想定は、湖岸、河谷平野部は危険度が高いからやや高いと想定され、丘陵部は危険度なしと想定している。

東日本大震災の液状化被害に関し、国土交通省による実態解明の報告書によると、霞ヶ浦北西部調査により本市湖岸部に被害が生じている状況が確認できる。

この調査の前提条件において砂・水の噴出した場所を主とし、地表面への噴出が確認されない形状の変化などは除外していることからさらに液状化被害が広範囲に及ぶ傾向が考えられる。

いずれにしても、大きな被害地点の違いは生じないと予測できることから前段での想定に関しては妥当と考えられ、引き続き対策を検討する必要がある。

(5) 建物・人的被害

本市の人口集積地は、湖岸や谷底平野に集中しており、丘陵上の立地に比較して地震動をより増幅して建物被害や地盤の液状化をより強く招く傾向がある。

建物被害は、新耐震工法によるものは震度5強に耐え得るとされるが、耐震対策が図られていない旧工法によるものや、老朽化した建物、さらに、軟弱地盤で近年開発された宅地、建物や今後開発されるものについては、耐震性能について広報による啓発や指導を推進し、震災の軽減に努める。

また、地震動による建物の崩壊被害とともに火災発生による被害が想定されるが、本市における旧来からの集落は、それらやや軟弱な地盤の中でも、丘陵裾野や河川湖岸の自然堤防上のより良い地盤に立地しており、自然に対する伝統の知恵が生かされているといえる。

その反面、旧来からの建物が密集し防火耐火性能が低いことと、居住者に単身高齢者や高齢者のみの世帯が占める割合が高いなど震災に弱い側面も指摘できる。

第5節 防災責任者等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係ある各関係機関の所掌事務は、下記のとおりである。

第1項 行方市

- 1) 行方市防災会議及び行方市災害対策本部に関すること。
- 2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること。
- 3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。
- 4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。
- 5) 救出救助、防疫等罹災者の救助、保護に関すること。
- 6) 災害復旧資材の確保に関すること。
- 7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- 8) 被災市営施設の応急対策に関すること。
- 9) 災害時における文教対策に関すること。
- 10) 災害対策要員の動員、ボランティアに関すること。
- 11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- 12) 被災施設の復旧に関すること。
- 13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
- 14) 災害救助法の適用に関すること。
- 15) 生活救援物資の供給に関すること。
- 16) 生活福祉資金の貸付けに関すること。
- 17) 災害に強いまちづくりを進めるため市の各部門別計画との連携・調整を図ること
- 18) 被害の軽減、地域社会の不安の解消及び復旧を図るための業務継続計画（BCP）策定に関すること

第2項 茨城県

(1) 県

- 1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務に関すること。
- 2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること。
- 3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。
- 4) 災害の防御と拡大の防止に関すること。
- 5) 救助、防疫等罹災者の救助保護に関すること。
- 6) 災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。
- 7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- 8) 被災県営施設の応急対策に関すること。
- 9) 文教対策に関すること。
- 10) 災害時における社会秩序の維持に関すること。
- 11) 災害対策要員の動員に関すること。
- 12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- 13) 被災施設の復旧に関すること。
- 14) 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等に関すること。
- 15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力に関すること。

(2) 鹿行県民センター

市の区域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧の連絡調整に関すること。

(3) 潮来保健所

- 1) 医療救護及び助産活動に関すること。
- 2) 医療施設の保全に関すること。
- 3) 防疫その他保健衛生に関すること。
- 4) 毒物、劇物に関すること。

(4) 鉾田工事事務所

- 1) 県の所管する河川、道路及び橋梁の保全に関すること。
- 2) 水防活動の指導に関すること。

(5) 茨城県警察本部行方警察署

- 1) 公安の維持、警備及び情報に関すること。
- 2) 被災者の救出及び避難に関すること。
- 3) 警察通信及び交通規制等に関すること。
- 4) 遺体、行方不明者を含む捜索及び検視に関すること。

第3項 指定地方行政機関

(1) 警察庁関東管区警察局

- 1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- 2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
- 3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- 4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
- 5) 警察通信の確保及び統制に関すること。
- 6) 津波警報の伝達に関すること。

(2) 総務省関東総合通信局

- 1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
- 2) 災害時テレコム支援チーム（M I C-T E A M）による災害対応支援に関すること。
- 3) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。
- 4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。
- 5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

(3) 財務省関東財務局

- 1) 災害査定立会に関すること。
- 2) 金融機関等に対する金融上の措置に関すること。
- 3) 地方公共団体に対する融資に関すること。
- 4) 国有財産の管理処分に関すること。

(4) 文部科学省原子力規制委員会原子力規制庁（放射線対策・保障措置課放射線規制室）

- 1) 原子力施設及び放射線施設等の安全に係る規制に関すること。
- 2) 原子力施設及び放射線施設等周辺環境放射線の監視に関すること。

3) 原子力災害時における情報の収集及び伝達に関すること。

(5) 厚生労働省関東信越厚生局

- 1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。
- 2) 関係機関との連絡調整に関すること。

(6) 厚生労働省茨城労働局

- 1) 工場、事業場における労働災害防止に関すること。
- 2) 災害時における賃金の支払いの確保に関すること。
- 3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。
- 4) 労災保険給付に関すること。
- 5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。

(7) 農林水産省関東農政局

- 1) ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。
- 2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。
- 3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。
- 4) 災害時における災害救助用米穀の供給に関すること。
- 5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
- 6) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。
- 7) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
- 8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。

(8) 農林水産省関東森林管理局

- 1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。
- 2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

(9) 経済産業省関東経済産業局

- 1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- 2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- 3) 被災中小企業の振興に関すること。

(10) 経済産業省関東東北産業保安監督部

- 1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関すること。
- 2) 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

(11) 国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所

- 1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- 2) 公共施設等の整備に関すること。
- 3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
- 4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。
- 5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。
- 6) 災害時における復旧資材の確保に関すること。
- 7) 災害時における応急工事等に関すること。
- 8) 災害復旧工事の施工に関すること。

- 9) 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する事。
- 10) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関する事。
- 11) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関する事。
- 12) 河川、道路等社会資本の応急復旧に関する事。
- 13) 大規模自然災害発生時のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣に関する事。
- 14) 大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣
- 15) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事。
- 16) 「災害時の情報交換に関する協定」に関する事。

(12) 国土交通省気象庁東京管区気象台水戸地方気象台

- 1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関する事。
- 2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説の実施に関する事。
- 3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- 4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。
- 5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事。

(13) 国土交通省関東運輸局

- 1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する事。
- 2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関する事。
- 3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関する事。

(14) 国土交通省東京航空局

- 1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関する事。
- 2) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。
- 3) 指定地域上空の飛行規則とその周知徹底に関する事。

(15) 国土交通省関東地方測量部

- 1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事。
- 2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関する事。
- 3) 地殻変動の監視に関する事。

(16) 環境省関東地方環境事務所

- 1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事。
- 2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事。
- 3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事。
- 4) 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関する事。

第4項 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社

- 1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事。
- 2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事。
- 3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関する事。
- 4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事。

(2) 日本銀行水戸事務所

- 1) 通貨の円滑な供給の確保に関する事。
- 2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関する事。
- 3) 金融機関の業務運営の確保に関する事。
- 4) 金融機関による金融上の措置の実施に関する事。
- 5) 上記各業務にかかる広報に関する事。

(3) 日本赤十字社茨城県支部

- 1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事。
- 2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関する事。
- 3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関する事。
- 4) 義援金品の募集配布に関する事。

(4) 独立行政法人水資源機構（利根川下流総合管理所、霞ヶ浦用水管理所）

- 1) ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築に関する事。
- 2) 前号に掲げる施設の使用、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工事に関する事。

(5) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

- 1) 放射線災害の防止及び応急対策等に関する事。

(6) 日本放送協会水戸放送局

- 1) 気象予報、警報等の周知徹底に関する事。
- 2) 災害状況及び災害対策室の設置に関する事。
- 3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関する事。

(7) 東日本電信電話株式会社（NTT東日本）茨城支店

- 1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
- 2) 災害時における緊急電話の取扱いに関する事。
- 3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。

(8) 東京電力パワーグリッド株式会社（竜ヶ崎支社、土浦支社）、株式会社 J E R A

- 1) 災害時における電力供給に関する事。
- 2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。

(9) 日本通運株式会社

- 1) 救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。

(10) KDDI 株式会社

- 1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
- 2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。

(11) 株式会社NTTドコモ茨城支店

- 1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- 2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

(12) ソフトバンク株式会社

- 1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- 2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

第5項 指定地方公共機関

(1) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

- 1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
- 2) 生活福祉資金の貸付けに関すること。

(2) 医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会）

- 1) 災害時における応急医療活動に関すること。

(3) 水防管理団体

- 1) 水防施設資材の整備に関すること。
- 2) 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。
- 3) 水防活動に関すること。

(4) 運輸機関（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、首都圏新都市鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会）

- 1) 災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること。

(5) 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- 1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること。
- 2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること。
- 3) 高圧ガスの供給に関すること。
- 4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。

(6) 報道機関（株式会社茨城新聞社、(株)LuckyFM 茨城放送）

- 1) 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
- 2) 市民に対する災害応急対策等の周知に関すること。
- 3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動への協力に関すること。

(7) 茨城県土地改良事業団体連合会

- 1) 各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する指導及び復旧計画書作成に関すること。

第6項 防衛省・自衛隊

- 1) 防災関係資料の基礎調査に関する事。
- 2) 災害派遣計画の作成に関する事。
- 3) 県地域防災計画にあわせた防災に関する訓練の実施に関する事。
- 4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。
- 5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。

第7項 鹿行広域事務組合消防本部

(以下「鹿行広域消防本部」という。)

- 1) 災害時の情報、予報、警報の伝達に関する事。
- 2) 家屋施設の火災等災害予防に関する事。
- 3) 被災者の救出救助及び避難に関する事。
- 4) 救出活動に支障となる工作物の除去及び消火、その他防災業務に関する災害調査に関する事。
- 5) 消防に関する事。

第8項 その他関係機関

(1) 行方市商工会

- 1) 被害調査に関する事。
- 2) 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関する事。
- 3) 融資希望者の取りまとめ、あっせん等に関する事。

(2) なめがたしおさい農業協同組合

- 1) 肥料、薬剤、種苗等の供給に関する事。
- 2) 農業技術指導に関する事。
- 3) 被災農業者の融資に関する事。
- 4) 被害調査に関する事。
- 5) 災害時における飼料の供給に関する事。

(3) 保健所、水郷医師会、土浦協同病院なめがた地域医療センター、その他一般診療所・病院

- 1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事。
- 2) 災害時における負傷者等の医療救護に関する事。
- 3) 災害派遣医療チーム（DMAT）に関する事。

(4) 一般運輸事業者

- 1) 災害時における緊急輸送の確保に関する事。

(5) 危険物関係施設の管理者

- 1) 災害時における危険物の保安措置に関する事。

2. 地震災害対策計画

第1章 地震災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1項 対策に携わる組織の整備

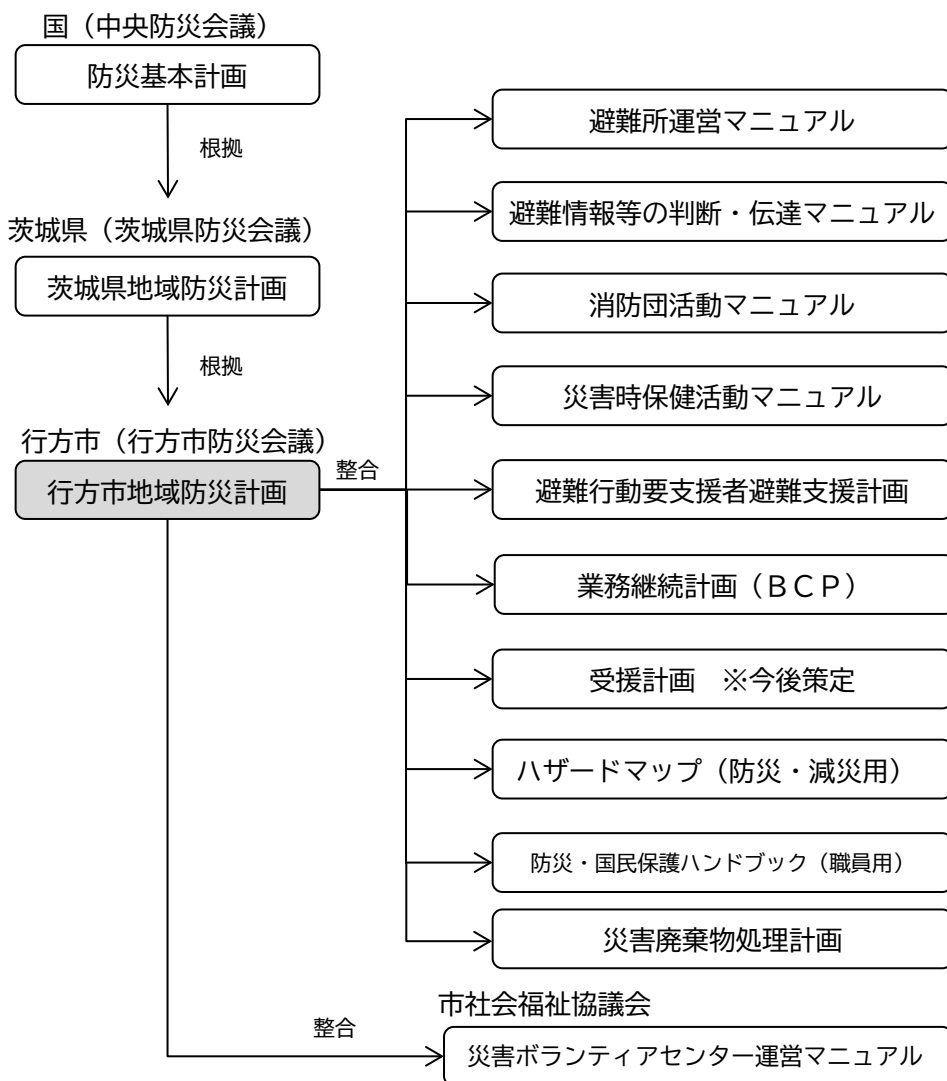
災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

その推進としては、災害対策基本法第16条に基づき行方市防災会議を設置し、地域の特性に応じた地域防災計画及び地震災害の特色を考慮した震災の対策計画を作成するものとする。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を積極的に図り、平時及び災害時における男女共同参画の視点からの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

あわせて、具体的な取組として防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むものとする。

● 地域防災計画の体系図



市は、日頃より積極的に地震防災対策を推進するとともに、災害時において円滑な応急対策を実施するため、職員に対し日常業務とは異なる震災時の対応についての知識や心構えを周知徹底する。

また、業務継続計画（BCP）に基づき、災害応急対策等の実施に必要な庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全等に万全を期するものとする。

第2項 相互応援体制の整備

県、本市及び防災関係機関等は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

なお、相互応援体制や連携体制の確保に当たっては、実効性の確保が必要である。

また、受入体制の構築、受入れ後の事務等の取り扱いを円滑なものとするため、応援計画策定を行う。計画については、今後、次の点に留意して策定を検討する。

- 1) 緊急消防援助隊（消防）や広域緊急援助隊（警察）、DMAT（医療）、自衛隊、物資調達（自治体連携等）等の公的機関からの受援を対象として、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を検討する。
- 2) 応援側となる公的機関等の各主体や内容に注目して、主体別に受援のフレームワークを検討する。
- 3) 記載内容の多くは、従来の地域防災計画でも整理されていることから、本計画（本項）との整合を図る。

（1）応援要請・受入体制の整備

① 市町村間の相互応援

○ 協定の締結

本市は、本市の地域に関わる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき県外の市町村との広域応援協定の締結を推進するとともに、すでに締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

○ 応援要請体制の整備

本市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

○ 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

○ 派遣体制の整備

市は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。また、県や民間機関の協力を得て、応援派遣が想定される職員リストをあらかじめ作成する。さらに、平時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(2) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

本市は、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(3) 県と防災関係機関及び防災関係機関間の連携

本市は、区域内又は所掌事務に関係する関係機関に対して、震災時及び風水害時において、応急対策等に対し積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。このため、関係機関の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(4) 本市に係る協定及び広域応援

鹿行広域消防本部では、大規模な災害等に対応するため、次表のとおり消防相互応援協定を締結している。

特に、災害規模に応じて消防力の投入が可能な相互応援を確立するため、県内の応援可能な関係団体と「茨城県広域消防相互応援協定書」を締結しており、特色としては、

- 1) 県内の市町村及び組合消防が一本化の協定書により締結
- 2) 協定における実施区域が県内全域
- 3) 消防組織法第1条に定められる全ての災害で応援活動が必要なものを対象
- 4) 応援に要する経費は一部を除き応援側負担などがある。

資料編2-1 「消防相互応援協定の締結等状況」

資料編2-2 「東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定の締結状況」

資料編2-3 「行方市災害時応援協定・覚書締結一覧」

第3項 防災組織等の活動体制の整備

大規模な地震災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含め市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。その際、多様な世代や女性の参画を促進していく環境づくりを積極的に実施するものとする。

(1) 自主防災組織の整備

自主防災組織とは、災害時、地元地域において、町内会・自治会等の地域組織が母体となって住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体であり、東日本大震災以降、公的機関の救援が始まるまでの初期防災の重要性から、自助・共助の取組として、自主防災組織の設置が全国的に推進されている。

本市においては消防団団員数が県内有数の規模であり、退団後においては地元の防災活動にかかわれることから、92地区の行政区において、それぞれ自主防災の土壌が育っている現状にある。そのため本市では、92行政区が自主防災組織の役割を兼ねそろえ、自主的な活動に取り組んでいる。

今後、発生が危惧される茨城県沖地震や首都直下地震等の大規模災害に備えるため、本市としても、引き続き、自主防災組織の活動支援や、普及啓発、要配慮者への声かけ、避難訓練等を推進し、地域の防災力向上を図る。

① 普及啓発活動の実施

広報誌やパンフレット等をはじめ、防災講演会や研修会の開催等を行い、自主防災組織に関する普及・啓発に努める。また、避難訓練や、防災活動の取組例等の情報提供を行い、地域での活動を支援する。

② 自主防災組織の編成

本市では92地区の行政区において、自主防災組織の役割を担うものとする。

③ 自主防災組織の活動内容

【平時】

- ・ 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ・ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ・ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ・ 消火用資機材、及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ・ 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

【災害時】

- ・ 初期消火の実施
- ・ 情報の収集・伝達
- ・ 救出・救護の実施及び協力
- ・ 集団避難の実施
- ・ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等
- ・ 要配慮者の安全確保

④ 協力体制の整備

市は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、自主防災組織の協力体制の整備を目的として、行政区等による連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換を行うなど連携体制を強化する。

⑤ 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、資機材の整備や防災情報の提供等について支援及び助成を図る。

⑥ リーダーの養成

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

資料編1-6(1) 「民間防火組織(幼年消防クラブ)の状況」

資料編1-6(2) 「行政区92区一覧」

(2) 災害対策のための平時からの保健活動

災害発生時初期の医療活動は救急救命活動が優先されるが、活動を効率的なものとするためには、地域の特性や特徴、支援を必要とする人の居住する地区の事前把握等、発災前の基礎情報の収集が重要となる。

そこで本市では、「行方市災害時保健活動マニュアル」を策定し、保健師と連携しながら、日頃の保健・福祉活動で得られた情報の整理、及びその活動の支援に取り組んでいる。主な活動は次のとおりである。

1) 各組織における支援活動体制整備

- 2) 関係機関との役割分担・連携（情報伝達体制整備）
- 3) 災害時保健活動に必要な物品整備
- 4) 防災に関する普及啓発

なお、茨城県は令和7年3月に、関東・東北豪雨や熊本地震、能登半島地震など最近発生した大規模災害の教訓を踏まえて「県災害時保健活動マニュアル」を改訂したことから、今後、本市マニュアルも県との整合性を図りながら、必要な支援や活動についての取組を進める。

（3）事業所防災体制の強化

防火管理者及び危険物施設等管理者に対して、出火の防止や初期消火体制の強化等を指導し、事業所防災体制の強化及び相互間の応援体制確立に努める。特に危険物等施設は災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

大規模地震に関する国や県の情報が発表された場合には、社会的混乱の防止、及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。したがって、ガソリンスタンド、LPガス販売所等、防火対策上重要な事業所に対して、日頃から防火対策の万全を期するよう指導及び協力を要請するとともに、食料、生活物資を取り扱う事業所及び金融機関等、生活関連事業所に対しても住民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続するよう指導及び協力を要請する。

（4）ボランティア組織の育成・連携

① 災害ボランティアの定義

災害ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線等）については次の表に示す関係団体等がそれぞれ受け入れ、紹介等に係る調整を行う。

● ボランティアの分類

区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入窓口
一般	・炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等	養成有り 登録有り	県（福祉部）、市	県社会福祉協議会 市社会福祉協議会
医療・防疫	・医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士） ・調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師） ・健康管理・栄養指導（保健師、助産師、管理栄養士、栄養士） ・歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士） ・メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士） ・医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）	養成無し 登録無し	県（保健医療部、福祉部）	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県（県民防災・危機管理部）	県国際交流協会

区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入窓口
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県 (県民防災・危機管理部)	県 (県民防災・危機管理部)

② 一般ボランティアの担当窓口の設置

市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの担当窓口を設置する。

平成28年に市社会福祉協議会は、ボランティアセンター運営マニュアルを策定しており、災害発生時におけるボランティア活動の「受入窓口」となることとしており、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を整備するものとする。

また、県社会福祉協議会は、併せて、災害の発生時における迅速な支援体制整備等のため、平時から災害初動期において活動できる人材の養成等を図る。

③ 受入窓口の整備と応援体制の確立

受入窓口は、ボランティアの受入れを円滑に進めるため、体制整備を強化するとともに、市社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の協力体制強化を図るものとする。

④ 一般ボランティアの養成・登録

1) コーディネート機能の強化（県社会福祉協議会、市社会福祉協議会）

災害時、それぞれ「ボランティア支援本部」「災害ボランティアセンター」における、ボランティアの受入れ、調整、紹介を組織として一元化して行えるよう、あらかじめ職員への研修の充実や訓練の強化をするとともに、市の拠点施設における業務が生じることから円滑な受入れができる体制づくりを実施する。

○ ボランティア支援本部が行う業務

- ア 紹介先、紹介人数、活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整
- イ アに基づくボランティアの紹介
- ウ 県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介

○ 災害ボランティアセンターが行う業務

- ア 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整
- イ アに基づくボランティアの紹介
- ウ ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

2) 災害ボランティアセンター運営訓練の実施

市社会福祉協議会は、災害時にボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、災害ボランティアセンター運営訓練を実施する。

3) 一般ボランティアの登録

災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストは市社会福祉協議会を通じ県社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。

⑤ 災害ボランティア団体との連携

市内のボランティア団体、ボランティア関連団体、NPO、企業、大学等とのネットワーク化を進めるとともに、県内のボランティア団体や全国災害ボランティア支援団体ネットワークとの交流等により、災害時における協力体制を整備する。

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るものとする。また、災害時において災害ボランテ

ィア活動が円滑に行われるよう、国は、被災者援護協力団体の登録及びそのデータベースの整備を進めるとともに、市及び国は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。

なお、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

⑥ 災害ボランティアの活動環境の整備

1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2) 災害ボランティアの活動環境の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

また、市及び国は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

さらに、市及び国は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるとともに、市は、登録ボランティア人材のデータベースの整備を図るものとする。

市及び国は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

3) ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

4) 被災者支援の迅速・適切な実施

インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進、ボランティア等の個人情報の保護や感染症予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。

(5) 企業防災の促進

① 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

さらに、市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。

また、県、市、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

加えて、市及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、さらには自主防災組織や消防団との積極的な連携を図るよう防災に関するアドバイスを行う。

② 情報連絡体制の整備

市は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

③ 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策

企業等においては、地震発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

また、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努めるものとする。

第4項 情報通信ネットワークの整備

災害発生時には、国、県、市、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、全ての対策の基本となる。そのため、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図るものとする。また、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。

（1）多様なネットワークの構築

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信ネットワークが必要である。それぞれの利点欠点を考慮して使用していくとともに、継続的に平時から管理・点検しておく必要がある。

このため、市及び県は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラートの活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。また、Lアラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

(2) 業務継続性の強化

業務継続計画（BCP）に基づき、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼動するようにする。

(3) 災害時通信施設等の整備

① 防災行政無線等

住民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、戸別受信機等）及び携帯電話も含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

② 防災対応型エリア放送

本市では、近年増加している自然災害等が発生した際の情報伝達手段となり、より安心安全な地域を構築するため、自治体における先駆的な取組としてエリア放送の導入を決定した。これにより、住民に対して、日常の防災・減災情報や、災害時における緊急時の迅速な情報提供を行う防災対応型エリア放送『なめがたエリアテレビ』が平成28年10月29日から本放送を開始した。

このエリア放送は、市が放送免許を取得し、運用する一般放送（52ch）であり、地上デジタル放送波の空きチャンネルを有効利用している。そのため、一般の家庭用テレビのみならず、TVチューナー機能付きの全ての情報端末機器で受信できる。

エリア放送で市全域をカバーするため、送信アンテナを防災行政無線に設置しており、今後も放送エリア拡大と放送内容の充実整備に努める。

なお、地域向け放送の内容は、緊急時並びに平時において、おおむね次のとおりとなる。

- ・ 緊急情報の発信
- ・ 災害・防災・被災地情報の発信
- ・ 天気予報
- ・ 地域コミュニティ向けの情報発信
- ・ 交通機関・道路等に関する情報発信
- ・ 商店街向けの情報発信

③ 消防無線

消防無線には周波数別に①活動波、②共通波、③主運用波・統制波、④全国共通波がある。特に、広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、全国共通波の整備に努める。

また、いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で無線により直接、連絡調整を行える。

④ 災害時の優先通信

必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

(4) 災害時通信施設等の耐震化・負荷の分散

① バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

② 非常用電源の確保

震災時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

③ 耐震化・免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

④ サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止や、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。

(5) 災害通信施設の利用

① 茨城県防災情報ネットワークシステム

県防災・危機管理課、災害関係各課、災害関係機関、鹿行県民センター、近隣市町村と緊密な連絡をとり、応援体制の確立を図る。

② 防災行政無線等

市防災行政無線により、住民に対して災害情報などの伝達を図るにあたり、難聴地域が発生した場合、市補助事業による戸別受信機及びエリア放送で解消を図る対応に努める。

③ アマチュア無線

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置する。

(6) 茨城県防災情報ネットワークシステムとその活用

① 防災情報システムの概要

県の防災情報システムは、気象情報、被害情報、映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県災害対策本部や市町村災害対策本部、消防本部、救急医療機関、防災関係機関において、当該情報を共有することができるシステムである。

市町村災害対策本部や消防本部等は、被害情報を入力することができ、県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧することができる。

このシステムにより、気象情報を迅速・的確に市町村、消防本部など関係機関に伝達できるとともに、多様な情報を関係機関で共有できるようになり、より迅速・的確で円滑な防災対策を講じることができる。

② 防災情報システムの機能

防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりである。

- ア 気象情報等（予・警報、地震情報、避難情報、避難所開設情報等）の迅速な伝達
- イ 各機関における被害情報（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）等の登録・共有
- ウ 防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通信事情に左右されない救急車から救急医療機関への無線を含む連絡網の構築
- エ いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県、市町村等における共有
- オ 国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有

③ 防災情報ネットワークシステムの平時の活用

災害時に十分機能を発揮できるよう、防災情報ネットワークシステムの適正な維持管理を進めるとともに、端末操作研修や端末操作訓練を通して、各構成機関担当者の習熟度向上を図る。

(7) 非常通信体制の設備強化

① 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時から非常用電源設備を活用しての県防災情報システムをはじめ、非常・緊急通話用電話などの非常通信の伝送訓練及び試験等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

② 非常通信の普及、啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

③ その他通信網の整備

インターネット、パソコン通信等多様な通信メディアの活用について検討し、平時からの防災知識の普及及び災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

(8) 情報提供に係る多様な通信手段の活用

市は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。

また、市民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、インターネット（メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やLアラート等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第2節 地震に強いまちづくり

本市は県の南東部に位置し、本市全域が都市計画法による都市計画地域に指定されている。これらの地域については都市施設、市街地開発事業など都市災害の未然防止を第一として、都市機能を十分発揮できるよう用途地域の指定をおこない、その他優良な集団農地で将来とも農業振興地域である指定も行った。したがって、都市部と農村部との調和を図り、秩序ある都市形成を図るものとする。

第1項 防災まちづくりの推進

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、本市総合戦略書やその他計画に基づき、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの推進に努める。

- 1) 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- 2) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- 3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- 4) 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画

上記計画等により道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

(1) 防災空間の確保

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両が通行するための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

① 緑地保全地域・特別緑地保全地区の指定

都市緑地法に基づき、緑地保全地域等を指定し、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てるものとする。

② 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図る。

③ 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

震災時においては、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設拡幅は、沿道構造物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが多い。

このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。この際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

また、倒木等による通行障害を未然に防止するため、緊急輸送道路や避難路沿道における危険木の把握及び予防伐採等の適切な維持管理を推進する。

④ 防災拠点や避難地となる公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を行い、公園防災機能の一層の充実を図る。

⑤ 消防活動空間確保のための街路整備

消防車両が進入できない道路は、火災延焼の危険性が高いだけでなく、消防活動の困難性が特徴としてあげられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。

このため、消防活動困難区域における街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

(2) 防災拠点の整備

災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

また、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

(3) 避難施設の整備

① 避難施設整備計画の作成

夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

② 避難場所

延焼火災、山崖崩れ、津波及び建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

- 1) 避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

③ 広域避難場所

災害時の延焼火災の発生が想定されるため、②の避難場所に加え、さらに規模の大きい避難場所が必要となる。このため、次の設置基準に従って、広域避難場所の整備を行う。

- 1) 広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として1人当たり2m²以上を確保することを原則とする。
- 2) 広域避難場所は要避難地区住民の全ての住民を収容できるよう配置するものとする。
- 3) 広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- 4) 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- 5) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。
- 6) 地区分けをする場合においては、町丁単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は2km以内とする。

④ 避難路の確保

市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定するものとする。さらに、市町村職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の確保に努めるものとする。

- 1) 避難道路はおおむね8m~10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- 2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。
- 3) 避難道路は、相互に交差しないものとする。

(4) 建築基準法第22条に基づく区域指定

防火地域及び準防火地域以外の市街地について耐火建築物及び簡易耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造らなければならない区域の指定を行い、火災の延焼防止を図る。

第2項 非常用電源の整備

市庁舎は、災害発生時の活動拠点であるとともに、市の業務遂行に不可欠の電子システムが置かれている。その電子システムの機能停止は、災害時に不可欠な情報交換も停止することを意味するため、大地震等の災害による長時間の停電時においても電子システム等の維持に必要な非常用発電機の整備に努める。

第3項 建築物の不燃化・耐震化等の推進

地震による建築物の損壊、消失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進していく。特に旧耐震基準の建築物については、茨城県耐震改修促進計画、行方市耐震改修促進計画に基づき耐震化を推進していく。その他公共施設について順次対策が進んでいるが、今後もその他の施設の耐震、不燃化に努める。

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

① 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

茨城県耐震改修促進計画・行方市耐震改修促進計画に基づき県関係機関との連携を図りながら、住宅、多数の者が利用する建築物、公共施設の耐震化を推進する。

② 耐震診断基準の周知

建築士による耐震診断の促進を図るため、一般財団法人日本建築防災協会発行の耐震診断基準及びその講習会等の案内・周知を行う。

③ 住宅の耐震化の促進

茨城県と連携を図りながら、地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、県が養成した木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。

④ 広報活動等

茨城県と連携を図りながら、建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、併せて、一般県民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

⑤ 所有者等への指導

特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

(2) 応急危険度判定体制の充実

災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、判定士の養成や動員体制の整備等を県関係機関と連携を図りながら推進する。

(3) 被災宅地危険度判定体制の充実

災害時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化など、県関係機関と連携を図りながら推進する。

(4) 建築物の落下物対策の推進

① 一般建築物の落下物防止対策

県関係機関の指導の下に、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講ずる。

- ・ 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を行う。
- ・ 実態調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
- ・ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。
- ・ 体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

② ブロック塀の倒壊防止対策

地震によるブロック塀(石塚を含む)の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

- ・ 市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報誌等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を利用し知識の普及を図る。
- ・ 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難所等に重点を置く。
- ・ ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- ・ ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(5) 建築物の不燃化の推進

県関係機関の指導の下に、建築物の防火に対する取組みを推進する。

(6) 防災対策拠点施設の耐震性の確保等・文化財保護

① 防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県又は市が策定した耐震改修促進計画に基づき、県が行っている耐震化事業に準じて耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を推進する。

② 不特定多数の者が利用する特定建築物の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

③ 文化財保護

本市には、国や県及び市の文化財保護条例に指定された建物、史跡等があり、これら及びこれらに準じる物を対象とする。

文化財の火気防災対策は、施設の充実はいうまでもなく、所有者・管理者などの防火管理体制を図るとともに、その周辺での喫煙、たき火等の火気使用の制限を図る。

文化財保護制度制定後、国では毎年1月26日を文化財防火デーとしており、本市においてもこの日を期して消火訓練を実施するなどして防火思想の高揚に努める。

文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の設備の促進を図る。併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対するの防災のための標識等の設置を図る。

第4項 土木施設の耐震化等の推進

道路、橋梁、河川、ため池等の土木施設の耐震性劣化に留意し安全対策に努める。特に、緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるように耐震対策の実施に努める。又は崩落等の危険性がある法面は、震災、風水害による土木施設への影響を含め安全対策を検討する。

第5項 ライフライン施設の耐震化の推進

上下水道施設、電気施設、電話施設、ガス施設等について、各施設管理事業者の計画と調整を図りつつ、施設の耐震性の強化及び液状化対策、風水害等にも対応したライフラインづくりを計画的に推進する。

第6項 地盤災害防止対策の推進

（1）地盤災害危険度の把握

① 地盤情報等のデータベース化

市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に努める。

② 地盤情報の公開

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定等に活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや液状化マップ等の防災地図により公開していく。

（2）土地利用の適正化の誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

① 防災まちづくり方針に基づく安全を重視した土地利用の確保

本市総合戦略書、都市計画マスタープラン及び各種計画に基づき、市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの情報を周知する。

また、災害に弱い地区の土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化の誘導に努める。

② 土砂災害警戒区域等の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

マップの作成等により土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。

(3) 斜面崩壊防止対策

地震による土砂災害から、県民の生命及び身体を保護し、安全で快適な生活環境を確保するため、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業、治山事業を推進する。

また、地震が発生すると地盤の緩みが生じ、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、必要に応じて斜面崩壊のおそれのある箇所の緊急点検を実施する。

ソフト対策については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき警戒避難体制の整備を進める等、住民への周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

(4) 造成地災害防止対策の推進

① 災害防止に関する指導、監督、防災パトロールの強化

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を県と協力して行う。

また、造成後は巡視等により違法な開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけ等の防災パトロールを実施する。なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

② 災害防止に関する指導基準

○ 災害危険度の高い区域

- ・ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めないことを指導する。

○ 人工崖面の安全措置

- ・ 宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じるよう指導する。

○ 軟弱地盤の改良

- ・ 宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

③ 大規模盛土造成地情報の公開

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努める。

(5) 地盤沈下防止対策の推進

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、一定規模以上の地下水採取を規制することにより、地盤沈下の防止を図る。

(6) 液状化防止対策の推進

液状化による被害を軽減するため、県関係機関と連携の上、埋立地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

地盤改良等による液状化防止対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策に努める。また、建築物の所有者・設計者に対し、パンフレットの配布等による液状化対策に関する普及・啓発に努める。また、市及び県は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図るものとする。

第7項 地震火災の防止

(1) 初期消火体制の確立

地震直後の消火栓の使用不能、道路の通行不能などの悪条件下での初期消火の効果を十分発揮するため、防火用水、水バケツ、消火器等を準備するとともにその体制を確立する。特に住民の初期消火活動が積極的に行われるよう指導する。

(2) 消防水利の整備

集落密集地における防火水槽などの消防水利を増設し、その適切配置を推進するとともに、河川、堀、池などの自然水利はもちろんのこと、井戸、用水等も水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

(3) 救出機材の運用

家具や建物などの重量物の下敷きとなった人々の救出を敏速に行うため、レスキューキット、ポートパワー（油圧ポンプ）、ジャッキなどの救出機材とともに、動力付ノコ、手ノコなどの有効利用に努める。

第8項 火災予防査察

毎年春季及び秋季火災予防運動期間中並びに歳末警戒期間中を重点的に消防機関が消防法（昭和23年法律第186号）第4条の規定に基づいて、火災予防上必要な資料の提出を求め、又は防火対象物に立入って検査を実施する。立入検査の主眼点は下記のとおりである。

- 1) 消火器をはじめ消火設備、警報設備、避難設備、消防用水、その他消火活動上必要な施設が消防法施行令で定められている基準どおり設置されているかどうか。
- 2) 炉、かまど、ボイラー、乾燥設備、変電設備等、火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が消防法で定められている基準どおり確保されているかどうか。
- 3) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況が鹿行広域消防本部火災予防条例に違反していないかどうか。
- 4) その他、残火、塵灰の始末、たき火の禁止等屋外において火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等遵守されているかどうか。

第9項 防火管理者の育成、指導

本市の防火管理者の育成・指導は、鹿行広域消防本部に協力し、学校、病院、工場等消防法第8条及び同法第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう努める。

第10項 危険物等災害対策計画

本市内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏えい・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定めるものであり、本市内では、危険物施設の被害、機能障害の対策、並びに危険物等の事業所外運搬中の事故による道路災害についての対策を図る。

危険物等災害対策計画は、本計画「6.危険物等災害対策計画」及び県地域防災計画 風水害等対策計画編「7 危険物等災害対策計画」に準じる。

● 危険物施設数一覧（令和8年1月1日現在）

区分		施設数
製造所		2
貯蔵所	屋内	6
	屋外タンク	13
	屋内タンク	-
	地下タンク	34
	簡易タンク	-
	移動タンク	36
	屋外	1
取扱所	給油	54
	販売	-
	移送	-
	一般	20
合計		176

（1）施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

（2）保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第3節 地震被害軽減への備え

第1項 緊急輸送への備え

地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していく。

また、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。

(1) 緊急輸送道路

本市と関わる交通規制の対象となる緊急輸送道路は、以下のとおりである。また、これらの路線に加え防災上必要と考えられる経路は別途指定するものとする。

① 第1次緊急輸送道路ネットワーク

- ・ 広域、地域間の緊急輸送を担う交通軸
- ・ 交通軸と防災拠点(Aランク)を連絡する道路、又は防災拠点(Aランク)を相互に連絡する道路

② 第2次緊急輸送道路ネットワーク

- ・ 第1次緊急輸送道路と防災拠点(Bランク)を連絡する道路、又は防災拠点(A、Bランク)を相互に連絡する道路
- ・ 第1次緊急輸送道路を補完し、地域内の緊急輸送を担う道路

③ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

- ・ 第1次及び第2次緊急輸送道路を補完し、防災拠点までを接続する道路

※防災拠点

Aランク：特に重要な防災拠点（県庁、重要港湾、空港、災害拠点病院等）

Bランク：重要な防災拠点（市町村役場、指定行政機関、港湾、自衛隊等）

Cランク：その他の防災拠点（運輸機関、指定公共機関、救急告示医療機関等）

資料編6-1 「緊急輸送道路指定状況」

資料編6-2 「緊急輸送道路図」

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された管理者は各種計画において緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき整備を実施する。

(3) 緊急輸送ヘリポート

緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートについては、県地域防災計画によるものとする。なお、場所については災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知するなど所要の措置を講じるものとする。

第2項 自主防災組織の充実強化

大地震等の大規模災害においては、公助だけでは対応困難であり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助が極めて重要であり、その意識の醸成を図るため、自主防災組織の充実に努める。

第3項 コミュニティ防災拠点等の整備計画の推進

自主防災組織の育成及び住民の生命・財産保護等、地域ぐるみの防災体制を育成助長する基盤となる施設として、コミュニティ防災拠点整備の推進に努める。

(1) 防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

市有の学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

(2) 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物（特定建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとし、市及び県は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

第4項 消火活動・救助・救急活動への備え

(1) 方針

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

(2) 出火予防

① 一般火気器具からの出火予防

○ コンロ・ストーブ等からの出火の予防

- ・ 住民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

○ 電気器具からの出火の予防

- ・ 住民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合にはブレーカーを落とすことや、振動で自動的にブレーカーが落ちる器具の装着を勧めることなどを普及啓発する。

○ ガス遮断装置の普及

- ・ ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する装置の普及を行う。

② 化学薬品からの出火予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行う。また、市はその旨を周知、指導する。

(3) 消防設備の効果的活用

消防力の充実・強化のため、消防機械及び消防水利について定期点検を行うとともに、段階的な増設について検討を行い、消防設備等の整備を図る。

① 消防設備等の整備推進

耐震性貯水槽（40 m³）、飲料水兼用耐震性貯水槽（60 m³）、備蓄倉庫、救護所用資材等の整備を推進する。

② 河川、ため池等の消火用水利用

河川、ため池等を水利の多様化の観点から把握し、消火栓使用不能時等の緊急時に備える。

資料編1-5(1) 「消防水利の現況」

(4) 消防・防災資機材の充実

消防力の維持・強化の観点から、特に震災時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を適切に実施する。また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、燃料確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

① 防災減災対策用配備品

一覧に示す品を以下の6施設に配備し災害時に活用するものとする。各施設の管理者は、これらの配備品が適切に活用できるよう管理をするものとする。

- ・ 麻生庁舎
- ・ 北浦庁舎
- ・ 玉造庁舎
- ・ 麻生公民館
- ・ 北浦公民館
- ・ 玉造運動場

資料編1-5(2) 「防災減災対策用配備品一覧」

② 地域における資機材の充実

行政区や自主防災組織等において備える資機材についても点検、充実に向けた協力を周知する。

③ 応急対策に必要な資機材の適正な確保

災害応急対策に必要な資機材は、定期的に点検を実施するとともに必要な資機材の整備を図っていくものとする。また、本市協力建設会社等との連携を図り、協力体制の整備に努める。

(5) 行方市協力建設業者

市は、災害時における応急対策業務に関し、行方市建設業協議会、行方市管工事組合等との協定等による連携体制の構築に努め、災害時の迅速な復旧による減災に向けた環境づくりを推進する。

(6) 消防団の育成・強化

震災時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の訓練（救助力向上含む）等を統合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、震災時活動マニュアル等を整備し、活動の明確化に努める。また、区長、民生委員児童委員と連携を強化し、地域として一体的な防災対策に努める。

(7) 消防組織間の連携

消防署と消防団については、災害に対し包括的な連携をすべく規律訓練放水訓練やポンプ操法訓練等を通じた連携強化に努めること。

(8) 消防思想の普及

防災の日、春秋2回の火災予防運動、歳末警戒等を中心として、次の事業を実施して消防思想の普及を図る。

- 1) 広報誌の活用
- 2) 消防車両、広報車による広報
- 3) 市防災行政無線による広報
- 4) ポスターの掲示及びチラシ等の配布
- 5) 訓練の実施

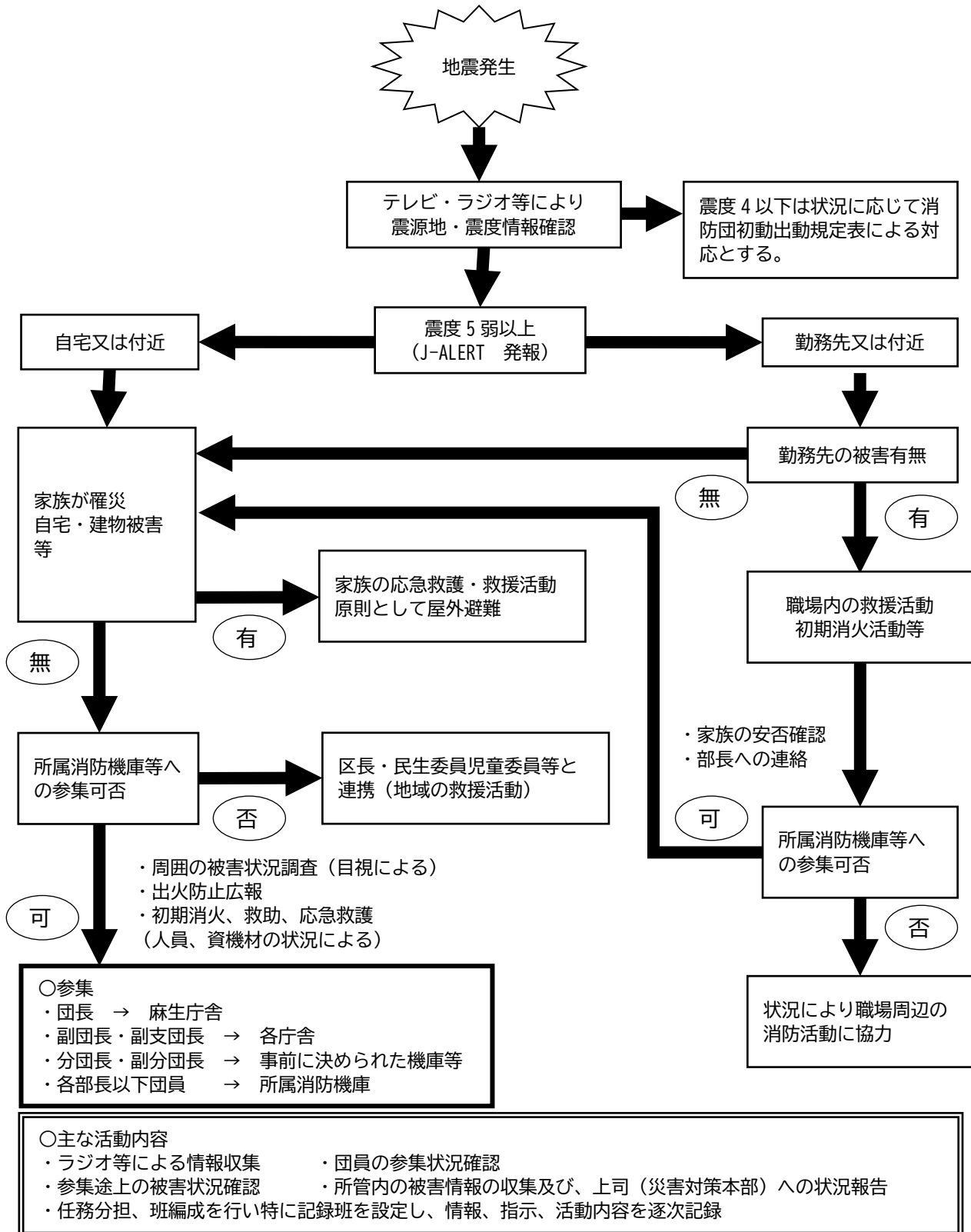
(9) 招集及び出動

災害の発生及び気象状況により、市長が必要と認めるときは、別途計画・マニュアル等により、消防団長を経て消防団員を招集し、被害の軽減に努める。なお、地震に関しては震度5弱以上で防災行政無線を経て全国瞬時警報システム（J-ALERT）による放送がなされることから、安全に十分留意の上、別に定める行動を行うものとする。

● 消防団初動出動規定表

	第1次出動	第2次出動	第3次出動	特命出動	備考
出動対象	警戒区域の分団	分団並びに近接分団支団	全団	特命する分団等	出動者以外の団員は積極的な情報収集に努め出動出来る状態での待機を基本とする。
出動区分	火災 火災の発生するおそれがあるとき	局地火災が発生したとき	局地火災延焼の危険性が強いとき、又は広域火災の発生、おそれがあるとき	特別に命令するとき	
	風水害 おおむね12時間以内に災害が発生するおそれがあるとき、又は局地災害が発生したとき	事態が切迫し、市内に災害が発生すると予想される時、又は発生したとき	崖災害が発生したとき、又は災害が拡大し第2次出動では対処できないとき		
	震災 本市で震度4以下であっても、局地的に被害が生じているとき	本市で震度4以下であっても、局地的に著しい被害が生じており事態が切迫しているとき	本市で震度5弱以上を記録したとき、又は震度4以下であっても広域的に著しい被害が生じており事態が切迫しているとき		
①上記の規定は出動命令以前における規定とするが、「行方市消防団の運営に関する規程」を基本とし、上級指揮者との連絡を積極的に行い慎重に活動するものとする。					
②市長又は団長命令により出動命令が発せられた場合はその命令指揮下に従うものとする。					
③火災発生時の通報は市防災行政無線により行い関係分団は直ちに出動する。					

● 震度5弱以上の地震における消防団員の初動



- 参集
- ・団長 → 麻生庁舎
 - ・副団長・副支団長 → 各庁舎
 - ・分団長・副分団長 → 事前に決められた機庫等
 - ・各部長以下団員 → 所属消防機庫

- 主な活動内容
- ・ラジオ等による情報収集
 - ・参集途上の被害状況確認
 - ・任務分担、班編成を行い特に記録班を設定し、情報、指示、活動内容を逐次記録
 - ・団員の参集状況確認
 - ・所管内の被害情報の収集及び、上司(災害対策本部)への状況報告

- 資料編1-5(3) 「消防職員配置状況表」
 資料編1-5(4) 「消防団員定数表」
 資料編1-5(5) 「消防団員配置状況表」

(10) 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

① 初期消火力の向上

自主防災組織等を中心とし、消火器、バケツ等の消化資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り自らの初期消火能力に努める。

② 救出・応急手当能力の向上

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出资機材の備蓄を推進し、市はこうした地域の取組を支援する。

③ 救助訓練

自主防災組織等を中心として家屋の倒壊現場からの救助訓練などを十分な安全確保のもと実施していく。また、救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

第5項 医療救護活動への備え

地震災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平時から本市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

(1) 医療救護施設の耐震性の確保

医療救護の活動上重要な拠点となる保健センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震・免震改修を行う。

(2) 情報伝達体制の確立

大災害発生時には公衆回線の途絶、輻輳（通信の利用集中による不具合）等が十分予想される。そのために、平時から無線等災害医療に関わる情報連絡体制の確立を図る。

● 医療関係連絡機関

地域名	名称	所在地	電話番号
全県	茨城県医師会	水戸市笠原町 489	029-241-8446
	茨城県歯科医師会	// 見和 2-292	029-252-2561
	茨城県薬剤師会	// 笠原町 978-47	029-306-8934
	茨城県看護協会	// 緑町 3-5-35	029-221-6900

● 行方市を管轄する医師会

水郷医師会

資料編7-2 「広域災害・救急医療情報システム参加医療機関（救急告示医療機関）」

(3) 医薬品等の確保

本市が位置する鹿行地方の災害用医薬品等備蓄場所は、県地域防災計画資料編「11-6 災害用医薬品等備蓄場所一覧」の同地方の指定備蓄者を参照。

(4) 医療関係機関との連携強化

災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。また、協議会の設置又は会議等を通じ、平時から相互の連携を図る。

(5) 医療関係者に対する訓練等の実施

医療機関にあっては、災害により病院が陥る様々な状況に応じて、適切な対応が行われる必要がある。市は、病院が、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受け入れる場合の対応策等について留意し、作成された病院防災マニュアルをもとにした防災訓練実施の指導に努める。

病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。さらに、防災訓練の実施に当たっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。

また、医療関係団体は、病院、県及び市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(6) 医療ボランティアの確保

本市は、災害発生時における医療ボランティア活動を支援するため、衛生班を担当窓口とし、県関係機関と連携を図りながら災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう機能の整備に努める。

■資料編7-1 「市内の医療機関」

第6項 被災者支援のための備え

発災後、避難所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。また、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実状を考慮した物資の調達・確保を行う必要がある。

(1) 指定緊急避難場所の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、あわせて平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所については、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設、又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

また、市は、災害の想定等により、必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるとともに、防災マップ等に記載し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- 1) 交通網については、緊急輸送道路や避難路の検討、指定を実施し避難者が安全に避難所に移動し且つ孤立化しないよう市街地の状況に応じた経路の策定に努める。
- 2) 建物については、平時から耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に避難所に指定されている施設等で昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施した結果に基づき、必要に応じて補強や改築に努めるものとする。
- 3) 避難所は避難する場所という定義とし、建物を有しない場合でも車中泊、テント利用での避難者等を考慮し指定を検討していくこととする。
- 4) 大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから事前に代替施設を選定しておくものとする。
- 5) 各地区の集会所・コミュニティセンター等も一時的な避難施設として活用を推進していくものとする。
- 6) 学校等適正配置による施設の適正化に伴う未活用となった学校施設・敷地については、指定された避難所のみで避難者の収容が極めて困難な状況に限り、安全面を十分確認の上、活用するものとする。
- 7) 地域の避難所となる学校施設の在り方を、施設の安全性、施設の必要な機能、円滑な運営方法、教育活動の早期再開を着眼点とし明確化に努めるものとする。
※学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議：文部科学省
- 8) 要配慮者等の避難者に対応するため福祉避難所の充実に努める。

資料編4-1 「避難施設のデータベース」

(2) 指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし、設置場所としては、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、市民センター等の公共建築物とする。指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、常備薬、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資等を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとし、指定避難所となる施設においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。



さらに、感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、設備や避難施設等の検討を行うものとする。

○ 主なものは次に示すとおりである。

1	食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）
2	生活必需品
3	ラジオ・テレビ
4	通信機材（衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器・災害時用公衆電話（特設公衆電話）・市防災行政無線を含む）
5	放送設備
6	照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
7	炊き出しに必要な機材及び燃料
8	給水用機材、給水タンク
9	救護所及び医療資機材（常備薬含む）
10	物資の集積所（備蓄倉庫等）
11	仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、トイレトーパー
12	マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティションテント、毛布
13	工具類
14	衛生用品（乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、マスク、消毒液等）
15	入浴設備、洗濯設備

避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。

(4) 避難所の運営体制の整備

市は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(5) 食料、生活必需品の供給体制の整備

本市の食料備蓄は、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、新物資システム(B-PLo)を活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄確保に努めるものとする。また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や、アレルギー対策、感染症対策等を考慮するものとする。

○ 公的備蓄用倉庫の設置場所は次のとおりである。

- 1) 麻生公民館
- 2) 北浦公民館
- 3) 玉造運動場

住民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、必要な物資を最低3日間、推奨1週間分備蓄するとともに、災害時に非常持出ができるよう努めるものとする。

(6) 応急給水・応急復旧体制の整備

水道事業者は、応急給水・応急復旧の行動指針を以下の内容により定め、職員に周知徹底をするとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況に応じ見直していくものとする。

- 緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所(同一図面の複数の場所への保管場所含む。)、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。
- 県及びほかの都道府県域から支援者、国土交通省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。
- 外部の支援者に期待する役割とその受入体制を定めること。
 - ・ 集合場所、駐車場所、居留場所
 - ・ 職員と支援者の役割分担と連絡手段
- 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容を定めること。
 - ・ 緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
 - ・ 地震規模に応じた断水時期の目処

- ・ 住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
- 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。
- ・ 指揮命令系統の整った支援班の編成
 - ・ 自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行

また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。

さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

(7) 井戸水等の飲用

災害時における水の確保に関し、井戸の活用を検討していく。また、飲用の適否を調べるため水質検査が行える体制づくりに努める。

また、市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。



(8) 罹災証明書の交付

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるものとする。

市は、県に協力して、被災者生活再建支援システムを構築・運用するとともに、市の各担当者向けにシステム操作研修や建物被害認定調査、被災者台帳を活用した被災者支援等に係る研修機会を設けること等により、罹災証明書の迅速な交付と適切な被災者支援を図るものとする。

また、研修受講者の名簿作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第7項 要配慮者の安全確保のための備え

災害から要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）を守るため、安全確保対策の一層の充実を図る。

また、要配慮者に対応する病院、事業所等と連携し、安全確保対策の充実を図る。

資料編9-1 「主な要配慮者地域別数」

(1) 在宅者に対する対応

高齢者や障害者等のいわゆる要配慮者の把握に努め、夜間、休日の対応も含め、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当課と福祉担当課が連携の下、避難に関するマニュアル等を策定し、防災関係機関及び福祉関係者が協力した災害時における情報伝達や救助、避難誘導等の体制づくりを推進する。

特に、要配慮者世帯に対する緊急通報システムとして、ひとり暮らし高齢者緊急通報システムや個別無線の活用を図る。コミュニケーションが困難な聴覚障害者のみの世帯については、緊急連絡の手段として、日常生活用具給付等事業によるファックスの活用などを図る。

さらに、行政と地域住民及びボランティア等とが連携協力をし、一体となって取組むことが重要であることから協力体制、ネットワークの整備を積極的に実施する。

(2) 介護施設・居住系サービス利用者等の安全確保対策

介護保険施設及び訪問介護サービス他の受給者も含め災害時の避難誘導対策を市、介護事業者及び訪問介護員（ヘルパー）の連携による安全確保対策の一層の充実を図る。

(3) 避難施設に対する対策

避難路及び避難施設等は、車いすにも支障のない出入口の整備や、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等の要配慮者へ配慮した防災基盤整備を促進する。備蓄に関しても、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

さらに、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関等との連携による防災訓練等を実施する。

(4) 情報の把握・共有

在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した要配慮者（避難行動要支援者）名簿及び個別避難計画（所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報等）の整備・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。また、民生委員児童委員、消防団、警察、保健所等関係機関との連携を図り、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ要配慮者に関わる情報の共有化に努める。

(5) 外国人に対する防災対策の充実

災害時における安否確認が迅速にできるよう平時から人数や所在等の把握に努め、さらに県、県国際交流協会、関係団体等と連携し防災に関する情報の提供、防災意識の高揚を促すよう努める。

さらに、円滑なコミュニケーションを図る上での語学ボランティア等の活動を支援する体制をあらかじめ設定する。

○ 具体的な対策

- 1) 外国人を含めた防災訓練の実施
- 2) 防災知識の普及・啓発
- 3) 災害時マニュアルの携行促進
- 4) 外国人が安心して生活できる環境の整備
 - ・ 外国人相談体制の充実
 - ・ 案内板のデザイン統一、多言語化
 - ・ 外国人への行政情報の提供
 - ・ 外国人と日本人とのネットワークの形成

(6) 避難行動要支援者安全確保のための備え

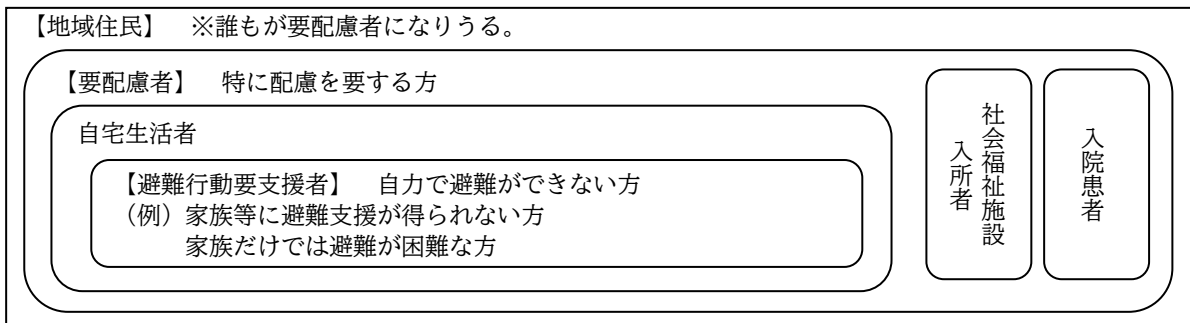
近年の災害では、避難行動要支援者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっており、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、避難行動要支援者の支援対策が盛り込まれた。

このため、市、避難行動要支援者を支援する避難支援等関係者及び社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、地震災害から避難行動要支援者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平時から地域において避難行動要支援者を支援する体制を整備するとともに、避難行動要支援者の避難施設を機能するよう整備に努めていくものとする。

① 避難行動要支援者等

【要配慮者】…高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

【避難行動要支援者】…要配慮者のうち自ら避難をすることが困難な者



② 留意点

○ 避難行動要支援者の状況把握

地震災害時に迅速な救助活動を実施するためには、平時から避難行動要支援者の所在等の状況について把握しておくことが必要である。災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、同意得ることにより、又は、条例の定めにより平時から避難支援等関係者に名簿を提供する。さらに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。なお、被災者支援事業の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地域医師会に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、市の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

○ 夜間・休日等の対応

地震発生時期は、事前には特定ができないため、夜間、休日等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を行うことが必要である。

○ 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備

広域にわたって被害をもたらす地震災害に対しては、行政とともに地域住民やボランティア等が協力しあい、一体となって避難行動要支援者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。このため市は、あらかじめ施設等管理者、近隣住民、自主防災組織等との協力体制やボランティア等とのネットワークを整備しておくことが必要である。

③ 対策の体系

イ 社会福祉施設等の安全体制の確保

○ 防災組織体制の整備

- ・ 施設等管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制の整備を図るとともに、計画等を作成する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。
- ・ 市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また計画等の作成について指導・助言を行い、施設入所者等の安全を図る。

○ 緊急応援連絡体制の整備

- ・ 施設管理者は、非常用通信装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

○ 社会福祉施設等の耐震性の確保

- ・ 施設管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。

○ 防災資機材の整備、食料等の備蓄

- ・ 施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。
- ・ 市は、避難行動要支援者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

○ 防災教育、防災訓練の実施

- ・ 施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

- ・ 市は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

□ 避難行動要支援者の避難支援

○ 避難支援等関係者となるもの

- ・ 行方消防署
- ・ 行方警察署
- ・ 行方市消防団
- ・ 民生委員
- ・ 行方市社会福祉協議会
- ・ 行政区長
- ・ 自主防災組織
- ・ その他市長が必要と認める者

○ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（生活基盤が自宅にある者のうち、以下要件に該当する者）

- ・ 市のひとり暮らし高齢者台帳に記載のある方
- ・ 介護保険要介護3～5を受けている方
- ・ 身体障害者手帳（1、2級）を受けている方
- ・ 療育手帳（**Ⓐ**、A）を受けている方
- ・ 精神福祉保健手帳（1、2級）を受けている方
- ・ 行政区が支援の必要を認めた方
- ・ 上記以外で市が支援の必要を認めた方

○ 名簿作成に必要な個人情報とその入手方法

【個人情報について】

- ・ 要支援者の氏名
 - ・ 要支援者の生年月日
 - ・ 要支援者の性別
 - ・ 要支援者の住所又は居所
 - ・ 要支援者の電話番号等、その他連絡先
 - ・ 要支援者が避難支援を必要とする事由
- 上記のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

【入手方法について】

- ・ 上記「避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲」に示す方を対象に、「行方市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき入手する。
- ・ 上記「避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲」の「行政区が支援の必要を認めた方」については、行政区からの申請によるものとする。
- ・ 市は、随時ホームページや広報紙等による周知を行い、掲載する者の随時受付を行う。また、名簿提供に同意した方については、必要な個人情報を適切に入手する。

○ 名簿の更新に関する事項

- ・ 転入した該当者、あらたに該当した方を名簿に追加する。
- ・ 平時に名簿を提供するか確認する。
- ・ 転居、死亡、社会福祉施設等への長期入所者は名簿から削除する。
- ・ 民生委員が名簿提供に同意した新規申請者宅を訪問する。

○ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置

【市が求める措置について】

- ・ 名簿の取扱いは情報漏えいに注意し、避難支援の目的以外には使用しない。
- ・ 名簿は施錠できる場所で保管する。
- ・ 必要の無い複製は行わない。
- ・ 避難支援等関係者には法律に基づく秘密保持義務があり、関係者でなくなった後も同様である。

【市が講じる措置】

- ・ 個人情報漏えい防止のため、市は避難支援等関係者と名簿の取扱いに関する協定等を締結する。
 - ・ 名簿の提出先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を行う。
- 要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ・ 第2章第4節第2「避難計画」を準用
- 避難支援等関係者の安全確保
- ・ 避難行動要支援者に名簿提供の同意を得る段階で、市からの指示等により適切に避難すること、避難支援等関係者は全力で支援しようとするが、助けられない可能性もあることなどへの理解を得る。
 - ・ 避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに際しては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で検討を進め、ルール等を作成し共通理解を図るものとする。
- 本人同意を要しない避難行動要支援者名簿の提供
- ・ 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。※災害対策基本法第49条の11第3項

(7) 要配慮者利用施設の安全体制の確保

① 防災組織体制の整備

- 1) 施設管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、施設入所者の情報(緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度)について整理・保管する。なお、名簿等の作成にあたっては、本人又は家族の同意を得る等プライバシーの保護に十分配慮するものとする。
- 2) 市は、要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。

② 緊急応援連絡体制の整備

市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

③ 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

市は、要配慮者の避難所となる要配慮者利用施設に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

④ 防災教育、防災訓練の実施

市は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

⑤ 避難確保計画の策定等

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市の地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(8) 避難支援体制の構築

① 避難支援プランの作成

市は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導や安否確認等の支援を迅速に行えるよう、防災関係課と福祉関係課との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難支援プランとして「行方市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」と「個別避難計画」の作成及び情報の更新を行う。

② 避難支援体制の整備

市は、避難行動要支援者を収容できる避難所の確保、人材の育成・啓発・訓練などにより、災害時に必要な避難支援が実施できる体制の整備に努める。また、行政区、民生委員・児童委員、自主防災組織等との連携により、避難行動要支援者の避難支援に係る協力体制の整備に努める。

③ 災害派遣福祉チーム（以下「DWA T」という。）の研修

市及び県は、避難所等で福祉的支援を行うDWA Tが災害発生時に迅速な派遣及び受け入れが可能となるよう、DWA Tに参加する福祉専門職、避難所運営の関係者に対する研修を推進するものとする。

④ 助産師による支援活動

市は、必要に応じて一般社団法人茨城県助産師会に助産師の派遣を要請し、避難所等において、妊産婦や乳児に対する応急救護活動及び緊急時の助産、妊産婦や乳児に対する健康管理及び保健指導、心身のケア等に関する相談を行う。

第8項 燃料不足への備え

(1) 優先車両への給油

災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、すでに締結されている「災害時における燃料等の供給に関する協定」に加え必要な協定を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し優先的に給油を受けることなどをあらかじめ決定しておく。

(2) 施設の継続的運用

重要施設の管理者は災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄えるよう自家発電機を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。また、これらの対策を含めた業務継続計画を策定するよう努めるものとする。

(3) 燃料管理に対する普及啓発

災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱の防止をするため、市民及び事業者に対し車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

第4節 防災教育・訓練

地震やその他の災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に併せて、市民一人一人が日頃から地震災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々の人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる運動の展開が必要である。

本市の防災広報は、防災関係機関との協調の下に、市民並びに関係職員等に対して防災教育活動を効果的に実施するものとする。その際、高齢者、障害者、外国人など要配慮者への広報に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも十分配慮するよう努める。

また、防災教育は、テキスト中心では効果が限られるため、ワークショップ等の体験・参加型の教育が必要である。さらに、防災関係機関と連携し、幅広い層への教育を推進することが求められる。特に、災害時に地域活動の中心となる自主防災組織、事業所を通じた教育を重視し、地域の防災リーダーを防災教育に積極的に活用することが重要である。

第1項 一般市民に対する防災教育

(1) 普及啓発すべき内容

専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、市民に対し、地震災害時の地域のハザードマップやシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明のほか、以下の事項に対して普及・啓発を図るものとする。

① 「自助」「共助」の推進

- 1) 災害時に備えた物資の備蓄と給油の習慣化
最低3日間、推奨1週間に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置等についても推進する。また、自動車へのこまめな満タン給油についても推進する。
- 2) 家具・ブロック塀等の転倒防止対策
寝室等における家具の配置などについても、見直しを推進する。
- 3) 避難行動をあらかじめ認識するための取組
警報等や避難指示（緊急）発令時にとるべき行動をあらかじめ認識するため、避難に当たり把握しておくべき情報を記載する「災害・避難カード」（「避難指示等に関するガイドライン（内閣府）」）の作成や、ハザードマップをもとに地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。
- 4) 災害時の家族内の連絡体制の確保
発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワークング・サービス等の利用及び複数の手段の確保を促進する。
また、災害時の家庭内の連絡体制等（避難方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておく。

資料編11-4 「NTT東日本による災害用伝言ダイヤルの操作方法」

- 5) 地域で実施する防災訓練への積極的参加
初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。
- 6) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発を図る。
- 7) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備
家庭動物との同行避難が円滑に実施できるよう、飼い主による平時からの備えについて普及・啓発を図る。

- 8) 適切な避難行動
避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準した災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- 9) 避難場所・避難経路の確認
平時において、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等を確認しておくこと。
- 10) 被災状況の記録
家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動を促す。

② 緊急地震速報（水戸地方気象台）

地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、水戸地方気象台は、講習会等を利用してその特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周知を行う。

③ 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、制度の普及促進に努めるものとする。

④ 防災関連設備等の準備

消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、非常持出品等

（2）普及啓発手段

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信するものとする。

① 広報誌、パンフレット、防災マップ等の配布

広報誌、パンフレットを作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

特に、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

なお、作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解を促進する。

② 防災対応型エリア放送の活用

防災対応型エリア放送を活用し、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

③ 講習会等の開催

防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、防災意識の高揚を図る。

④ その他メディアの活用

- ・ テレビ・ラジオ局、いばキラTV局番組の活用
- ・ ビデオ、DVDの製作、貸出
- ・ 文字放送の活用
- ・ インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用
- ・ 教育設備の貸出

第2項 児童生徒等に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

小学校、中学校、幼稚園、保育園においては、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定し、災害時に一人一人がどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

本市では、学校と地域が連携した防災体制づくりに取り組むとともに、将来の人材育成を図ることをも目的に、防災教育事業として学校との連携を図っている。平成28年度に北浦中学校で実施し、麻生中、玉造中へと実施を拡大した。実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。さらに、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため、避難訓練等を通して必要な知識の習得に努める。なお、本市の防災教育事業の目的は、次のとおりである。

- 1) 学校が地域の協力を得て防災教育に取り組む機会をつくり、防災教育の充実と地域の防災力の向上を図る。
- 2) 学校と地域が連携して防災体制づくりを行う機会をつくり、学校を核とした地域の防災力の向上を図る。
- 3) 学校と地域が一体となって防災事業に取り組むことを通して、地域コミュニティの活性化を図る。



起震車体験



非常食試食



避難所設備

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

第3項 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員としての全職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育、計画的かつ継続的な研修に努める。

(1) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事する全ての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。また、災害用伝言板や災害

用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

第4項 周知すべき内容

(1) 行方市地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第4項の規定に基づく「行方市地域防災計画」の要旨の公表は、計画を作成し、又は修正したときにその概要について行う。

(2) 災害予防の概要

災害による被害が防災知識によって防止されるものとして、次の事項等について周知するよう努めるものとする。

- 1) 地震によって落下や転倒して危険となるものの点検及び防止策
- 2) 地震発災時における初期消火などの火災予防策
- 3) 風水害時の危険性
- 4) 応急救護の方法
- 5) 非常食最低3日分（推奨1週間分）と飲料水の備蓄
- 6) 家庭や職場での防災会議の実施
- 7) 注意報・警報等の内容と発表時にとるべき行動
- 8) 避難所及び避難路の位置、避難時や避難所での行動
- 9) 高齢者等避難、避難指示の内容と早期避難の重要性
- 10) 自主防災組織等の地域での防災活動
- 11) 要配慮者への支援協力

(3) 災害時の心得

災害が発生し、又は発生しようとしている時において、各家庭等で承知しておくべき事項は、次の事項等である。

- 1) 気象警報の種別と対策
- 2) 緊急初動措置、初期消火の実施
- 3) 避難する場合の携行品
- 4) 避難予定場所と経路等の確認、運転者の心得
- 5) 水道・電気・ガス・電話の途絶等被災世帯の心得ておくべき事項
- 6) 防災機関の震災対策

第5項 防災訓練の充実

市民、自主防災組織及び事業所の防災意識の高揚と防災関係機関相互の連携強化を図ることを目的に、防災関係機関や自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者を含めた地域住民が一体となった総合防災訓練を実施する。訓練の実施については、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的

な訓練を定期的、継続的に実施し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、非常用電源設備を活用した通信訓練等も定期的を実施する。

(1) 総合防災訓練・避難力強化訓練

県及び市等が主催し、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者を含めた、できるだけ多くの防災関係機関へ呼びかけ実施する。

また、訓練に際しては展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

○ 主な訓練種目

- 1) 災害対策本部設置、運営
- 2) 交通規制及び交通整理
- 3) 避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営
- 4) 救出・救助、救護・応急医療
- 5) ライフライン復旧
- 6) 各種火災消火
- 7) 道路復旧・障害物排除
- 8) 緊急物資輸送
- 9) 無線による被害情報の収集伝達
- 10) 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- 11) 応急給水活動

(2) 避難訓練

① 市による避難訓練

地震時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、警察、消防及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた市民の協力を得て訓練を実施する。

② 幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び高齢者等の避難行動要支援者の災害対応能力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

③ 学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(3) 非常参集訓練

災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(4) 通信・情報伝達訓練

地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(5) 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

① 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、市、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

② 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・障害者等の避難行動要支援者の安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

③ 一般市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

第6項 災害に関する調査研究

(1) 防災アセスメントの実施

災害対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、市民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的であり、県や防災関係機関と協力し、実施していくものとする。

その実施は、基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行うものとする。

(2) 災害対策に関する調査研究

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範囲でかつ複雑である。このため、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的、効果的に推進していくものとする。震災対策に関する調査研究テーマとしては以下のものがあげられる。

- 1) 災害に強いまちづくりのための調査研究
- 2) 地震被害軽減のための調査研究
- 3) 防災教育・訓練のための調査研究
- 4) 応援・派遣に関する調査研究
- 5) 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- 6) 被災者生活救援のための調査研究
- 7) 応急復旧・事後処理のための調査研究
- 8) 震災復興のための調査研究

(3) 災害教訓の伝承

「災害対策基本法」(令和7年7月改正)において、防災意識の向上を図るため、住民の責務として、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、災害教訓を伝承することが明記されており、国においても全国災害伝承情報の取りまとめや発信を行っている。

この取組は、イメージしにくい「災害」を、「身近な地域に残されている災害に対する教訓」という形で捉え直すことで、災害の認識、防災意識の高揚に役立てることができると考えられている。

本市としても地域の災害履歴の取組や、地域に伝わる過去の災害の歴史を、将来の防災に生かす取組として検討することで、これにより、統計情報等に示されにくい災害情報の取りまとめや、取組を通じた地域や住民への防災減災の意識啓発を図り、将来的な住民の自助・共助の意識づくりを促進するものである。

なお、本市では、その取組の一環として、東日本大震災時において広域的に断水が生じ、飲料水の確保に苦慮した経験から、平成26年から地上式の飲料水兼用耐震性貯水槽4基の設置をすすめ、地震などの大規模災害で水道水の供給が停止した場合に備えた対策を講じている。

また、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。さらに、自然災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 組織計画・初動対応

第1項 災害対策本部の組織編成

(1) 設置基準

市長は本市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を速やかに実施するため、次の基準に該当したときは、災害対策基本法 23 条の規定、及び行方市災害対策本部条例の定めるところにより、行方市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

- 1) 本市域に大規模な災害が発生するおそれがあるとき。
- 2) 局地的災害が発生したとき。
- 3) 本市域に大規模な災害が発生したとき。
- 4) その他の状況により、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めるとき。

(2) 災害対策本部の廃止

市長は、本市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき、その他災害対策本部を設置しておく必要がないと認めるとき、災害対策本部を廃止する。

(3) 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、関係機関に通知するとともに、報道機関に発表する。

(4) 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織（災害対策本部の組織編成図）、分担業務（事務分掌表）及び運営については「行方市災害対策本部条例」の定めるところによる。

- 1) 本部長は、市長がその任に当たる
- 2) 副本部長は、副市長、教育長がその任に当たる
- 3) 本部員は、本部長の指名によりその任に当たる

(5) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、麻生庁舎に設置し、「行方市災害対策本部」の表示を掲示する。なお、麻生庁舎が施設の甚大な被害等により災害対策本部としての機能を発揮できないと本部長が認めた場合は北浦公民館を災害対策本部の設置場所とする。

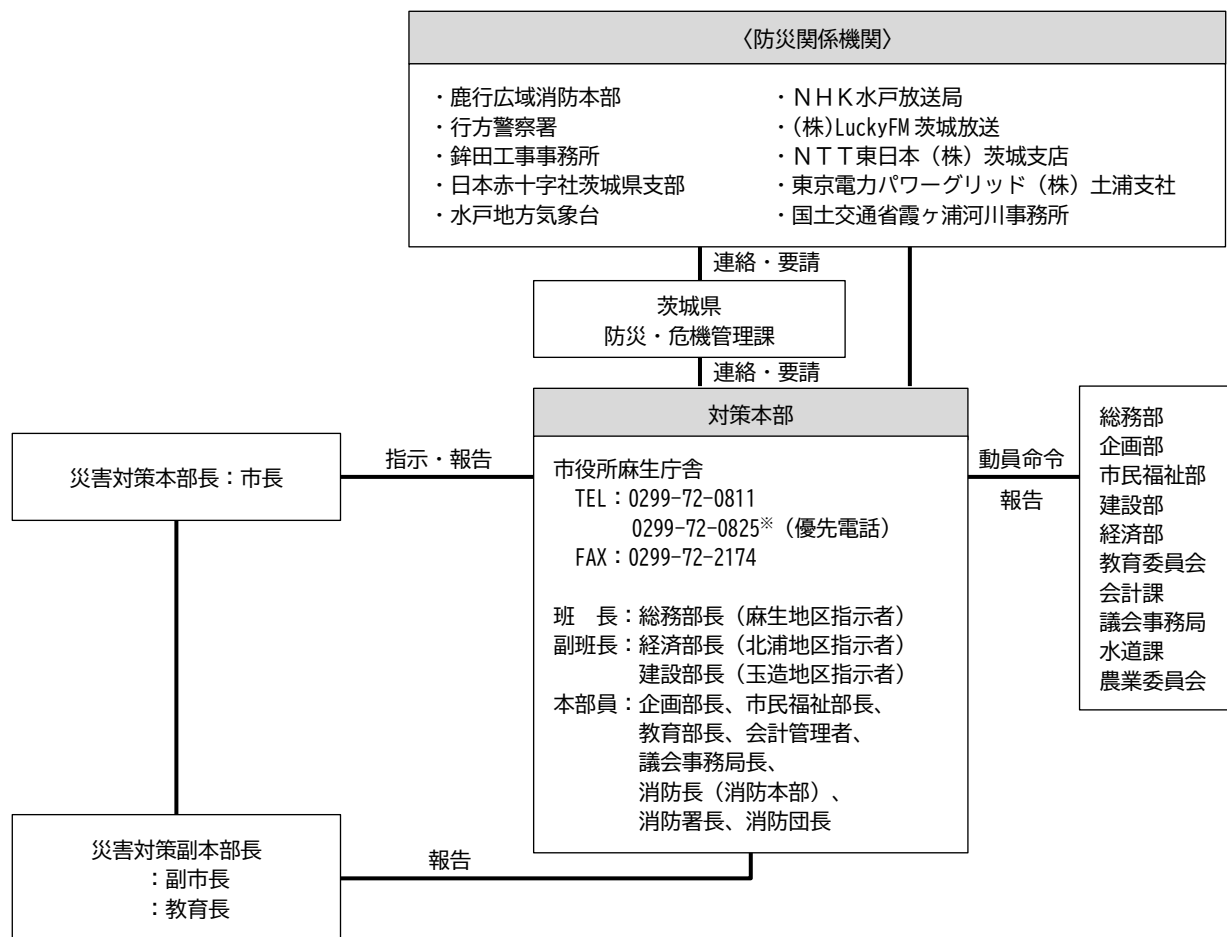
(6) 本部会議

本部は災害応急対策に関する基本方針、その他重要事項を審議する。

(7) 関係機関に対する要請等

本部長は災害の状況に応じ関係機関に対して必要な措置を講じるよう協力を要請し、本部と当該機関との連絡をするための職員の派遣を要請するものとする。

● 災害対策本部の組織編成図（令和8年1月現在）



※優先電話は、通常電話が使用不可のときのみ、通話可能。

（8）事務分掌に関する前提

職員の事務分掌については、被害状況により大きく左右されることを念頭におき、以下の部分を考慮した柔軟かつ適切な対応を行うものとする。

- 1) 各班の事務に対し、特に専門性や緊急性等を伴う対応が生じ対応が困難と見込まれた場合は各班長間の連携により必要人員数などを把握し職員の相互応援が可能なものとする。
- 2) 各班の事務に関しては、班長を中心とし主体性を持ち遂行し、市民の安心・安全を第一に考慮した必要時の判断は事後報告とすることができる。

● 事務分掌表（令和8年1月現在）

班/◎班長○副班長	班員	事務分掌	
本部付 ◎総務部長 ○建設部長 ○経済部長 企画部長 市民福祉部長 教育部長 会計管理者 議会事務局長 消防長（消防本部） 消防団長	総務課員	1	国民保護措置対策に関すること。
		2	被害者の相談に関すること。
		3	来庁者の接遇に関すること。
			麻生地区指示者：総務部長 北浦地区指示者：経済部長 玉造地区指示者：建設部長

班/◎班長○副班長	班員	事務分掌	
総務班 ◎総務課長 ○働き方改革課長 総合窓口課長（玉造） 総合窓口室長（北浦） 総合窓口室長（麻生） ※総合窓口課（玉造）・総合窓口室（北浦）は、現地対策本部及び警戒体制・非常体制時の事務局とする。	左記職員	1	本部運営の総合調整に関すること。
		2	県本部等への報告及び連絡に関すること。
		3	関係職員の動員及び配置に関すること。
		4	避難命令に関すること。
		5	本部会議に関すること。
		6	被害状況の総括取りまとめに関すること。
		7	応急対策実施状況の総括取りまとめに関すること。
		8	無線による連絡に関すること。
		9	自衛隊派遣要請手続に関すること。
		10	市防災行政無線に関すること。
		11	安否情報及び被害情報に関すること。
		12	交通関係について、警察と連絡調整に関すること。
		13	各班に属さない事項に関すること。
広報班 ◎魅力発信課長 ○秘書課長	左記職員	1	本部長及び副本部長の秘書広聴に関すること。
		2	被害見舞い及び視察者に関すること。
		3	被害の記録及び広報に関すること。
		4	広報及び報道機関との連絡に関すること。
		5	広報誌に関すること。
会計班 ◎会計管理者次席の長 ○会計課係長	左記職員	1	被害見舞金の受入れ及び礼状に関すること。
		2	国民保護措置に要した費用の出納に関すること。
		3	見舞金の配布に関すること。
情報班 ◎財政課長 ○管財課長	左記職員	1	被害予算、その他財政に関すること。
		2	気象その他、情報収集、伝達に関すること。
		3	気象状況の取りまとめに関すること。
		4	市有財産の被害状況の把握に関すること。
		5	集落センター等、その他施設の被害調査及び復旧に関すること。
		6	庁舎関係の被害調査及び復旧に関すること。
		7	庁舎の警備に関すること。
		8	本部長の指示により、各班の応援に関すること。
災害調査復旧班 ◎道路維持課長 ○都市建設課長 ○水道課長 下水道課長 農林水産課長 商工観光課長	左記職員	1	道路、河川、橋梁等の被害調査及び復旧に関すること。
		2	道路等の障害物の除去に関すること。
		3	応急仮設住宅の設置に関すること。
		4	野外収容施設の設置に関すること。
		5	建設業者との連絡調整に関すること。
		6	被害住家の応急措置に関すること。
		7	都市計画関連の被害調査、復旧及び融資に関すること。
		8	屋外広告物に関すること。
		9	下水道施設の被害調査及び復旧に関すること。
		10	農地、農道の被害調査及び復旧に関すること。
		11	農業団体との連絡調整に関すること。
		12	商工観光、労働関係の被害対策に関すること。
		13	飲料水の供給確保に関すること。
		14	水道施設の被害調査及び復旧に関すること。
		15	本部長の指示により、各班の応援に関すること。
救援班 ◎税務課長 ○農業委員会事務局長 議会事務局長次席の長	左記職員	1	救助物資、資材等の輸送に関すること。
		2	飲料水の輸送に関すること。
		3	避難退避住民のための輸送に関すること。
		4	避難所への誘導に関すること。
		5	被害家屋（土地）及び居住者の調査把握・証明発行に関すること。
		6	市税の減免に関すること。
		7	本部長の指示により、各班の応援に関すること。

班/◎班長○副班長	班員	事務分掌	
衛生班 ◎社会福祉課長 ○環境課長 鳥獣害対策課長 環境美化センター所長 健康増進課長	左記職員	1	災害救助法、被災者生活再建支援法に関する事。
		2	日赤茨城県支部医療班派遣依頼に関する事。
		3	医療助産（保護所の設置）に関する事。
		4	ボランティアの動員、受け入れ及び配置に関する事。
		5	応急保育計画に関する事。
		6	医療・防疫に関する事。
		7	患者の収容及び被害家屋の消毒に関する事。
		8	心配ごと相談事業に関する事。
		9	遺体の収容及び埋葬に関する事。
		10	被害地のゴミ・ガレキの処理、し尿の収集処理に関する事。
		11	動物の保護及び管理に関する事。
		12	要配慮者の支援に関する事。
		13	本部長の指示により、各班の応援に関する事。
避難所運営班 麻生地区 ◎企画政策課長 ○収納対策課長 税務課長 財政課長 管財課長 北浦地区 ◎生涯学習課長 ○学校教育課長 公民館長 スポーツ推進室長 玉造地区 ◎介護福祉課長 ○国保年金課長 こども課長	左記職員	1	避難者の収容及び対応に関する事。
		2	避難所開設運営に関する事。
		3	応急食料品の調達に関する事。
		4	衣料、生活必需品の調達に関する事。
		5	主要食料の確保に関する事。
		6	救助物資の配布に関する事。
		7	応急教育計画に関する事。
		8	被害児童・生徒に対する教科書、学用品等の支給に関する事。
		9	教職員の動員に関する事。
		10	小・中学校、体育館、公民館等の避難所使用に関する事。
		11	教育、その他管理施設の被害調査及び復旧に関する事。
		12	本部長の指示により、各班の応援に関する事。
総務運営班 ◎総務課長 ○総務課長次席の長	防災交通G員	1	消防団員の動員に関する事。
		2	消防計画の調整に関する事。
		3	消防機関との連絡調整に関する事。
		4	消防、水防施設の調整に関する事。
		5	国民保護措置に係る救助業務に関する事。
		6	遺体の捜索に関する事。
		7	火災、その他災害の予防に関する事。
		8	水防法に関する事。
		9	被害発生による情報の収集及び広報に関する事。

第2項 職員の動員配備体制の決定

(1) 警戒体制

気象情報、地震情報及び被害情報等に基づく総務課員の報告をもとに、総務部長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

(2) 非常体制

総務課員の報告をもとに、総務部長が状況を市長に報告し、市長が決定する。ただし緊急を要し、総務部長が不在かつ連絡不能の場合は、企画部長が代行する。なお、市長が不在かつ連絡不能な場合は副市長が代行する。

(3) 決定者

上記(1)と(2)の決定者は次のとおりとする。

● 職員の動員配備体制の決定

体制	決定者	代決者	
		1	2
警戒体制	総務部長	企画部長	市民福祉部長
非常体制	市長	副市長	教育長

第3項 職員の動員

総務部長は、第2項における動員配備体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の動員を行うものとする。

第4項 配備体制及び災害対策本部等の設置基準

(1) 職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準

職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準は、災害の状況等により次表のとおり定める。

● 職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準<震災>

種類	設置基準等	配備人員	災害対策本部の設置
連絡体制	・本市で震度4を記録したとき ・市長がこの体制を命じたとき	・総務課防災交通G員 ・総務課長が命ずる職員	
警戒第1体制		・総務課防災交通G員 ・道路維持課員 ・施設管理者又は施設管理者が指定する職員	
警戒第2体制	・本市で震度5弱を記録したとき ・内閣総理大臣が警戒宣言を発令したとき ・市長がこの体制を命じたとき	・部長及び幹事課長 ・施設管理者又は施設管理者が指定する職員 ・総務課、都市建設課係長以上全員 ・総務課防災交通G員 ・道路維持課全員 ・所属長が指定する職員	
警戒第3体制	・本市で震度5強を記録したとき ・市長がこの体制を命じたとき	・課長以上全員 ・施設管理者又は施設管理者が指定する職員 ・総務課全員 ・道路維持課全員 ・都市建設課全員 ・所属長が指定する職員(所属員の1/3以上)	必要に応じ 災害対策本部を設置
非常体制	・本市で震度6弱以上を記録したとき	・全職員	災害対策本部を設置

(2) 職員配備及び災害対策本部等の廃止の決定基準

- 1) 応急対策がおおむね完了した場合
- 2) その他市長が必要なしと認めた場合

第5項 職員の初動体制

(1) 震災直後の初動の重要性

地震災害は風水害と異なり、発生する直前まで判らないため風水害対応と異なり、あらかじめ災害発生に備えることはできない。そのため指示・命令を待つことなく、職員自らが自主的に状況を把握し、自らの判断で対応行動を起こさなければならない。

大地震が発生し混乱した中において、災害対策本部がその機能を発揮し出すまでの数時間から1日が、人的被害を抑えるため極めて重要な時間帯となる。よって、本部立ち上げ等の初動対応は重要な課題であり、本市においても、本項において明示するものである。

(2) 初動の立上りとフロー

震度6以上の大地震発生時には、職員もその多くが被災者となる。被災した中で救助・救援活動に当らざるを得ないため、職員が各自、定められた初動フローに沿って迅速に初動活動に着手するものとする。

● 職員の初動体制

職員の初動体制



【体制】	【災害程度基準】	【対応内容等】	【配備人員】
連絡体制	【震災】・震度4 【水害・土砂災害】 ・早期注意情報(警報級の可能性) ・レベル2大雨注意報, レベル2氾濫注意報, レベル2土砂災害注意報 ・水防団待機水位到達YP+1.50	・気象情報などの収集, 連絡体制確保 ・関係課との情報共有 ・水防団待機指示	・総務課防災交通G員 ・総務課長が命ずる職員
	・警戒レベル3相当情報に切り替える可能性が高い注意報 ・洪水キキクル(黄:注意) ・レベル2氾濫注意情報 ・氾濫注意水位到達YP+2.10	・気象情報などの収集 ・水防団への注意喚起 ・道路, 河川, 上下水道施設, 樋門, 樋管等の点検, 休校休園の判断など ○警戒体制打合せ 【自主避難所開設】 ・開設情報伝達	・総務課防災交通G員 ・道路維持課員 ・各施設管理者又はその指定者 各部長 ・避難所運営班, 避難施設の管理者が指定する職員, 広報班
警戒第1体制	【震災】 ・震度5弱(Jアラート放送) ・警戒宣言が発令 【水害・土砂災害】 警戒レベル3相当 ・レベル3大雨警報, レベル3氾濫警報, レベル3土砂災害警報, レベル3氾濫警戒情報 ・洪水キキクル(赤:警戒) ・土砂キキクル(赤:警戒) ・避難判断水位到達YP+2.50 【その他】 ・暴風, 大雪, 暴風雪警報	・現地総括・指示判断 麻生:総務部長, 北浦:経済部長 玉造:建設部長 【警戒レベル3】高齢者等避難 ・警戒レベル, 避難所開設情報伝達 ・水防団出動指示 ・被害情報等受付窓口設置 ・要配慮者支援	・部長及び幹事課長 ・各施設管理者とその指定者(道路・河川・上下水道・樋門・学校施設等) ・総務課, 都市建設課係長以上 ・道路維持課全員 ・所属長が指定する職員 ・避難所運営班, 避難施設の管理者が指定する職員, 広報班, 衛生班
	警戒第2体制	【震災】 ・震度5強(Jアラート放送) 【水害・土砂災害】 警戒レベル4相当 ・レベル4大雨危険警報, レベル4氾濫危険警報, レベル4土砂災害危険警報, レベル4氾濫危険情報 ・洪水キキクル(紫:危険) ・土砂キキクル(紫:危険) ・氾濫危険水位到達YP+2.60 ・災害が発生又は確実	・現地総括・指示判断 麻生:総務部長, 北浦:経済部長 玉造:建設部長 【警戒レベル4】避難指示 ・警戒レベル, 避難所開設情報伝達 ・水防団による避難行動周知 ・避難完了 ・水防団退避指示 ・最終的な危険回避行動伝達 ※何れも必要に応じ避難所追加
警戒第3体制 (必要に応じ 災害対策本部)	【震災】 ・震度6弱以上(Jアラート放送) 【水害・土砂災害】 警戒レベル5相当 ・レベル5大雨特別警報, レベル5氾濫特別警報, レベル5土砂災害特別警報, レベル5氾濫発生情報 ・堤防天端高到達, 越流 ・災害が発生, 拡大	・現地総括・指示判断 麻生:総務部長, 北浦:経済部長 玉造:建設部長 【警戒レベル5】緊急安全確保 ・警戒レベル, 避難所開設情報伝達 ・被災者救出協力 ・避難所運営支援 ・指示により各班の行動開始 ・所管被害の状況把握と応急対策 ※必要に応じ避難所追加	・全職員
非常体制 災害対策本部			

Jアラート: 国が人工衛星を利用して, 市町村の防災行政無線を自動起動し, 緊急情報を放送するシステム。
警戒レベル: 水害・土砂災害に対し, 令和元年の出水期から導入された防災気象情報の伝達方式。
これを受け, 警戒レベル3からは自治体が発令!

出典: 防災・国民保護ハンドブック

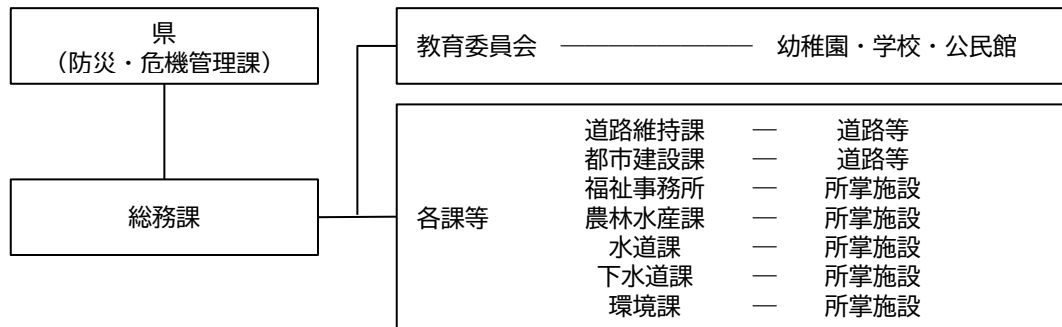
(2) 勤務時間外における職員の招集

各部における職員の招集は、あらかじめ定めておくものとし、勤務時間外等における職員招集のための連絡は携帯電話、一般加入電話、FAX、又は市防災行政無線のうち最も速やかに行える方法によるものとする。

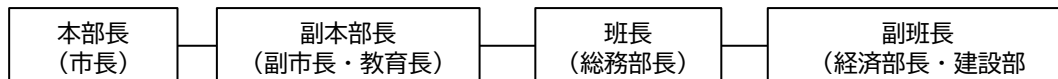
(3) 災害対策本部設置前の招集連絡体制

災害対策本部設置前における主に警戒体制の状況下においては各施設・ライフライン等の所掌する施設の状況把握に努め防災担当課と情報共有をするものとする。

● 災害対策本部設置前の招集連絡体制



(4) 配備指令系統



第7項 災害対策本部等組織の運営

(1) 本部室の運営

行方市災害対策本部条例により運営する。

(2) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、おおむね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議・報告する。なお、会議の庶務は総務運営班が担当する。

- 1) 災害救助法の実施に関する事。
- 2) 本部の活動体制に関する事。
- 3) 現地災害対策本部に関する事。
- 4) 災害応急対策の実施及び調整に関する事。
- 5) 応援に関する事。
- 6) 災害広報に関する事。
- 7) 県・国に対する要望に関する事。
- 8) 災害対策本部の廃止に関する事。
- 9) その他重要な事項に関する事。

なお、招集については本部長が必要の都度行う。

(3) 現地災害対策本部

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときはより被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

① 現地災害対策本部の設置基準

- ・ 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- ・ 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

② 現地災害対策本部の分掌事務

- ・ 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること。
- ・ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること。

(4) 職員の健康管理

所属長・班長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、勤務状況に配慮した適切な措置を講じるものとする。また、市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

(5) 関係者以外の立入り制限

本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入を制限する。

第2節 災害情報の収集・伝達

災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施するための計画である。

第1項 災害情報の収集・伝達計画

災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

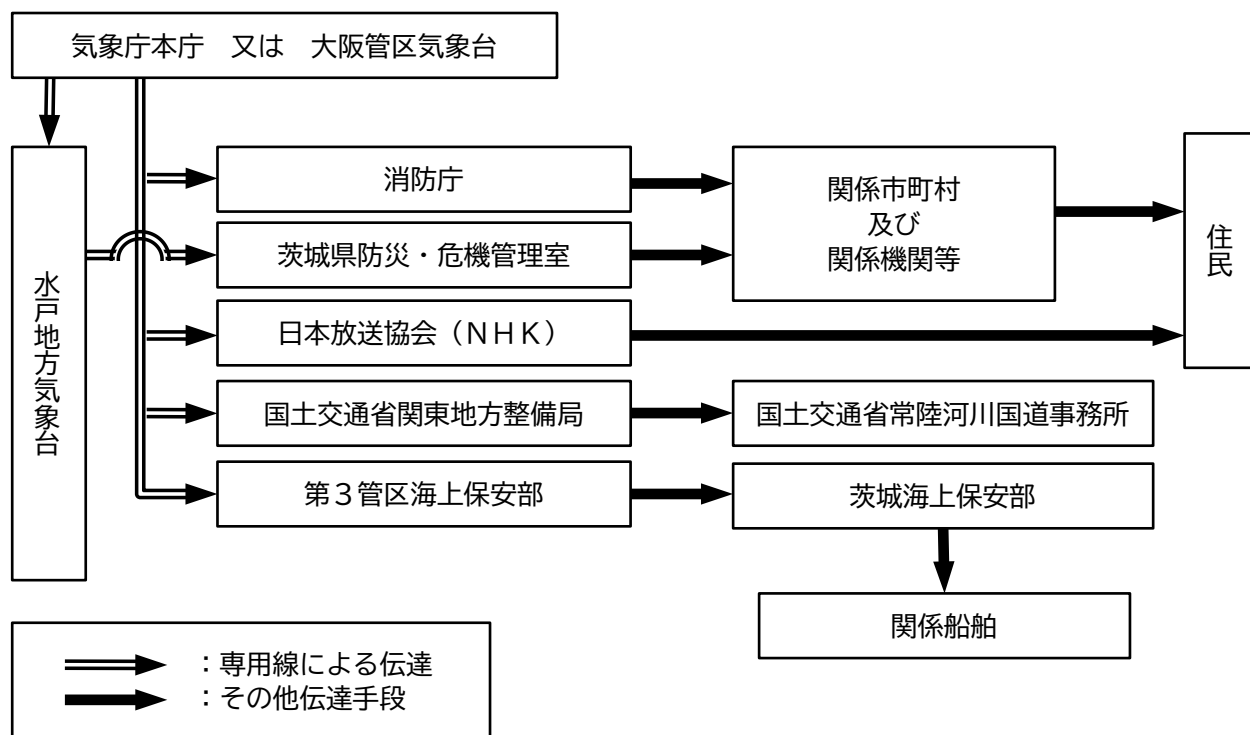
また、市は天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

(1) 情報収集・伝達活動

① 市の活動

- 市は市内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システムを利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。
- 被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。
- 確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。
 - ・ 市災害対策本部が設置されたとき
 - ・ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
 - ・ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
 - ・ 地震が発生し、震度4以上を観測したとき
 - ・ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき
- 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。
- 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。
- 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。
- 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

● 地震情報の伝達



出典：水戸地方气象台

※市民への情報伝達として茨城県南部地域に震度5弱以上の大規模な地震が生じた場合には防災行政無線による全国瞬時警報システム（J-ALERT）により周知がなされる。

② 市の行政機能確保状況の把握

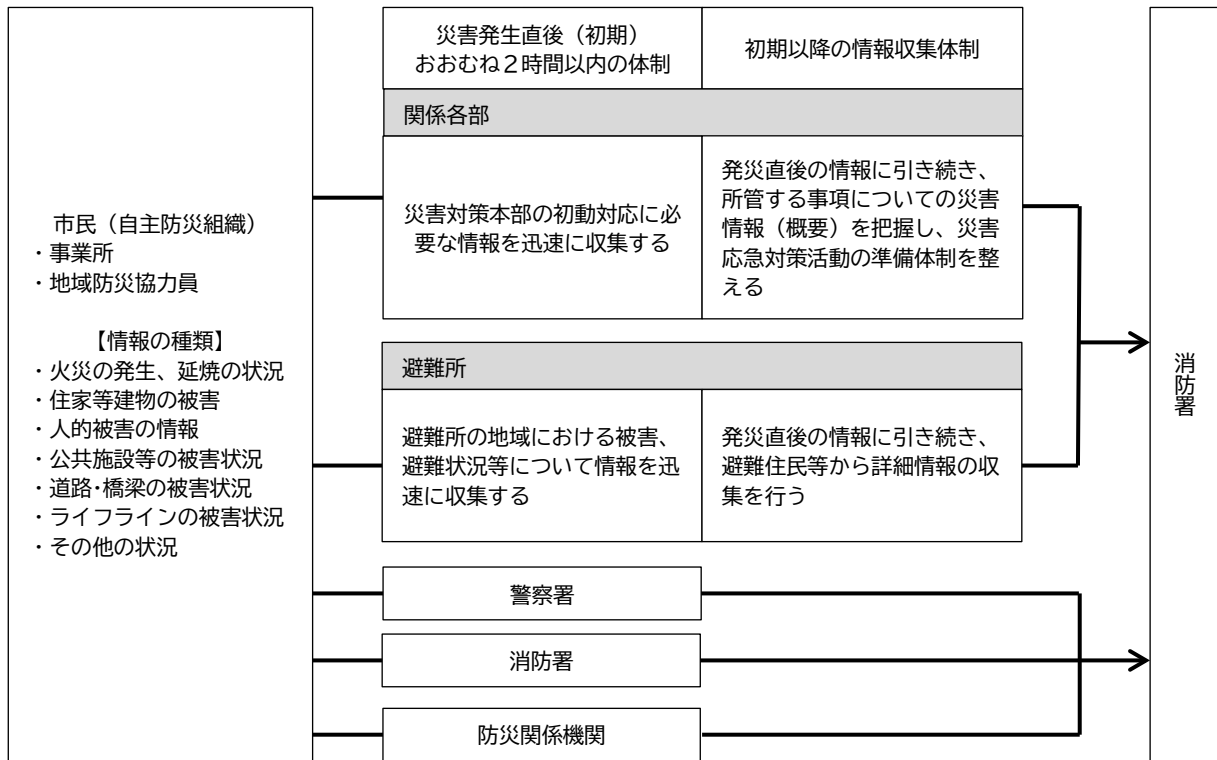
震度6弱以上の地震等大規模災害により被災した場合は、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、原則として発災後12時間以内に、次の3点を把握し、市町村行政機能チェックリストにより県に報告する。

- ・ トップマネジメントは機能しているか
- ・ 人的体制（マンパワー）は充足しているか
- ・ 物的環境（庁舎施設等）は整っているか

（2）被害報告の報告系統

県災害対策本部設置前は、県防災・危機管理課に報告することとし、設置後は、以下の要領で実施する。

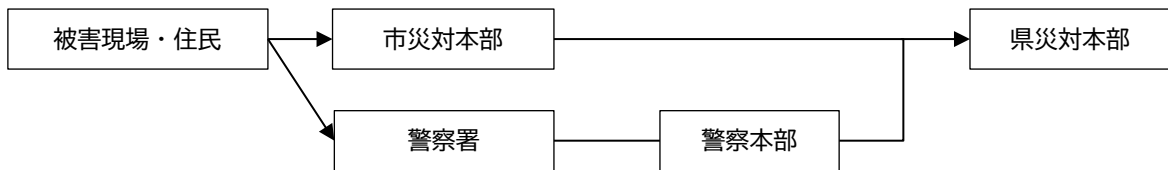
● 市災害対策本部被害報告系統



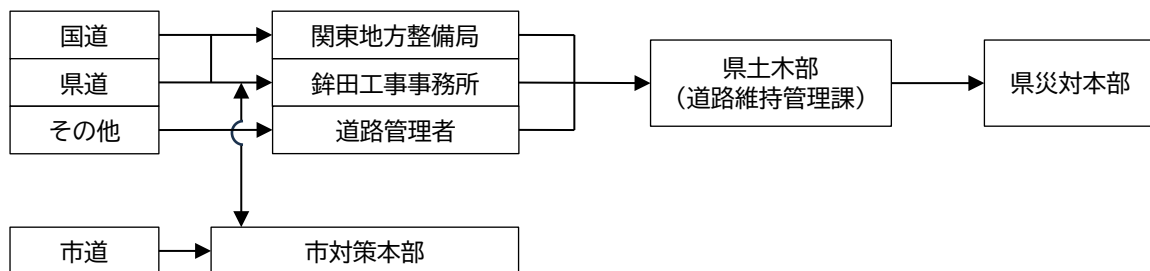
① 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

● 情報収集・伝達系統1（死者、負傷者、建物被害、その他の被害）



● 情報収集・伝達系統2（道路被害）



● 災害緊急報告の報告・公表先

報告・公表先	方法	担当	備考
総務省消防庁宿直室	TEL：03-5253-7777 FAX：03-5253-7553	災害対策本部付班 (総務部長)	左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じNHK及び(株)LuckyFM 茨城放送を通じて行う(報道機関を除く) 1NHK 水戸デジタルテレビ (20CH) 2NHK 水戸 FM (83.2MHz) 3IBS 水戸放送局 (1197KHz) 4NHK-TV (総合) 5NHK ラジオ第1放送 (594KHz) 6FM かしま (76.7KHz)
総務省消防庁防災課	TEL：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535		
県防災・危機管理課	直通 TEL：029-301-8800 ダイヤル TEL：029-301-2885 FAX：029-301-2898 防災電話：008-100-8440～2 防災 FAX：008-100-8300～3 衛星電話：008-100-2885 衛星：FAX008-100-2898		
鹿行県民センター	TEL0291-33-4110		
報道機関	口頭又は文書		
市民	NHK水戸放送局 (TEL029-232-9885) (防) 008-855-8400 (株)LuckyFM 茨城放送 (TEL029-244-3991) (防) 008-873-8400 防災行政無線、エリア放送、その他		

(3) 代替通信機能の確保

① NTTの災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

イ 災害時優先電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、NTT東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。(事前対策)

ロ 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

ハ 非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115」にダイヤルし、次の事項をオペレーターに告げ申込むこととする。(※受付時間 8時～19時まで)

- ・ 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。
- ・ 発信電話番号と機関名称等
- ・ 電報の宛先住所と機関名称等
- ・ 通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻輳するときは、受付を制限する場合がある。

※大規模な災害時においては、一般加入電話がかかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすい。しかし、輻輳の程度に応じて通話時間が制限されるほか、相手等の通話設備の被害状況によって利用が困難な場合がある。

② 非常通信の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、行う。

イ 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準ずるものとする。

- 1) 人命の救助に関するもの
- 2) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- 3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 4) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- 5) 非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 6) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 8) 遭難者救護に関するもの
- 9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 10) 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- 11) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

ロ 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

ハ 発信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報発信紙（なければどんな用紙でもよい）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- 1) あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号。
- 2) 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。
- 3) 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスをあけない。
- 4) 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように）を記入する。
- 5) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書き、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

③ 他機関の通信設備の利用

予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第55～57条）。

また、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市町村長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第79条）。

・警察通信設備	・消防通信設備	・水防通信設備
・航空通信設備	・海上保安通信設備	・気象通信設備
・鉄道通信設備	・電力通信設備	・自衛隊通信設備

災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。（事前対策）

なお、災対法第79条に基づく災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

④ 放送機能の利用

緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予備報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)LuckyFM茨城放送に知事を通じて要請する。

なお、市長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

⑤ 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信を確保するものとする。

⑥ 自衛隊の通信支援

自衛隊における通信支援の必要が生じた場合は要請手続を行う。

⑦ アマチュア無線ボランティアとの連携・協力

災害発生後にボランティア担当窓口を開設する際、コーディネートを担当する職員を配置し、関係する連絡調整、情報収集、提供並びに広報活動等を行う。

資料編1-4 「防災に関係のある各関係機関窓口」

(4) 災害時の広報

① 実施機関

原則として災害対策本部広報班において広報活動を担当する。ただし、災害の状況に応じて、その他の各部及び関係機関においても実施するものとする。

② 広報活動

災害時において収集した情報を一般住民に広報し、住民の心の安定と社会秩序の維持を図ることに努める。収集した情報及び対策は速やかに住民に広報するものとし、その実施内容・方法は次のとおりである。

- ・ 広報の内容は、災害情報及び応急措置の状況等を具体的に分かりやすくまとめて広報するものとし、視聴覚障害者にも配慮したものとする。報道機関、その他関係機関に対して収集した情報及び対策は、広報班により速やかに発表して住民への周知を図る。
- ・ 広報の方法は、保有する人員、資機材、被害状況等により効果的な方法を用いるものとする。主な方法としては、防災行政無線、防災対応型エリア放送、広報車、ハンドマイクによる呼びかけ、ビラ配布、インターネット（メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、立看板、掲示板、IP通信網、ケーブルテレビ網等である。

③ 報道機関対応

震災情報の報道機関への発表については、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、あらかじめ指定された様式を用い、速やかに実施するものとする。発表については、原則として本部長又は各部長が行うものとし、発表事項及び発表場所等については広報班長があらかじめ調整しておくものとする。

また、発表した内容については必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

④ 各種情報伝達手段を用いた訓練の実施

市、県及び防災関係機関は、災害時に使用する各種情報伝達手段を用いた訓練を平時より実施し、実効性の確保に留意するものとする。

⑤ 危機感が伝わる情報提供の実施

市、県及び防災関係機関は、避難情報等の災害情報を住民に伝達する際は、一人一人に確実に事態の危機感が伝わるよう、わかりやすい情報提供、状況に応じた切迫感のある情報の発信に留意する。

(5) 市民への周知・緊急連絡

警報等の発令時には、「行方市メールマガジン」及び携帯電話事業者が配信する「緊急速報メール」において、市民への情報発信を行い、緊急時の情報発信体制を構築、維持する。

また、エリア放送により、情報の伝達体制の構築と、放送網の拡充を図るとともに、民間気象会社の配信情報を活用し、効果的な支援体制の構築を図る。

第3節 応援・派遣

大規模地震時には、被害が拡大し単独でこれに対処することが困難な事態が想定されるため、各防犯関係機関は、あらかじめ他関係機関と十分に協議を行い、相互応援体制を整えるとともに、災害時の円滑な応急対策活動を実施することとする。

第1項 県に対する応援要請

市長は、知事に応援又は職員派遣のあつせんを求める場合には、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(1) 応援要請時に記載する事項

- 1) 災害の状況
- 2) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- 3) 応援を希望する物資、資材、機械、機具等の品名及び数量
- 4) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- 5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- 6) その他必要な事項

(2) 職員派遣のあつせん時に記載する事項

- 1) 派遣のあつせんを求める理由
- 2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- 3) 派遣を必要とする期間
- 4) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

第2項 国に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

(1) 指定地方行政機関の長に対する応援要請

- 1) 派遣を要請する理由
- 2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- 3) 派遣を必要とする期間
- 4) その他職員の派遣について必要な事項

(2) 災害対策用資機材等の派遣要請

市は、必要に応じ、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所に対し、災害対策用資機材（ポンプ車等）の派遣について所定の様式により要請する。

資料編11-3 「国土交通省による災害対策用資機材の派遣手続き（様式）」

(3) 自然災害の発生又は発生のおそれのある際の情報共有

発災時、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所との情報共有を図るため、本市からの情報提供内容等は、次のとおりとする。

● 情報共有の概要

事象	第1報のタイミング	報告の内容
地震震度5弱以上	25分以内	①被害の有無 ②支援要請の有無 ③避難情報の有無

※<連絡先>霞ヶ浦河川事務所管理課

TEL：0299-63-2418/FAX：0299-63-2498/MAIL：ktr-bousai-722@mlit.go.jp

第3項 市町村相互の応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

第4項 民間団体等に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、締結された協定等に基づき民間団体に応援を要請する。

第5項 消防機関の応援要請

市長は、本市管轄消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

第6項 指定行政機関への応急措置の要請及び通知

市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

市は、上段の要求ができない場合には、その旨及び市域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

第7項 受入体制の確保

(1) 受入窓口の明確化

- 1) 県の応援受入窓口は、茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、茨城県災害対策本部とする。
- 2) 本市の応援受入窓口は、原則的に総務課とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、行方市災害対策本部とする。

(2) 受入施設の整備

市長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

また、災害ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

なお、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

(3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効率的な応援活動を行う。

- 1) 災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）
- 2) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示
- 3) 部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）
- 4) 活動資機材の調達・提供

(4) 経費負担

応援隊が本市応援活動に要した費用は、原則として本市が負担するものとする。なお、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

以上を踏まえ、応援職員及びボランティアに担ってもらった業務等を整理した受援計画を策定する。

(5) 海外からの支援の受入れ

知事及び市長は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

第8項 自衛隊災害派遣要請計画

(1) 計画方針

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図るための計画とする。

(2) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として以下のとおりである。

- 1) 公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
- 2) 緊急性：差し迫った必要性があること。
- 3) 非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

(3) 災害派遣要請の依頼

- 1) 自衛隊に対する災害派遣要請者は茨城県知事であるので、市長は知事に対し派遣要請を依頼するものとする。
- 2) 知事に対し派遣要請を依頼する場合は、「自衛隊の災害派遣要請について（依頼）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合等上記様式文書をもってすることができない場合は、電信電話等により依頼するものとし、事後速やかに上記様式文書を送付するものとする。
 - 提出先
茨城県災害対策本部（防災・危機管理部防災・危機管理課）
 - 提出部数

1部

○ 記載事項

- ・ 被害の状況及び派遣要請の理由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

■資料編2-5 「自衛隊の災害派遣要請について（依頼）」

- 3) 知事に対して要請が出来ない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

(4) 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- 1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関わる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2) 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- 4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(5) 災害派遣部隊の受入体制の確立

① 体制整備

県知事の連絡により自衛隊の派遣が決定したときは、派遣部隊の受入体制の整備を図るものとする。

② 受入れに対する活動

市長は、派遣部隊の受入れに際し、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう努めなければならない。

イ 災害派遣部隊到着前

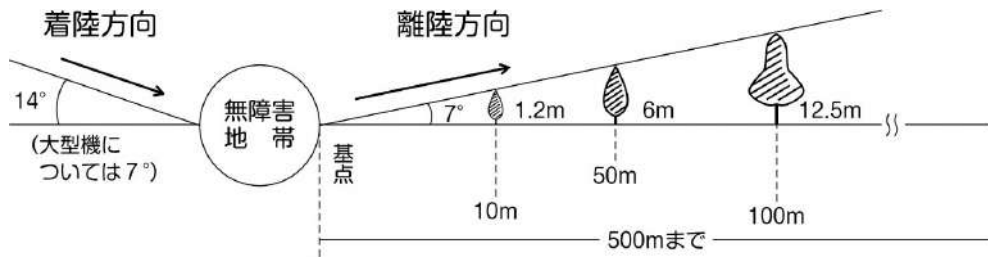
- ・ 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- ・ 連絡職員を指名する。
- ・ 派遣部隊の展開や宿営のための後方支援拠点等を提供する。

ロ 災害派遣部隊到着後

- ・ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ・ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

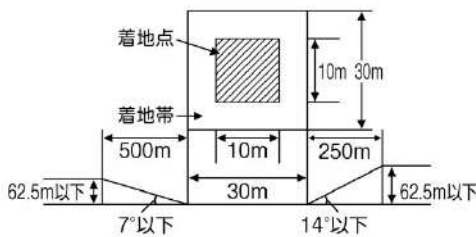
③ ヘリコプターの受入れ

自衛隊等のヘリコプター受入れに関しては、ヘリポートを確保する。離着地点は堅固な地盤を有し、表土の砂塵が発生しやすいところでは、進入方向に留意して散水等の措置を講じるものとする。なお、離着地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

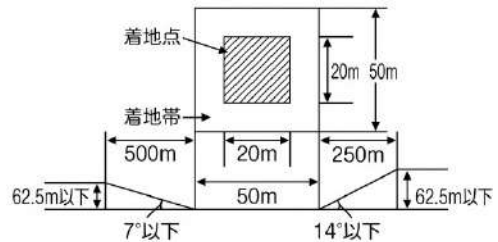


● 離着地点及び無障害地帯の基準

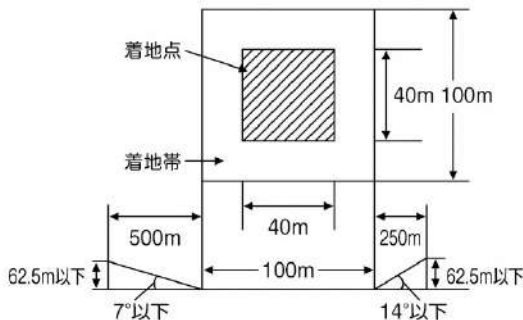
・小型機 (OH-6) の場合



・中型機 (UH-1 (1J), UH-60JA) の場合



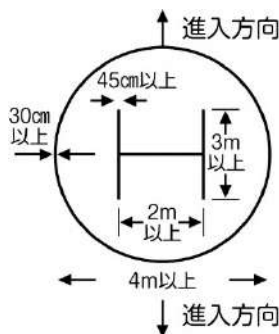
・大型機 (CH-47) の場合



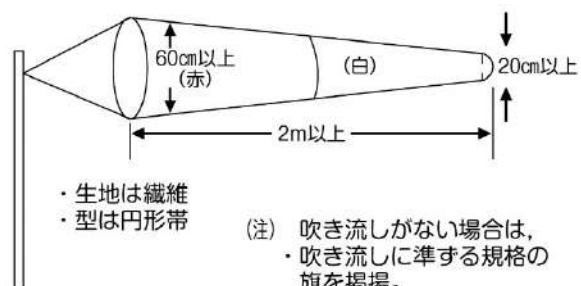
※離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

④ 離着地点の標示

離着地点には、H記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時においては、着陸に必要な灯火施設を設置する。



・石灰で標示、積雪時は墨汁 絵具等で明瞭に標示。



(注) 吹き流しが無い場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

資料編 6-4 「自衛隊部隊等指揮連絡用ヘリコプター発着場 (防災ヘリコプター等離着陸場兼用)」

資料編 6-5 「防災ヘリコプター等離着陸場」

(6) 災害派遣部隊の撤収要請

- 1) 市長又は関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）」により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

資料編2-6 「自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）」

- 2) 知事は、前項1)の依頼を受けた場合又は派遣の目的を達成したと認めるとき若しくは他の理由により派遣の必要がなくなったと認めるときは、部隊の長と協議の上、速やかに撤収要請を行う。

(7) 経費負担区分

派遣された自衛隊の救援活動に要した次に掲げる経費は、原則として本市において負担するものとし、2以上の市町村にわたって活動した場合は、関係市町村が協議して定めるものとする。

- 1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- 2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- 3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く）の補償
- 5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義が生じた場合の、自衛隊と市が協議で決定した費用

第9項 労務供給計画

(1) 計画方針

災害時において応急対策を実施する場合は、本市職員をもってこれらにあてるが、特定作業あるいは労力に不足を生ずる場合に労務の供給を受けるための計画とする。

(2) 実施機関

災害応急対策に必要な労務者の雇用等、労務の供給については市長が実施する。

(3) 労務者の雇用

① 求人申込みの方法

- ア 市長は、災害応急対策の実施において労務者を必要とするときは、公共職業安定所長に対し、文書又は口頭をもって求人を申し込むものとする。
- イ アにより求人を申し込む場合は、次の事項を明らかにするものとする。
 - ・ 職種別所要労務者数
 - ・ 作業場所及び作業内容
 - ・ 賃金等労働条件
 - ・ 宿泊設備の状況
 - ・ その他必要な事項

② 労務者の賃金

公共職業安定所のあっせんにより就労する労務者に対する賃金は、地域における同種の業務及び技能について支払われる一般の賃金水準によるものとする。

(4) 労務の提供

市長は、必要に応じて住民に対し、災害応急対策に必要な労務の提供、協力を求めるものとする。
この場合、市長は各区長等を通じて行うものとする。

第4節 被害軽減対策

第1項 警備・交通計画

災害時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が発生する。このため市民の救助、避難誘導、犯罪の予防及び交通規制等の応急対策を実施し、市民の生命、身体、財産の保護を図り、社会秩序の安定を図る。

本市計画は、茨城県警察災害警備計画を上位計画とし、整合を図ることから当該県計画を引用する。

(1) 茨城県警察災害警備計画

① 災害警備の任務

警察は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、災害の拡大を防止するため、住民の救助・避難誘導、犯罪の予防及び交通規制等の応急対策を実施して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序の維持に当たる。

② 警備体制の発令

警察本部長は、茨城県警察災害警備計画により必要な警備体制を発令する。

③ 災害警備本部の設置

警備体制を発令した場合、災害警備本部を設置して指揮体制を確立する。

④ 警備の実施

警備活動の要領は、次のとおりとする。

○ 警備体制

- ・ 職員の招集及び参集
- ・ 警備本部の設置
- ・ 警備部隊の編成

○ 警備実施

- ・ 被害状況の把握
- ・ 救出救助活動等
- ・ 避難誘導等
- ・ 二次災害の防止
- ・ 交通対策
- ・ 死体見分及び検視
- ・ 保安対策
- ・ 被災者等への情報発信
- ・ 感染防止対策

⑤ 警備体制の解除

警備体制を解除したときは、次の措置を行う。

- ・ 被害状況等のまとめ
- ・ その他必要な事項

(2) 交通規制計画

災害が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに規制に関わる区域又は道路規制区間等の内容を交通情報提供装置の活用や道路情報センター及び報道機関の協力を得て周知に努める。

① 道路管理者の通行禁止又は制限

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

② 公安委員会の交通規制

- 1) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。
- 2) 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に関わる災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

③ 警察署長の交通規制

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

④ 警察官の交通規制等

- 1) 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。
- 2) 警察官は、通行禁止区域等（前記②2）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わないときや、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

⑤ 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

- 1) 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項（公安委員会の指定）に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、前記④2）の職務の執行について行うことができる。
- 2) 自衛官等は、前項の命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

（3）交通規制の指針

本市と関わる交通規制の対象となる主な緊急交通路指定予定路線は、本計画「2.地震災害対策計画」第1章第3節「地震被害軽減への備え」に記載のある路線である。

（4）緊急通行車両の確認等

① 緊急通行車両標章及び証明書の交付

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行

車両としての申出に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続により適正に交付する。

- ・ 緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申出書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。
- ・ 前記により確認をしたときは、知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災対法施行規則第6条の2の規定する標章及び証明書を交付する。
- ・ 交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示するものとする。
- ・ 県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として申出があった場合、事前に確認し災害時に速やかに標章等の交付を図るものとする。また、この事前確認の取扱いについて災害応急対策に携わる見込みのある者に対し、平時から周知に努める。

● 標章



● 緊急通行車両確認証明書

別記様式第5（第6条の2関係）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		茨城県知事 ㊟
		茨城県公安委員会 ㊟
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

② 緊急通行車両等の事前届出について

- ・ 事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）の実施について責任を有する者（指定行政機関等の長）とする。申請先は、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請するものとする。
- ・ 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。
- ・ 災害発生時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、警察本部、警察署、高速道路交通警察隊及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

(5) 災害発生時における運転者のとるべき措置

災害発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

- 1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。
 - ・ できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - ・ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ・ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左端に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - ・ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- 2) 避難のために車両を使用しないこと。
- 3) 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に至る運転者は次の措置をとること。
 - ・ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に移動させる。
 - ・ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所へ移動させる。
 - ・ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ・ 通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破壊することがあること。

(6) 緊急輸送道路の確保

- ・ 災害発生時には、市の主要道路について交通規制を要請し、連絡道路や緊急輸送道路を確保する。
- ・ 災害時における被災者の避難及び救助物資並びに応急対策実施に必要な人員資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。
- ・ 市長（災害対策本部長）の指揮の下に、各課長等（各部長）の要請により以下の事項を実施する。

① 被害状況の把握

本市及び各道路管理者は、緊急輸送道路の確保を最優先に行うために、県防災ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

② 緊急輸送道路啓開の実施

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県鉾田工事事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、緊急輸送道路の確保を最優先に、啓開作業を実施する。

③ 車両の確保

市は、車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

資料編6-3 「公用車一覧」

④ 事前届出

市は、緊急通行車両について、災害応急対策用としてあらかじめ県公安委員会に届出を行い、事前審査を済ませておくことにより、災害時に速やかな標章等の交付が受けられるよう準備しておく。

⑤ 交通規制

災害発生直後において、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は規制する。

⑥ 被災地内における一般交通の確保

交通規制を行ったときは、その状況を次の方法によって周知の徹底に努め、一般交通の確保を図るものとする。

- ・ 規制道路への道路標識等の設置
- ・ 関係機関への連絡
- ・ 一般住民に対する広報
- ・ 迂回路等の指示

(7) 輸送方法

災害時における輸送の方法は、災害の種類、規模及び程度により、次のうち最も適切な方法で実施する。

① 自動車輸送

○ 調達順位

- 第1位：公共機関所有車両
- 第2位：営業用車両
- 第3位：一般自家用車両

※自衛隊車両については状況により適切に要請する。

② 航空機による輸送

地上輸送が全て不可能な場合は、ヘリコプター等により実施する。

(8) 緊急輸送の実施

○ 総括的に優先されるもの

- ・ 人命の救助、安全の確保

- ・ 被害の拡大防止
- ・ 災害応急対策の円滑な実施

○ 災害発生後各段階において優先されるもの

第1段階（災害発生直後の初動期）

- ・ 救助・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ・ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ・ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- ・ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

第2段階（応急対策活動期）

- ・ 前記第1段階の続行
- ・ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

第3段階（復旧活動期）

- ・ 前記第2段階の続行
- ・ 災害復旧に必要な人員、物資
- ・ 生活用品
- ・ 郵便物
- ・ 廃棄物の搬出

（9）放置車両対策

市及び各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

（10）警戒資機材の確保

市及び各道路管理者は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第2項 避難計画

（1）計画方針

災害に際し、危険地域にある住民を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図り、かつ、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会施設等の既存建物又は仮設テント等に収容し保護する計画とする。さらに、高齢者等要配慮者に配慮し、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

(2) 避難が必要となる災害

地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示を伝達する。

また、必要に応じ、高齢者等避難を適切に出すように努める。

- | | |
|------------------|-------------------|
| ・津波 | ・余震による建物倒壊 |
| ・がけ崩れ、地すべり | ・地震水害（河川、海岸、ため池等） |
| ・延焼火災 | ・その他 |
| ・危険物漏えい（毒劇物、爆発物） | |

(3) 実施機関

避難指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められている。災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。

- ・市長（災害対策基本法第56条、第60条）
- ・警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ・水防管理者（水防法第29条）
- ・知事又はその命を受けた県職員（災害対策基本法第60条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ・災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官「その場に警察官がいない場合に限る。」（自衛隊法第94条）

市長は、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準、伝達方法等を明確にしてあるマニュアルに基づき、発災時に避難指示等を適切に発令するよう努める。なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

(4) 避難所の設置

避難所の設置は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。なお、市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(5) 避難指示、高齢者等避難

避難指示、高齢者等避難を発する権限ある者は、人々の生命又は身体の安全確保を目的に、その他災害の拡大を防止するために特に必要と認めたときに、直接住民に、あるいは広報車、市防災行政無線等を通じて危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うものとする。

また、市長は、必要に応じ、立退きの指示の前の段階で、住民に立退きの準備又は立退きに時間を要する者に対して立退きを適切に促すよう努める。

なお、市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、必要に応じて専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の技術的な助言の活用や、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

避難指示、高齢者等避難が出されたときには、次により通知等を行うものとする。

① 避難指示、高齢者等避難の内容

次の内容を明示して実施するものとする。

- ・ 要避難（準備）対象地域
- ・ 避難先及び避難経路
- ・ 避難指示及び高齢者等避難の理由
- ・ その他必要な事項

② 避難措置の周知

避難指示、高齢者等避難を出した者は、当該対象地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

○ 住民への周知徹底

避難指示、高齢者等避難を出した者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることについて周知する。

- ・ 直接的な周知として、市防災行政無線、広報車等を利用する。また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。
- ・ Lアラート等を活用するなど、報道機関の協力を得て、間接的に住民に広報する。
- ・ 自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。

○ 関係機関相互の連絡

避難指示及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の配慮に努めるものとする。

（6）市長の避難の指示等

市長は、災害対策基本法第60条に基づき避難の指示等を行う。

- 1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- 2) 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4) 市長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を県知事に報告しなければならない。
- 5) 市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

【解説】

市長が「避難の指示等」を発することができるのは、災害がすでに発生している場合のほか、災害が発生するおそれがあるとき、避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき、河川の水位が氾濫危険水位や避難判断水位を突破し洪水のおそれがあるとき、火災が拡大するおそれがあるとき、地すべり、山崩れ及び土石流等による著しい危険が切迫しているとき等、人命に危険が及ぶと判断される場合が考えられる。

「その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき」とは、豪雨等により、大被害を防止するためダム貯水を漸次放流しなければならないとき、河川のはん濫のおそれが生じ一部地域を犠牲にしなければならないとき等が考えられる。

「必要と認める地域の必要と認める居住者等」とは、災害が発生、又は発生のおそれがある区域のうち、市長が特に避難等の措置が必要だと判断した地域の居住者、滞在者、通過者等、その地域にいるすべての者をいう。

「指示」とは、被害の危険性を極めて高いと判断した際に発せられる強い避難要請であり、直ちに安全な場所への避難を完了していることが望まれる。

しかし、指示に従わなかった者に対しての直接強制は、時期的に早い段階では直接強制すべきでないこと、急迫した場合は即時強制が可能であること、立ち退きをしないことにより被害を受けるのは本人自身であること等の理由によりとられていない。

なお、緊急を要する場合には、消防職員は、市町村長の委任を受けて、居住者等に対し避難のための立退きの指示をすることがあり、また、警察官は人の生命又は身体に危険を及ぼす場合には、自らの判断で立ち退き等の避難誘導の措置を行うことができる。

(参照条文)

災害対策基本法第 61 条、第 63 条、水防法第 22 条、地すべり等防止法第 25 条、警察官職務執行法第 4 条、地方自治法第 153 条第 1 項

(7) 警戒区域の設定

市長は、上記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

(8) 避難誘導方法

避難誘導は次の事項に留意して行うものとする。特に、要配慮者が避難できるよう、あらかじめ定める避難情報伝達マニュアルや行方市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）に基づき、適切な避難支援を実施する。

- 1) 避難誘導に当たり、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること。
- 2) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
- 3) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- 4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- 5) 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。
- 6) 避難誘導は受入先での救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。
- 7) 保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めること。

(9) 避難順位及び携行品等

① 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- | | |
|-----------------|--------|
| ①介護を要する高齢者及び障害者 | ⑤学童 |
| ②病弱者 | ⑥女性 |
| ③乳幼児及びその母親・妊婦 | ⑦男性 |
| ④高齢者及び障害者 | ⑧防災従事者 |

② 携行品等の制限

携行品等は、緊急を要する場合には、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、比較的時間的に余裕のある場合は若干の食料、日用身の回り品等とする。

第3項 消火活動・救助・救急活動

地震発生による火災、浸水等の災害による死傷者等をできる限り軽減するために、関係機関の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力の下に効果的な対策を実施する。

(1) 消防機関（消防本部、消防団）による消火活動

① 情報収集、伝達

○ 被害状況の把握

- ・ 119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れないよう努める。

③ 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則によりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

○ 避難地及び避難路確保優先の原則

- ・ 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

○ 重要地域優先の原則

- ・ 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

○ 市街地火災消火活動優先の原則

- ・ 工場、危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

○ 重要対象物優先の原則

- ・ 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

○ 火災現場活動の原則

- ・ 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- ・ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

- ・ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

④ 応援派遣要請

自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により応援を要請する。

⑤ 応援隊の派遣

市は被災市町村以外の自治体として、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 消防機関（消防本部、消防団）による救助・救急活動

① 情報収集、伝達

○ 被害状況の把握

- ・ 119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

○ 災害状況の報告

- ・ 消防長は、災害の状況を市町村長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないよう努める。

② 救助・救急要請への対応

地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

- 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

- 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

③ 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

④ 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージ（治療優先順位による患者の振り分け）を行う。

⑤ 後方医療機関への搬送

- 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の疾病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

- 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、いばらき消防指令センター等から、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

- 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

⑥ 応援派遣要請

自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により応援を要請する。

⑦ 応援隊の派遣

市は、被災市町村以外の自治体として、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

(3) 自主防災組織による救助・救急活動

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

また、住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し又は単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

第4項 応急医療

(1) 計画方針

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う。

(2) 実施機関

- 1) 医療及び助産は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- 2) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- 3) 市長は、必要に応じて医療救護班を編成し出勤するとともに、災害の種類及び程度により水郷医師会に出勤を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

(3) 災害救助法による医療・助産

災害救助法が適用された場合、医療救護基準は同法及びその運用方針によるがその概要は次のとおりであり、災害救助法が適用されなかった場合においてもこれらに準じて実施するものとする。

① 医療

災害のため医療機関が混乱し、罹災地の住民が医療の途を失ったときに応急的に医療を施し、罹災者の保護を図ることを目的とする。

○ 対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

○ 医療の範囲

- ・ 診察
- ・ 薬剤又は治療材料の支給

- ・ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ・ 病院又は診療所への収容
- ・ 看護
- 実施方法
 - ・ 救護班が実施する。ただし、緊急患者等については病院、診療所に移送し治療するものとする。
- 費用の限度額
 - ・ 救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費
 - ・ 一般病院、診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内。
 - ・ 施術者による場合
当該地域における協定料金の額以内。
- 実施期間
 - ・ 災害発生の日から14日以内とする。

② 助産

災害のため助産の途を失った者に対して分べんの介助及び分べんの前後にわたる処置を確保し、その保護を図ろうとするものである。

- 対象者
 - ・ 災害のために助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者。
- 助産の範囲
 - ・ 分べんの介助。
 - ・ 分べん前、分べん後の処置。
 - ・ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給。
- 実施方法
 - ・ 助産は医療と同様救護班により実施するものとするが必要に応じて助産師、産院又は一般医療機関の応援、協力を得て行うものとする。
- 費用の限度額
 - ・ 救護班、産院、一般医療機関の場合
衛生材料費、処置費（救護班の場合を除く）、薬剤の実施。
 - ・ 助産師による場合
当該地域における慣行料金の8割以内の額。
 - ・ 実施期間
分べんした日から7日以内とする。

（4）医療救護のための医療品等の調達

医療救護のための医療品等の調達は、市内の医療品小売業者から市長が一括購入する。ただし、被害の状況により、医療品小売業者から購入することが不可能又は購入量が不足する場合には、県に対して医療品等の調達を依頼する。

■資料編8-3 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」

(5) 応急医療体制の確保

市は必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により水郷医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。また、災害の程度により市の能力をもってしても十分でないと認められるときは、県及びその他の関係機関に協力を要請する。

また、医療救護所についても必要と認められた場合は市の関係各所へ設置するものとし、さらに、市災害対策本部から県への要請による県施設への設置等万全を期すものとする。

(6) 応急医療活動

市は、医療施設における医療活動、医療救護チーム・DMAT※による医療活動等が円滑に遂行されるよう協力するものとする。医療救護チームの業務は次のとおりである。

- 1) 被災者のスクリーニング（症状判別）
- 2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- 3) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- 4) 死亡の確認
- 5) 遺体の検案
- 6) その他状況に応じた処置

なお、DMAT撤収後の応急医療体制の確保については、DMAT及び応急医療に係る医療団体の災害急性期後の現地医療活動の継続も含め、今後確保策を検討し、発災時の医療体制の構築を図る。

※DMAT：災害急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、トレーニングを受けた災害派遣医療チーム（DisasterMedicalAssistanceTeam）であり、医師、看護師、業務調整員（救急救命士、薬剤師、事務員等）で構成される。

(7) 後方支援活動

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて広域災害救急医療情報システム（EMIS）や保健医療部現地対策班等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

なお、病院等が後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関又は県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

(8) 人口透析の供給等

① 人口透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して提供することが必要である。

市は、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、災害透析基幹病院や茨城透析医災害対策連絡協議会と調整し、他の病院等へのあっせんに努める。

② 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

市は、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

③ 周産期医療

保健所及び市の保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。
患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾンを活用する。

第5項 燃料対策

災害時においても、庁舎等の重要施設の自家発電燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

（1）連絡体制の確保と情報の収集

震災発生直後、あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

（2）災害応急対策車両への燃料供給

燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、災害時における燃料等の供給に関する協定により優先給油を行うものとする。

さらに、給油が困難である場合は県石油業協同組合に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

（3）重要施設への燃料供給

災害時における燃料等の供給に関する協定により燃料の供給を受けるものとし、さらに供給を受けることが困難な場合には県への報告を行うものとする。

（4）災害時緊急給油票の発行

市は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

（5）緊急車両への燃料供給

災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。また、災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受けるものとする。

(6) 燃料供給状況の周知

給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第5節 被災者生活支援

第1項 被災者の把握

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害慶弔金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。なお、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。さらに、災害時には、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

（1）登録窓口の設置

市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（2）避難者等の調査の実施

① 調査体制の整備

市は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

② 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

③ 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ決めておくものとする。

資料編 11-2 「被害状況調査票」

○ 調査の実施

市は、①に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。なお、この要請に対する調査は被害状況により必要だと認められる場合に実施される。

○ 調査結果の報告

調査の結果については、県により統括されることから市は調査結果を速やかに報告するものとする。

【報告先】

災害救助法の適用	防災・危機管理部
避難所の開設	防災・危機管理部
食料、水、生活必需品の供給	防災・危機管理部、福祉部、営業戦略部、産業戦略部農 林水産部
義援金の配分、災害弔慰金等の支給	防災・危機管理部
応急仮設住宅入居者の選定	土木部

第2項 避難生活の確保、健康管理

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を収容する場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営

市は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。併せて、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れることとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。

なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地・国有財産の活用や旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、実質的に福祉避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

① 対象者

- ・ 家が被害を受け居住の場所を失った者
- ・ 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- ・ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

② 設置場所

- ・ 避難所としてあらかじめ指定している施設
- ・ 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

③ 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額

ア 費用の範囲

- ・ 賃金職員等雇上費
- ・ 消耗器材費
- ・ 建物の器物等使用謝金
- ・ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- ・ 光熱水費
- ・ 仮設便所等の設置費

イ 限度額

- ・ 基本額：避難所設置費1人1日当たり330円以内
- ・ 加算額：冬季（10月～3月）についてはその都度定める額

福祉避難所の設置のための費用については、当該地域における通常の実費

④ 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。

⑤ 避難所開設の要請

市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

⑥ 避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ・ 避難所開設の目的
- ・ 箇所数及び収容人員
- ・ 開設期間の見込み

⑦ 避難所設置のための経費内容及び限度額等

避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫賃、消耗機材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費など、限度額は別に定める。

資料編8-3 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」

（2）避難所の運営管理

避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、避難所運営マニュアルに基づいて避難所の運営管理を行う。その際、女性や子育て家庭の参画を原則とし、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点や避難所の安全性の確保に十分配慮したうえで、子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。また、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

【男女双方の視点】

- ・ 女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等
- ・ 生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付

【避難所の安全性の確保】

- ・ 巡回警備や防犯ブザーの配布
- ・ キッズスペースや学習スペースの確保

① 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、平時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- ・ 自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力
- ・ 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等への協力
- ・ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守
- ・ 要配慮者への配慮
- ・ プライバシーの保護
- ・ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

② 避難所等における生活環境の維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。仮設トイレは、衛生的で誰もが快適に使える仕様のトイレを設置するよう努める。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努めるものとする。

また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。そのため、市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

なお、避難所運営にあたっては、県で策定した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に運営を図るものとする。

③ 対象者に合わせた場所の確保

避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

④ 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがいや咳エチケット、部屋の換気及びトイレの消毒等の保健指導や健康教育を行う。

⑤ 福祉避難所における支援

- 福祉避難所の指定

- ・ 要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、指定避難所内の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、必要に応じて福祉避難所を指定し支援を行う体制を整備する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- 福祉避難所の整備
 - ・ 避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
- 福祉避難所の周知
 - ・ 様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては直接配布するなどして周知徹底を図る。
- 食料品・生活用品等の備蓄
 - ・ 食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。
- 福祉避難所の開設
 - ・ 一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。
- 福祉避難所開設の報告
 - ・ 福祉避難所を開設した場合は、直ちに次の事項を県へ報告する。
 - 1) 避難者名簿（名簿は随時更新する）
 - 2) 福祉避難所開設の目的
 - 3) 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障害者等）
 - 4) 開設期間の見込み

(3) 避難者の健康管理

① 被災者の健康状態の把握

- ・ 市及び県は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談を行う。また、必要時は、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。
- ・ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。
- ・ 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。
- ・ エコノミークラス症候群（深部静脈血栓閉栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。
- ・ 継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。
- ・ 避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象にレクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- ・ 幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

② 避難所の感染症対策

市及び県は、避難所において、感染症の発生を防止するため、県が定める「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。

なお、避難所における感染症対策について、避難者の過密抑制や、ホテルや旅館等の活用等を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努めるものとする。

③ 要配慮者の把握

避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

④ 関係機関との連携の強化

支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

⑤ 精神保健、心のケア対策

市は、県関係機関（精神保健福祉センター、保健所等）と連携の上、被災した住民の心のケア対策を実施する。必要な場合は県への要請により心のケアチーム派遣を要請する。また、次に示す内容を保健所と連携して実施する。

○ 第一段階

- ・ 心の健康相談、災害派遣精神医療チーム（以下、「DPAT」という。）による避難所への巡回診療のサポート及び必要時DPATとの同行訪問。
- ・ 必要に応じ心のケアチームによる巡回診療とする。

○ 第二段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

- ・ 継続的な対応が必要なケースの把握、対応、DPATへの情報提供

○ 第三段階

- ・ 仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）
- ・ PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応
保健所及び市は、特に、心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障害者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

⑥ 継続的要援助者のリストアップ

特に心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障害者、外国人に対しては十分に配慮し適切なケアを実施する。なお、援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

⑦ 関係機関との連携の強化

市及び県は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないように継続的な援助を行う。

また、避難所で発生しうる防犯上の取組については、被災支援により警察等行政機関の対応に遅れが見込まれることから、今後、警察と連携し、自主防災組織やボランティア等の活用といった方策の検討、体制の構築を図る。

⑧ 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、県、市は「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

(4) 学校等との連携

東日本大震災時、首都圏を中心に多くの帰宅困難者が発生し、帰途にある公共施設が仮の避難所として緊急開放されている。その中でも学校はライフラインが整備され、大規模な人員収容が緊急的に可能であることから、東京都等では各所で公立学校が開放、活用された。

国においても、学校の避難所としての機能を重視し、避難所としての指定や位置づけ、受け入れ態勢の構築等を全国自治体に求めているところである。

しかし、その場合、実際には①発災から一定期間は教職員が避難所運営の協力を行わざるを得ないこと、②指定の有無に関わらず、学校に地域住民や帰宅困難者が避難してくること、が想定されることから、本市としても、教育委員会、各学校と連携し、避難所運営の協力に関する体制の検証・整備等を推進し、緊急時の受け入れ態勢の構築を図る。

第3項 ボランティア活動の支援

大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア団体や個人の協力に対する受入れ・調整体制を整備するとともに、活動のなかで指導的な役割を果たすボランティアリーダー等の養成に努める。

(1) ボランティアの活動分野

避難所の運営や炊き出し、食料等の配付など一般分野での活動（災害ボランティア）をはじめ、医療や看護、通訳、アマチュア無線など専門分野での活動（専門ボランティア）についても、個人の能力に応じて積極的に協力を受け入れることとする。

(2) ボランティア「受入窓口」との連携・協力

市は、ボランティア担当窓口を開設し、災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動を実施する。なお、主にボランティアへ協力依頼する内容は次のとおりである。

- 1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2) 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- 3) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- 4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- 5) その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

災害時におけるボランティア活動の重要性について、平常時から広報誌やパンフレット等による周知を行い、発災時には積極的に参加を呼び掛けることに努める。

(4) 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

(5) 災害時におけるボランティアの登録、派遣

専門分野ボランティアの受付及び登録は、原則として発災後に県が窓口となり実施することとなっているが、県及び関係機関と十分な連携を図りながら状況に応じて窓口を市内に設置し、一般分野ボランティアの受け付けと併せ、迅速な対応に徹することとする。また、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の把握を行い、県のボランティア受入窓口である県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会との連絡を密にし、必要に応じて派遣の要請を行う。

(6) ボランティア受入体制

災害発生直後直ちに、市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置することとし県社会福祉協議会(ボランティア支援本部)と連携によりボランティア受入体制を確保するものとする。なお、市はボランティア活動が円滑に行われるよう、必要に応じてボランティア活動拠点の提供を行うなど支援に努める。また、活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を推進するとともに、ボランティア保険の広報、助成に努める。

① 災害ボランティアセンターにおける活動内容

- ・ 市及び関係機関からの情報収集
- ・ 被災者からのボランティアニーズの把握
- ・ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ・ ボランティアの受付
- ・ ボランティアの調整及び割り振り
- ・ 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ・ 必要に応じて、ボランティア支援本部の応援要請
- ・ ボランティア保険加入事務
- ・ 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- ・ その他被災者の生活支援に必要な活動

② ボランティア支援本部における活動内容

- ・ 県及び関係機関からの情報収集
- ・ 災害ボランティアセンターへの情報提供
- ・ ボランティアの募集及び災害ボランティアセンターへの紹介
- ・ 災害ボランティア登録者への協力依頼
- ・ 必要に応じて、職員の派遣
- ・ 災害ボランティアセンターで利用する活動用資機材、物資等の調達・供給
- ・ 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ・ 必要に応じて、関係団体等への協力依頼
- ・ 他の都道府県社会福祉協議会への応援要請
- ・ ボランティア保険加入事務及び広報
- ・ その他被災者の生活支援に必要な活動

第4項 ニーズの把握

地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

(1) ニーズの把握

① 被災者のニーズの把握

市及び県は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数ヶ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- ・ 家族、縁故者等の安否
- ・ 不足している生活物資の補給
- ・ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- ・ メンタルケア
- ・ 介護サービス
- ・ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

② 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、県職員・市職員、民生委員、児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- ・ 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ・ 病院通院介助
- ・ 話し相手
- ・ 応急仮設住宅への入居募集
- ・ 縁故者への連絡
- ・ 母国との連絡

(2) 相談窓口の設置

① 総合窓口の設置

各種の相談窓口を代表する総合窓口を速やかに設置し、県、市、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介する。この総合窓口は、震災被害の程度及び複合的な災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

② 各種相談窓口の設置

県各部局、市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- ・ 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- ・ 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- ・ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- ・ 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- ・ 外国人（安否確認、震災関連情報等）
- ・ 女性（避難生活での困りごと等）
- ・ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- ・ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）

- ・ 消費（物価、必需品の入手）
- ・ 教育（学校）
- ・ 福祉（障害者、高齢者、児童等）
- ・ 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- ・ 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）
- ・ 金融（融資、税の減免）
- ・ ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- ・ 手続（罹災証明、死亡認定等）
- ・ 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

（3）生活情報の提供

各機関は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者、車中泊避難等それぞれに配慮した伝達を行うものとする。

① テレビ、ラジオの活用

テレビ、ラジオ局等の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

② インターネットメールの活用

インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

③ インターネットの活用

ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

④ ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した定期的な生活情報の提供を行う。

⑤ 震災ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

⑥ コミュニティ放送局の活用

地域に密着した情報を提供しているFM局等の放送事業者と情報提供に関する協定等を締結し、被災者に対する生活情報等のスムーズな提供に努める。また、この活用に関する市民への周知等の環境整備を推進する。

（4）安否情報の提供

市及び県は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努めるものとする。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5項 食料供給計画

(1) 計画方針

災害時に、住家の被害等により自宅で炊飯ができず、食品の販売機構が停止し、食品の購入が困難な被災者に対し応急的に炊き出しを行い、又は、住家に被害を受け一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する。

(2) 実施機関

- 1) 食料の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- 2) 本市のみで供給が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を得て実施するものとする。

(3) 食料の調達

県は、市から支援の要請を受けたとき、又は被害の状況等から判断して必要と認めるときは、県が備蓄している食料を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食料を調達し供給を行う。

① 公的備蓄

イ 県

県は、次の手順により、食料及び飲料水を迅速に供給する。

- 1) 県は、本市から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、県の備蓄物資の放出を決定する。同時に、輸送業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。
- 2) 輸送業者等は、県の備蓄場所から本市が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡を行う。

ロ 市

市は、次の手順により、食料及び飲料水を迅速に供給する。

- 1) 市は、①麻生公民館、②北浦公民館、③玉造保健センターに備えられた備蓄倉庫より必要とする食料を迅速に供給する。

② 流通在庫備蓄

イ 県

県は、次の手順により食料及び飲料水を迅速に調達し供給する。

- 1) 協定締結等をしている事業者等が輸送する場合
 - ・ 県は、本市から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、協定締結等をしている事業者等に対する物資の調達要請を決定する。
 - ・ 県は、協定締結等をしている事業者等へ文書又は口頭により物資の調達要請をする。同時に、県が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。
 - ・ 当該事業者は、県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。
 - ・ 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認の上、引取る。

2) 前記による輸送が困難な場合

・ 自衛隊への輸送要請

県は、被災状況により前記による輸送が困難な場合は、自衛隊に航空機等による輸送を要請するものとする。要請に当たっては、発災直後は、救助活動が優先されることに留意する必要がある。

・ トラック協会等への輸送要請

県は、被災状況により前記による輸送が困難な場合は、あらかじめ協定を締結しているトラック協会等に輸送を要請する。

□ 市

市は、次の手順により、食料及び飲料水を迅速に供給する。

1) 「災害時における支援及び協力に関する協定書」等による締結された協定書に基づき適切に保有される物資の供給を要請する。

③ 政府所有の米穀・乾パンの調達

災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、市長は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、知事を通じ関東農政局水戸地域センター長又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領（平成18年6月15日付18総食第294号制定）」に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給を受ける。

茨城県地域防災計画資料編 「16-2 政府所有米穀の販売」

(4) 食料、生活必需品等の給与

① 炊き出しの実施及び食品、生活必需品等の配分

市は、あらかじめ定めた食料供給計画に基づき、被災者等に対する食料等の調達、供給を行う。

② 県、近隣市町村への協力要請

市は、本市が多大な被害を受けたことにより、市のみにおいて炊き出し等による食料、生活必需品等の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

県は、市から要請を受けたときは、次により措置を講じるものとする。

- ・ 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請
- ・ 集団給食施設への炊飯委託
- ・ 調理不要なパン、おかゆ等の供給

③ 品目

パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等

第6項 衣料、生活必需品等物資供給計画

(1) 計画方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(2) 実施機関

- 1) 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、本市が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- 2) 本市のみで供給が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(3) 生活必需品の調達

県は、本市からの支援の要請を受けたとき、又は被害の状況等から判断して必要と認めるときは、県が備蓄している毛布等備蓄物資を放出することはもとより、さらに、不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している小売業等関係業界から生活必需品を調達し供給を行う。

① 公的備蓄

県は、次の手順により、生活必需品を迅速に供給する。

- 1) 県は、本市から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して県が必要と認められた場合は、県の備蓄物資の放出を決定する。同時に、輸送業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。
- 2) 輸送業者等は、県の備蓄場所から本市が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡を行う。

市は、次の手順により、生活必需品を迅速に供給する。

- 1) 市は、①麻生公民館、②北浦公民館、③玉造保健センターに備えられた備蓄倉庫より必要とする生活必需品を迅速に供給する。

② 流通在庫備蓄

県は、次の手順により生活必需品を迅速に調達し供給する。

- 1) 協定締結等をしている事業者等が輸送する場合
 - ・ 県は、本市から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して県が必要と認められた場合は、協定締結等をしている事業者等に対する物資の調達要請を決定する。
 - ・ 県は、協定締結等をしている事業者等へ文書又は口頭により物資の調達要請をする。同時に、県が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。
 - ・ 当該事業者は、県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。
 - ・ 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認の上、引取る。

- 2) 前記による輸送が困難な場合

- ・ 自衛隊への輸送要請
県は、被災状況により前記①による輸送が困難な場合は、自衛隊に航空機等による輸送を要請するものとする。
- ・ トラック協会等への輸送要請
県は、被災状況により前記①による輸送が困難な場合は、あらかじめ協定を締結しているトラック協会等に輸送を要請する。

市は、次の手順により、生活必需品を迅速に供給する。

- 1) 「災害時における支援及び協力に関する協定書」等による締結された協定書に基づき適切に保有される物資の供給を要請する。

(4) 生活必需品の給(貸)与

① 給(貸)与の実施

市は、あらかじめ定めた生活必需品供給計画に基づき、被災者に対する生活必需品の調達、供給を行う。

② 県、近隣市町村への協力要請

市が、多大な被害を受けたことにより、市において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

県は、市からの要請を受けたときは、近隣市町村等の連携を図りながら生活必需品の給（貸）与を行う。

③ 品目

ア 寝具

毛布、段ボール製ベッド・シート・間仕切り等

イ 日用品雑貨

石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ等

ウ 衣料品

作業着、下着、靴下、運動靴、雨具等

エ 炊事用具

鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等

オ 食器

箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等

カ 光熱材料

発電機、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等

キ その他

ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等

第7項 集積地の指定及び管理

（1）集積地の指定

県は、災害が発生した場合において、あらかじめ指定した備蓄倉庫及び広域防災活動拠点等を活用し、調達した物資の集積及び配分を行うものとし必要に応じて民間倉庫等を活用する。

市はあらかじめ定めた集積地を活用して速やかに地域内輸送拠点を開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、避難所までの輸送体制を確保して、調達した物資の集配を行う。

（2）集積地の管理

市及び県は、物資の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理等の万全を期するものとする。また、効率的な管理を行うため、トラック協会等との災害時応援協定に基づき、フォークリフト、パレット等の資機材や物流専門家等必要な人材を確保するとともに、積込みに際しては、ボランティア等の活用を図る。

第8項 物資供給の体制整備

（1）物資の供給・分配時の協力体制の確保

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物

資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-P L o）等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害がした場合には、生活救援物資の供給について、地域間の相互応援が必要である。また、広域的な災害においては、都道府県間等広域での相互応援が必要であるため、日頃より、企業との応援協定も含め、窓口の確認など体制を整備しておく必要がある。

（2）災害時支援物資提供体制の構築

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行う。また、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第9項 給水計画

（1）計画方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、これを保護するための計画とする。

（2）実施機関

- 1) 飲料水の供給は市長が行う。
- 2) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

（3）飲料水の供給

災害救助法が適用された場合の飲料水の供給は同法及びその運用方針によるものとし、その概要は次のとおりであるが災害救助法が適用されない場合においても、これに準じて実施するものとする。

① 飲料水の供給を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

② 飲料水供給の方法

○ 水道水の搬水給水

- ・ 市営水道から給水タンク及びポリ容器等で搬水し給水する。なお、これらの応急給水資機材（給水タンク、ポリ容器、浄水器等）が不足し、調達が必要と認められる場合は県へ調達を要請することができる。
- ・ 県は、市からの要請があった場合は、災害時における応急給水資機材、給水車の調達を他の関係機関へ要請する。

③ 飲料水兼用耐震性貯水槽による給水

水道管の一部として常に水道水が循環している貯水槽から給水する。
耐震性貯水槽の設置場所は次のとおりである。

- ・ 玉造中学校
- ・ 北浦中学校
- ・ 麻生中学校
- ・ 麻生東小学校



玉造中学校



麻生中学校



北浦中学校



麻生東小学校

④ ろ水器による給水

水道水の搬水給水を補う方法として、本市、県、近隣市町村、その他関係機関が所有するろ水器を利用して、ろ水し薬品による消毒、検水の後応急的に給水する。

⑤ 応急給水量等

- ・ 応急給水活動における給水基準は1日1人3ℓとする。

● 応急給水量等の目標設定例

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法	備考(水用途)
地震発生～3日まで	3ℓ/人・日	おおむね1 km以内※1	拠点給水(耐震性貯水槽等)運搬給水を行う	飲料等
7日※2	20～30ℓ/人・日※3	おおむね250m以内	配水本管付近の消火栓等に仮設給水栓を設置して仮設給水を行う	飲料、水洗トイレ、洗面等
14日	被災前給水量(約250ℓ/人・日)	おおむね10m以内	宅内給水装置の破損により断水している家屋等において仮設給水栓及び共用栓等を設置して仮設給水を行う。	

(注1) 医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保する。

(注2) 目標水量、水運搬距離は、当該地区での井戸水使用等の水確保手段、地形などの条件にできるだけ配慮する。

※1 本例ではおおむね1 km以内としているが、住民の水運搬労力の軽減を考慮してできる限り短縮することが望ましい。また、住民等に対して日常から水の備蓄等と呼びかけ、応急給水を確保する必要がある。

※2 7日目以降は必要に応じてさらに仮設給水栓を設置し、市民の水運搬距離を短縮し応急給水を充実する。

※3 目標水量は、飲料、洗面等の使用水量として20ℓ/人・日とし、これに水洗トイレ(1～2回/人・日程度)の使用水量を見込む場合は30ℓ/人・日とした。20ℓ/人・日とする場合、水洗トイレの水量は、風呂の貯めおき水や河川水等水道以外で確保する。

⑥ 災害救助法における飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により、期間を延長することができる。

⑦ 供給のため支出できる費用

飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、ろ過器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費として、当地域における通常の実費とする。

資料編8-3 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」

(4) 給水施設の応急復旧

災害時においては、供給区域外に飲料水を供給すべき事態が発生すると同時に、その供給源である水道等の施設も被害を受けることが予想されるので、次により応急復旧を行い供給の確保を図るとともに供給区域外に対する供給源の目的を達するものとする。

① 一次災害による場合

○ 地震による場合

- ・ 地震により配水管等が破損した場合には、応急的に至近距離にある制水弁を閉鎖して断水区域を最小限度に止め、要員を非常招集して復旧する。

② 二次災害による場合

○ 火災による場合

- ・ 水道施設の大部分は地下に埋設されており、直接被害を受けるのは各家庭の給水立ち上がり等であるので、作業員の出勤を求め極力漏水を止める。また、必要な箇所に臨時給水栓を設置する。

○ その他による場合

- ・ トラック等路面交通により配水管が切断された場合は至近の制水弁を閉鎖して断水区域を極力小範囲に止め応急復旧を行う。これに要する各種水道資材は極力準備しておく。

(5) 検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請することができる。県は、市から要請があった場合又は県が必要と認める場合は、検査機関に検査を依頼する。

第10項 要配慮者安全確保対策

地震災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

(1) 留意点

① 要配慮者への配慮

市は、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、在宅や避難所で生活する避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への入居に当たって要配慮者へ十分配慮するものとする。特に、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先入居高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努め、情報提供についても十分配慮するものとする。

② 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保

要配慮者に対する応急救助活動の実施に当たっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。

(2) 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

① 救助及び避難誘導

施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

市及び県は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

② 搬送及び受入先の確保

施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

市及び県は、施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入先を確保する。

③ 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。

市及び県は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配付を行う。

④ 介護職員等の確保

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市等に対し応援を要請する。

市及び県は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

⑤ 巡回相談の実施

市及び県は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

⑥ ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道、下水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

(3) 在宅の要配慮者に対する安全確保対策

① 安否確認、救助活動

市及び県は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿等を効果的に利用し、民生委員、児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。特に、市はあらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや行方市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）、各要支援者に関する個別避難計画に基づく適切な避難支援を実施する。

② 搬送体制の確保

市及び県は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

③ 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市及び県は、民生委員児童委員、ホームヘルパー、点訳、朗読、手話、要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

④ 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配付を行う際の要配慮者への配慮

市及び県は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、食料備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配付場所や配付時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配付を行う。

⑤ 保健・福祉巡回サービス

市及び県は、医師、民生委員児童委員、ホームヘルパー、保健師など在宅療養者毎の支援チーム等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

⑥ 行方市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）

市は、行方市避難行動要支援者避難支援計画により、地域での包括的な安全確保対策を実施する。

（4）外国人に対する安全確保対策

① 外国人の避難誘導

県及び県国際交流協会は、市の要請により語学ボランティアに協力を要請する。市は広報車や防災行政無線、インターネット通信などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

② 外国人の安否確認

市は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否確認や救助活動を行う。

③ 情報の提供

○ 避難所及び在宅の外国人への情報提供

- ・ 県及び市、県国際交流協会は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、災害多言語支援センターを設置し、地域国際化協会連絡協議会や、語学ボランティア（県国際交流協会登録者）等の協力も得て、外国人に配慮した継続的な生活・防災・気象情報の提供や、外部からの語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営、外国人の避難誘導等への支援を行う。

○ テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

- ・ 市及び県は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

○ 市や観光施設・宿泊施設などと連携した外国人旅行者に対する情報の提供

- ・ 県は、外国人旅行者に対して、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、市や観光施設・宿泊施設などと連携を図る。

④ 外国人相談窓口、語学ボランティア

市は、県、その他各種団体と連携の上、相談窓口の確保に努める。なお、災害発生直後に県国際交流協会に語学ボランティアの受入窓口が開設されることから必要に応じ協力依頼を行う。

第11項 応急教育

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合、あるいは地域の避難施設となった場合等により、通常の教育ができなくなった場合の応急教育を実施するための計画とする。

(1) 児童生徒等の安全確保

① 情報の収集・伝達

- ・ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校の長（以下「校長等」という。）に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- ・ 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
- ・ 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又は、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市町村その他関係機関に報告する。
- ・ 停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

② 児童生徒等の避難等

○ 避難の指示

- ・ 校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

○ 避難の誘導

- ・ 校長等及び教職員は、児童生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

○ 下校時の危険防止

- ・ 校長等は、下校中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、集団下校、教員による引率下校、保護者への引き渡し下校等の措置を講ずるものとする。なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

○ 校内保護

- ・ 校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが非常に危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引渡しの措置を講ずるものとする。なお、この場合、速やかに県や市に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。
- ・ なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

○ 保健衛生

- ・ 帰宅できず校内で保護する児童生徒のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

(2) 文教施設の応急復旧対策

- 1) 被災状況を速やかに調査し、関係官公署との連絡を密にする。
- 2) 被災学校の授業開始のための応急施設整備計画を作成する。

(3) 応急教育実施の留意点

- 1) 被災の程度に応じ、おおむね次表のような方法により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。
- 2) 応急教育実施の予定施設については事前に関係者と協議の上、選定し、教職員、住民に対し周知徹底を図るものとする。

● 応急教育実施施設

災害の程度	応急教育実施の予定場所
校舎の被害が軽微な場合	(1) 応急修理し利用する
一部の校舎が被害を受けた場合	(1) 残存の安全な校舎を利用する (2) 特別教室、屋内体育施設等を利用する (3) 2部授業を実施する
校舎が全て被害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設を利用する (2) 隣接学校の校舎を利用する (3) 避難所機能を考慮し、仮校舎を設営する。

(4) 応急教育方法

① 応急教育実施の留意点

学校の施設が罹災したとき、あるいは地域の避難施設となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

- 1) 学校の施設が罹災した場合は、まず応急修理を速やかに行い、教育ができるよう措置する。
- 2) 応急修理が不可能な場合は、被害僅少地域の学校施設、公民館、その他民有施設等を借上げて実施する。
- 3) 一斉授業が不可能な事態が予想される場合は、勉学の方法や内容等をあらかじめ周知させる。
- 4) 長期にわたり授業不能な場合は、学校と児童、生徒との連絡方法や勉学上の組織（地域組織など）の整備と活用を十分にする。
- 5) 市教育委員会の教職員の動員態勢を整え管内各学校が連携のもとで対処できるようにする。

② 被災地における学びの確保

国、県及び市の教育委員会は、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用し、国の職員や県・市等の教育関係機関による学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を被災地域に派遣するものとする。

(5) 教材、学用品の調達及び配給方法

災害救助法関係及びその基準外の教材、学用品の調達及び配給方法については、本市教育委員会並びに学校においてあらかじめ計画を樹立しておくものとし、災害救助法の定めるところの概要は次のとおりであるが、計画においてもこれらに準じるものとする。

① 学用品の給与

学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により学用品を喪失又は、き損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して行うものとする。

② 学用品の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
・教科書・文房具・通学用品

③ 学用品の給与のため支出できる費用

- 教科書代
 - ・ 教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費
- 文房具及び通学用品
 - ・ 小学生及び中学生各1人につき災害救助法の定める額以内とする。

④ 学用品の給与を実施できる期間

災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内とする。

(6) 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、指定避難所としての機能を有することから、避難所の運営上のマニュアル等を整備する。

第12項 帰宅困難者対策

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業に対して、従業員等を一定期間事業所等内へ留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。この対策に万全とするためには、自助・共助・公助による総合的な対応が不可欠である。

(1) 市の取組

① 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実効性のあるものとなるよう安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

② 帰宅困難者の誘導

帰宅できずに滞留する通勤者や観光客等は必要に応じて速やかに避難所へ誘導し、情報の提供に努める。

③ 備蓄の確保

備蓄品の給与を実施することから、日頃より備蓄に努めるものとする。

(2) 企業等の取組

① 従業員の待機

企業等は、交通の寸断等により復旧の見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間とどめるよう努めるものとする。

② 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

③ 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

④ 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

⑤ 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

⑥ 市町村、自主防災組織等との連携

企業等は、市町村や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

(3) 集客施設の取組

集客施設においては、多くの帰宅困難者の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

第13項 義援物資対策

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に配送を行うものとする。

(1) 義援物資の受入れ

災害対策本部への情報集中を行い、備蓄品名、数量、運搬搬入方法等の必要な情報を的確に把握する。

(2) 集積

受入物資については、備蓄倉庫を基本として集積を行う。ただし、被災の状況や避難所設置の状況、維持管理の適性、運搬等を勘案しより適切な場所が想定される場合はその場所へ集積するものとする。

(3) 情報の収集・発信

各避難所において必要な物資の種類・数量を把握し、不足する場合は県に対して要請を行う。また、必要な物資、その他必要な事項に関してホームページ等を活用し、情報発信するものとする。

第14項 愛玩動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の愛玩動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの愛玩動物が飼い主とともに避難所へ避難してくることが予想される。市は動物愛護の観点から、県やその他関係団体と協力して愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

(1) 愛玩動物の保護及び適正飼養

災害時における愛玩動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県と協力して必要な措置を講じるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。

(2) 協力体制の確立

市は県、関係団体と連携の上、必要な措置を検討し、対応を行うものとする。
また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(3) 活動項目

- 1) 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護
- 2) 避難所における愛玩動物の飼養に係る措置

第15項 広域一時滞在

(1) 広域避難に係る受入調整と協議の手續

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

(2) 広域避難者に関する情報共有と支援体制の整備

市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

(3) 広域避難者受入施設の事前指定と対応体制

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第6節 災害救助法の適用

第1項 災害救助法の適用手続等

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条によるが、本市における具体的適用基準は次のとおりである。

● 災害救助法の適用基準（令和7年9月現在）

適用基準	被災世帯の算定	
	減失世帯の算定	住家の減失等の認定
①市内の住家のうち減失した世帯の数が60世帯以上であること。	住家が全壊、全焼、流出等により減失した世帯を1世帯とし、住家が半壊、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあっては1/3世帯とみなして算定する。	①【全壊、全焼、流出】 住家の損傷、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
②県内の住家のうち減失した世帯の数が2,000世帯以上であって、市内の住家のうち減失した世帯の数が30世帯以上であること。		②【半壊、半焼】 住家の損傷、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
③県内の住家のうち減失した世帯の数が9,000世帯以上で、市内の住家のうち減失した世帯の数が多数の場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護が著しく困難である場合であって市内の住家のうち減失した世帯の数が多数であること。		③【床上浸水】 ①、②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹林等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
④被害が上記①、②、③には該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が減失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。		

(2) 災害救助法の適用手続

- 1) 市の被害状況報告に関し、市長は、市内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、「被害状況報告表」を用いて、茨城県防災・危機管理課を窓口とし、知事に対して報告する。
- 2) 知事は、市長の報告により、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、本市及び県各局に指示するとともに、厚生労働大臣に報告する。
- 3) なお、災害救助法を適用したときは、速やかに告示するものとする。

資料編8-1 「災害救助法施行細則に基づく被害状況報告表」

(3) 救助業務の実施者

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととなる。この場合、事務の内容及び期間を市長へ通知することとされている。

なお、市長は、救助を実施したときは速やかにその内容を知事へ報告するものとする。

(4) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間の早見表」による。

■資料編8-3 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

第7節 応急復旧・事後処理

上水道・電気・通信等の施設、農林水産業用施設又は道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。これらの施設については、災害直後の応急復旧により、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

また、地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。特に、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供又は応急修理を行い保護していくものとする。

応急仮設住宅の建設については、要配慮者の実情、安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成、女性の視点等を考慮し、必要に応じては愛玩動物の受入れにも配慮するものとする。

第1項 応急危険度判定

（1）判定士等派遣要請・派遣

① 判定士派遣要請

市は、地震等による二次災害を防止するため、判定士（被災宅地判定士等）の派遣を県に要請する。

② 判定士の派遣

県は、市の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。

（2）応急危険度判定活動

① 判定の基本的事項

- ・ 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- ・ 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として1人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ・ 判定結果の責任については、市長が負う。

② 判定の関係機関

- ・ 市は、判定の実施主体として判定に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- ・ 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

③ 判定作業概要

- ・ 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ・ 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ・ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- ・ 判定調査票を用い、項目に従って調査の上、判定を行う。
- ・ 判定は、原則として「目視」により行う。
- ・ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

(3) 被災宅地危険度判定活動

① 判定の基本的事項

- ・ 被災宅地危険度判定は、被災した市長が行うものとする。
- ・ 県は、管下の被災した市の要請により、被災宅地の危険度判定活動を支援する。
- ・ 判定結果の責任については、市長が負う。

② 判定の関係機関

- ・ 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- ・ 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

③ 判定作業概要

- ・ 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ・ 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」((一財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ・ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上、判定を行う。
- ・ 判定は、原則として「目視」により行う。
- ・ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- ・ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- ・ 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

第2項 住宅の応急修理

(1) 計画方針

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する計画とする。

(2) 実施機関

- 1) 住宅の応急修理は、市長が実施する。
- 2) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(3) 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の修理基準等は、同法及びその運用方針によるがその概要は次のとおりであり、災害救助法が適用されなかった場合においても、これに準じて実施するものとする。

① 規模及び費用

修理の規模は居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分のみとし、修理に要する費用は1世帯当たり災害救助法に定められた費用の限度額以内とする。

② 実施期間

住宅の応急修理は災害発生の日から3月以内に完成されるものとする。

ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6月以内に完了するものとする。

③ 選定及び実施方法

応急修理の対象とする住家は別に定める基準によりその実施方法は現物をもって行う。

資料編8-3 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」

(4) 資材調達

市において、資材が不足した場合は県（土木部）に要請し、調達の協力を求めるものとする。

第3項 応急仮設住宅の提供

(1) 計画方針

公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。

(2) 応急仮設住宅の管理・建設

災害救助法適応時の応急仮設住宅の建設は、知事が基本的に実施するものとする。なお、管理については市の協力により県が行うが、状況に応じて市に委任することができる。

(3) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。着工は災害発生の日から20日以内とし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

① 賃貸型応急住宅

県は借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報等を市へ提供する。市は必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。

② 建設型応急住宅

イ 設置計画の作成等

市は被災状況等をもとに必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は市町村からの報告をもとに行方市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）を作成する。

ロ 設置場所の提供等

○ 設置場所の提供

国及び県は応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。

○ 設置場所

設置予定場所は、国、県又は市町村公有地とするが、私有地の場合は所有者と市町村との間に賃貸契約を締結するものとする。なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮するとともに、電気、給水、排水等のライフラインが整備されている場所とする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

ハ 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、協定締結団体の協力を得て建設する。

二 入居屋の選定

県が、市町村の協力を得て被災者の状況を調査の上、必要戸数を決定する。また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先順位に努めるものとする。

第4項 上水道施設

震災により上水道施設へ被害が生じた場合は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、作業が困難な場合は県に対して協力を要請する。

なお、水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

(1) 応急復旧作業の実施

応急復旧作業の実施についての行動指針、主な優先復旧施設等は以下のとおりである。

① 行動指針

- ・ 施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- ・ 施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。
- ・ 施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにする。その際、被災して集合できない職員があることを想定し、災害対応体験者をリスト化するなど即応体制を整備すること。
- ・ 被災状況の調査、把握方法を明らかにする。
- ・ 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- ・ 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

② 主な優先復旧施設

- ・ 医療施設
- ・ 避難所
- ・ 福祉施設
- ・ 老人施設

③ 作業実施

把握された破損状況により適切な対策を検討し応急復旧を実施する。その際、有害物等が混入しないよう衛生保持を徹底し処理するものとする。

④ 応急給水計画の策定及び人員・応急復旧資機材の確保

水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。また、応急復旧資機材が不足する場合には、県に対して調達を要請する。

(2) 広報

断水・減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

(3) 本格復旧対策

復旧工事については、特に次の点に留意して進めるものとする。

- 1)施設の耐震化を図る。
- 2)管路は多系統化及びグループ化を基本とする。
- 3)計画的施設の整備を図る。

(4) 本格復旧作業における漏水防止対策

災害、特に震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- 1) 漏水箇所の調査を行い、漏水修理計画書を作成し、工事を実施する。老朽化、漏水の多発している管路については布設替えを行う。
- 2) 修理体制の整備を図り、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

第5項 下水道施設

震災により下水道施設へ被害が生じた場合は、市及び県は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、作業が困難な場合は県に対して協力を要請する。

(1) 応急復旧作業の実施

応急復旧作業の実施については以下のとおりである。

① 作業実施

- 下水管渠
 - ・ 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。
- ポンプ場、終末処理場
 - ・ 停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響がでた場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒槽に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

(2) 広報

被害状況、応急復旧の見通し等について住民への広報を実施する。

(3) 代替措置

市は、代替措置として避難所等に仮設トイレを設置する。また、便槽等が使用不能となった地域に対して応急的な部分汲取り実施を検討する。

なお、衛生的で誰もが快適に使用できる仕様のトイレを設置するよう努めるものとする。

(4) 応急の汚水処理対策

市及び県は、必要に応じて、バキューム車等により他の汚水処理施設へ汚水を運搬する。

第6項 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、人命に関わる施設、対策の中核である官公署、民心安定のために重要な報道機関、避難所等の施設について最優先に電力復旧計画を立てる。被災の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 復旧順位の原則

設備名	復旧順位
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の重要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要設備への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電指令回線（制御・監視及び保護回線） ②災害復旧に使用する保安回線 ③その他保安回線

(2) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- 1) 無断昇柱、無断工事はしないこと。
- 2) 電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- 3) 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。
- 4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- 5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- 6) その他事故防止のため留意すべき事項

第7項 ガス施設

本市はLPガスを使用しているため、LPガス協議会等と協議を行い、人命に関わる施設、対策の中核である官公庁、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立て、災害状況、施設復旧の難易度により復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査

以下の調査結果に基づき、被災した供給設備の修理復旧順位及び供給再開地域の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

- 1) ガス供給設備

2) 重要建物のガス施設

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

① LPガスボンベ充填所における復旧作業

所定の点検計画に基づき施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、供給を再開する。

② 需要家設備の復旧作業

- ・ 被災地域の復旧ブロック化
- ・ 復旧ブロック内巡回点検作業
- ・ 各家庭の漏えい調査
- ・ 漏えい箇所の修理
- ・ 配管検査（気密テスト等）
- ・ 点火・燃焼試験及び警報機作動・メーター遮断試験
- ・ 安全点検完了
- ・ 供給再開

(4) 再使用時事故防止措置

各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各施設の安全性を確認した後、供給を再開する。

① 充填施設

ガス充填時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

② 需要家施設

各需要家の配管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

第8項 通信施設

東日本電信電話株式会社（NTT東日本）、株式会社NTTドコモ等により通信施設の応急復旧を実施する。

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

(1) 電話停止時の応急措置

① 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継経路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置を実施する。

② 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

③ 通信の利用制限

通信が著しく輻そうした場合は、重要通信を確保するため通話の利用制限等の措置を行う。

④ 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻そうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

(2) 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

① 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保・通信の確保・電力の供給確保・防衛に直接関係がある機関
第2順位	ガス・水道の供給確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国または地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

※上記のうち特に重要なユーザー（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

② 復旧を優先する電気通信サービス

- 1) 電話サービス
- 2) 総合デジタル通信サービス
- 3) 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）
- 4) パケット通信サービス（インターネット通信サービスを含む）
- 5) 衛星電話サービス

③ 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第1段階	①に示す復旧第1順位及び第2順位機関が利用する、②に示す復旧優先サービスの復旧のほか、避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第2段階	第1段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第1段階に引き続きできるだけ迅速に行う。長くても10日以内を目標とする。

※激甚な災害等発生時は被害状況により最大約1カ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で約2週間、東日本大震災の場合で約1カ月程度）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

● 特設公衆電話モジュラージャック設置箇所（北浦公民館）

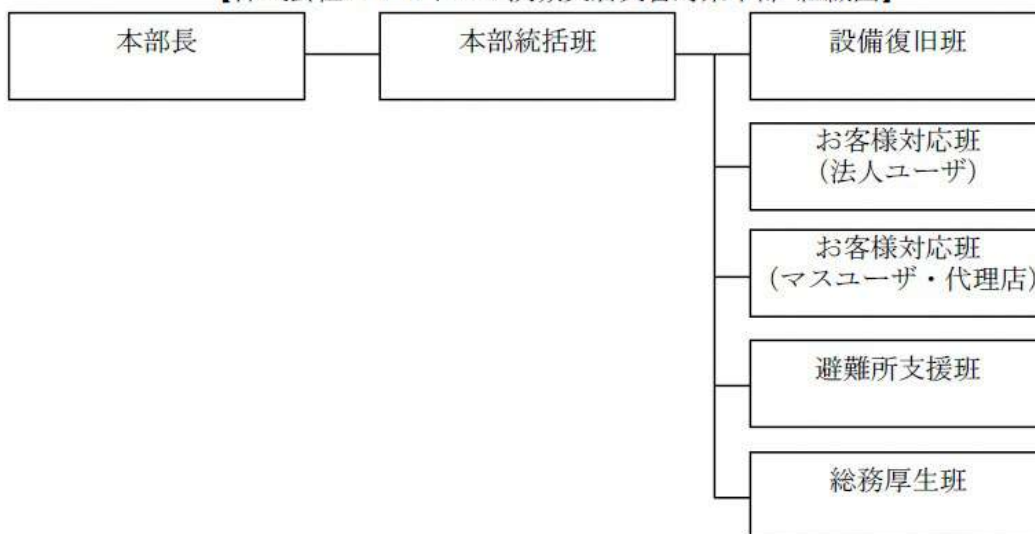


【株式会社NTTドコモ（茨城支店）】

（1）NTTドコモ茨城支店災害対策本部の設置

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

【株式会社NTTドコモ茨城支店災害対策本部 組織図】



（2）NTTドコモ茨城支店災害対策本部の各班の役割

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

【株式会社NTTドコモ茨城支店災害対策本部 各班の役割】

班	主な役割
本部長	支店全体の基本方針決定、総指揮・判断の実施
本部統括班	災害対策本部の運営・調整、各班の取りまとめ業務
設備復旧班	設備の復旧・応急復旧に関する業務
お客様対応班 (法人ユーザ)	重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務
お客様対応班 (マスユーザ・代理店)	ドコモショップの運営に関する業務
避難所支援班	避難所等での避難者支援業務
総務厚生班	社印等の安否/服務/経理、報道機関等に関する業務

第9項 農林業等施設

（1）農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

① 用水施設

- ・ 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

- ・ 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

② ため池

- ・ 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- ・ 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

③ 道路施設

- ・ 道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

④ 排水施設

- ・ 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- ・ 護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの
- ・ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。

特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

① 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

② 治山施設

治山施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他の著しい被害を生じるおそれのあるもの

第10項 公共土木施設

(1) 道路等公共土木施設

道路等の公共土木施設については、発災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧が終わり、社会全般が一応着落きを取り戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が望まれるところである。

① 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上被害を受けた施設を復旧するものとする。

(2) 河川、急傾斜地崩壊防止施設

河川、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

① 河川管理施設

- 1) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- 2) 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの
- 3) 河川の堤防護岸等の脚部の深堀で、根固めをする必要があるもの

- 4) 河川で、流水の疎通を著しく阻害するもの
- 5) 護岸、床止、水門、樋門、樋管、又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると、著しい被害を生じるおそれがあるもの

第11項 清掃

(1) 計画方針

災害廃棄物の発生や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、災害廃棄物の処理、防疫等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

(2) 実施機関

- 1) 災害時におけるごみ処理、し尿処理等は県と連携の上、市が実施する。
- 2) 本市のみで処理不可能な場合は、必要に応じて県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。
- 3) ただし、処理に関しては、ごみ処理緊急時相互支援に係る協定を優先する。

(3) 災害廃棄物の処理

① 災害廃棄物の処理

災害時に処理する廃棄物については、一般生活により発生するものと災害により排出されるものに区分し、排出量を想定の上、対策を講じる。

市が被災した場合は、被災状況を的確に把握した上で、市災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。

加えて、ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には、社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進めるものとする。

市が仮置場を設置した場合には、当該仮置場において、廃棄物の飛散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。災害廃棄物の処理にあたっては、適正な処理ルートを構築し、腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。

② 広域処理

市が被災し、災害廃棄物処理事業に支障が生じた場合には、市、県、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

資料編10-1 「廃棄物処理施設」

(4) し尿処理

① 災害時におけるし尿処理

災害時におけるし尿処理は、生活環境の保全上、平時と同様の収集運搬や処理を維持することが求められるとともに、避難所の設置や下水道施設の機能の停止等により、仮設トイレを設置した場合には、当該仮設トイレのし尿処理が必要となる。

一方、し尿処理施設の機能停止その他災害に起因する理由により、平時におけるし尿の汲み取りや浄化槽の清掃、収集運搬及び処理に支障が生ずる可能性がある。このため、市が被災した場合は、被災状況を的確に把握した上で、市災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保及び住民への周知広報等を迅速に行うとともに、関係部局と連携し、速やかに、仮設トイレに係るし尿の収集運搬計画の策定や、し尿処理施設の機能停止等の支障の解消を図るものとする。

また、損壊家屋等における汲み取り便槽や浄化槽の管理方法、携帯用トイレの処理方法など、生活環境保全上必要な情報について、住民への周知を行う。

② 広域処理

市が被災し、災害時におけるし尿等の処理事業に支障が生じた場合には、市、県、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定、又は県及び（一社）茨城県環境保全協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

③ し尿処理の広域応援態勢

一般廃棄物処理事業を行う市及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

資料編10-1 「廃棄物処理施設」

第12項 防疫

(1) 計画方針

被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症の広がりを未然防止することを目的とする。

(2) 本市の実施事項及び要請事項

本市は県の指示に基づき次の事項を行うものとする。

① 実施事項

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、予防接種法（昭和23年法律第68号）における対策を実施するほか、避難所の衛生管理及び防疫指導等必要な防疫措置を実施する。

② 防疫用資材の調達方法

市長は、あらかじめ防疫用資材の調達方法を確立しておく。

(3) 医療ボランティア

県及び本市は、必要に応じて、薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

(4) 情報収集・報告

市は、警察、消防等の関係機関の協力を得て以下の内容を把握し、その状況を潮来保健所長に報告する。

- 1) 被害状況
- 2) 防疫活動状況

- 3) 防疫活動に必要な物品及び経費
- 4) 防疫活動の終息と事務処理の結果等

(5) 災害防疫の実施

災害防疫の実施については、「災害防疫実施要綱」(昭和40年5月10日衛発第302号厚生労働省公衆衛生局長通知)により行う。

第13項 障害物の除去

(1) 計画方針

災害に際し住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、罹災者の日常生活の確保を図るとともに、道路等の利用目的に著しい障害を及ぼしているものを除去し、人的物的輸送を確保しようとするものである。

(2) 実施機関

① 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

- ・ 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、市長が行う。
- ・ 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

② 道路に障害を及ぼしているものの除去

道路に障害を及ぼしているものの除去は、道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路管理者が行うものとする。この場合においても、災害の規模、障害の内容等により、各道路管理者が相互に協力し交通の確保を図るものとする。

(3) 障害物の除去

災害救助法が適用された場合の、住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、同法及びその運用基準によるが、その概要は次のとおりであり、災害救助法が適用されなかった場合においてもこれらに準じて実施するものとする。

① 障害物の除去の対象となるもの

- ・ 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- ・ 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること
- ・ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- ・ 住家の被害程度は、半壊若しくは床上浸水したものであること

② 障害物の除去の方法

実施機関が自らの組織、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

③ 障害物除去の救助の程度、方法

資料編8-3 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」

(4) 道路における障害物の除去

道路の利用目的に著しい障害を及ぼしているものの除去は、各道路管理者において、その所有する関係機械、器具車両等をもって速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

① 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、それぞれの実施機関において定めるものとするが、市長が管理する道路に関わる障害物の集積場所は、次の基準により災害発生箇所の近くに設けるものとする。

ア 交通に支障ない市有地を選ぶものとする。

イ アによる適地がなく民有地を借用する場合は、所有者と協議し、契約を締結して使用するものとする。

② 必要な機械器具の現況等

本市が保有する機械器具において対処するものとするが、災害の種類、規模及び程度により保有する機械器具が不足するときは、県及び市内土木業者の協力を求め、借用又は調達使用するものとする。

第14項 行方不明者等の搜索

(1) 計の方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等のための処理を行い、かつ、遺体の応急的な埋葬を実施する計画とする。

(2) 実施機関

ア 行方不明者等の搜索、収容、処理及び埋葬は市長が行う。ただし、災害救助法を適用した時の遺体の処理については県が自ら行うことを妨げない。

イ アにより県の行う遺体の処理は、日赤茨城県支部との委託契約に基づき日赤茨城県支部及び県が組織する救護班により実施する。

(3) 救助

災害救助法が適用された場合の救助基準等は、同法及びその運用方針によるものとし、その概要は次のとおりであるが、災害救助法が適用されなかった場合においてもこれに準じるものとする。

① 行方不明者等の搜索

○ 遺体の搜索を受ける者

- ・ 行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。
- ・ 死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと。
- ・ 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと。
- ・ 死亡した原因は問わないこと。

○ 災害に係った者の救出の救助の程度、方法

資料編8-3 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」

② 遺体の処理

○ 遺体を処理する場合

- ・ 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合
- ・ 災害救助法適用市町村以外の市町村に漂着した場合
- ・ 遺体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定により、警察官の遺体検視終了後警察当局から遺族又は市長に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

○ 遺体の処理内容

- ・ 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

- ・ 遺体の一時保存
- ・ 検案

③ 遺体の捜索、遺体の処理の救助の程度、方法

資料編8-3 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」

(4) 埋葬

① 埋葬を行う場合

- ・ 災害時の混乱の際に死亡した者
- ・ 災害のために埋葬を行うことが困難な場合

② 埋葬期間

災害発生の日から10日以内

③ 埋葬の方法

埋葬の程度は、応急的な仮葬とし、土葬又は火葬とする。

④ 埋葬の救助の程度、方法

資料編8-3 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」

(5) その他

① 身元不明者に対する措置

身元不明者の措置については所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、知事、行方警察署長等と緊密に連絡し、関係方面に手配するとともに、遺体の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるように努める。

② 遺体の捜索及び収容

遺体の捜索及び収容は、災害時においては救助活動と併せて実施するが、災害の規模及び程度により、これにより難しい場合は、別に捜索班(救助班)を編成し、行方警察署、その他関係機関の応援を得て実施する。

③ 遺体の検視

遺体を発見したときは、行方警察署に届出をし、死体取扱規則により検視を受けた後、市長若しくは遺族が引渡しを受けるものとする。

(6) 火葬場、埋葬場所及び遺体の一時保存のための収容所等

① 火葬場

資料編を参照

資料編10-2 「火葬場」

② 埋葬場所

市内共同墓地若しくは市長の指定する場所

③ 遺体の収容(安置)、一時保存

○ 遺体収容所(安置所)の設置

市は、遺体の収容(安置)、一時保存、検視場所として以下の施設を使用するものとする。ただし、被害の状況により活用が困難な場合は、被害地域周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に設置、運営をするものとする。

また、施設のロビー等も遺族の待機場所として必要であることから、スペースの確保に配慮するものとする。

- ・ 行方市麻生公民館体育施設
- ・ 行方市北浦体育館
- ・ 行方市B&G海洋センター体育施設

○ 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保する。

○ 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多発発生した場合には、遺骨、遺品ともに少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設け、身元不明遺体を集中安置する。

○ 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元確認を行い、遺体の処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋葬許可証を発行する。

第3章 地震災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第1項 義援金の募集及び配分

(1) 義援金の募集及び受付

一般県民及び他都道府県等への義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、県は直ちに義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等について広報・周知を図る。

(2) 委員会の設置

① 委員会の設置

県は、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。県において委員会が設置されない場合は、必要に応じ県に準じた委員会を市に設置する。

(3) 義援金の保管

一般県民及び他都道府県から寄託された被災者に対する義援金については、各受付機関において適正に保管する。なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを行い、被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

(4) 義援金の配分

① 配分方法の決定

委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議の上決定する。

② 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

③ 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、茨城県防災会議に報告するとともに、報道機関を通じて公表することとされている。

第2項 被災者の生活確保

(1) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく、行方市災害弔慰金の支給等に関する条例に定めるところにより災害弔慰金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。また、被災者の生活確保のため、関係する制度周知を十分に行うものとする。

① 災害弔慰金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・行方市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支給限度額	①生計維持者が死亡した場合 500万円 ②その他の者が死亡した場合 250万円
遺族の範囲	ア.配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ.アの遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市町村（1/4）

② 災害障害見舞金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・行方市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受給者及び障害の程度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められるもの
支給限度額	①生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ②その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市町村（1/4）

③ 災害援護資金の貸付

対象災害	県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	
貸付限度額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 限度額 150万円 ②家財の1/3以上の損害 限度額 150万円 ③住居の半壊 限度額 170万円（250万円） ④住居の全壊 限度額 250万円（350万円） ⑤住居の全体が滅失 限度額 350万円 ⑥①と②が重複 限度額 250万円 ⑦①と③が重複 限度額 270万円（350万円） ⑧①と④が重複 限度額 350万円 ※（ ）は特別の事情がある場合	
貸付条件	所得制限	世帯人員市町村民税における前年の総所得金額 1人………220万円未満 2人………430万円未満 3人………620万円未満 4人………730万円未満 5人以上……1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただしその世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする
	貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）
	据置期間	3年（特別の事情のある場合は5年）
	償還方法	10年（据置期間を含む） 年賦又は半年賦
貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）	
その他	災害規模等により条件変更が生じる場合あり	

④ 災害見舞金の支給（茨城県）

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの ①一つの市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 ②①の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない ①「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 ②「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当するもの ③茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者 ・死亡 : 1人当たり10万円 ・重度障害 : 1人当たり5万円 ・住家全壊 : 1世帯当たり5万円 ・住家半壊 : 1世帯当たり3万円 ・住家の床上浸水 : 1世帯当たり2万円
費用負担割合	県（10/10）

⑤ 災害見舞金の支給（行方市）

対象災害	市内に居住し、「住民基本台帳法」の規定による住民基本台帳に記載されている者が、災害により次のいずれかの被害を受けたときは、災害見舞金を支給する ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない ①「被災者生活再建支援法」の規定による支援金又は「行方市被災者生活再建支援金支給要綱」の規定による支援金の支給を受けた場合 ②「行方市災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給を受けた場合 ③「茨城県災害見舞金支給要項」の適用となった場合 ④災害が被災者の故意又は重大な過失による場合 ・被災者の死亡 : 1人につき10万円 ・被災者の重症 : 1人につき5万円 ・住家全壊、全焼又は流失 : 1世帯につき5万円 ・住家半壊又は半焼 : 1世帯につき3万円 ・住家の床上浸水 : 1世帯につき2万円
------	---

第3項 農林漁業者への融資

（1）農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下、「天災融資法」という。）及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

① 天災融資法に基づく融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金
貸付利率	年6.5%以内（利率はその都度定める）
償還期限	6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内（激甚災害のときは250万円）
貸付機関	農業協同組合、森林組合、農業協同組合又は金融機関
その他	当該市町村長の被害認定が必要である

② 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

- 1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12項に基づき、条例で指定された災害及び被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金
貸付利率	5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
償還期限	6年以内
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
その他	当該市町村長の被害認定が必要である

- 2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13項に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。

貸付の相手方	被害組合
貸付対象事業	被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
貸付利率	6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付限度額	2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
貸付機関	農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会又は金融機関

- 3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14項に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

貸付の相手方	被害農業者又は特別被害農業者
貸付対象事業	指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
貸付利率	5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
償還期限	12年以内（共同利用施設は15年以内）
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
貸付機関	農業協同組合、農業協同組合連合会又は金融機関
その他	当該市町村長の被害認定が必要

③ 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。

償還期限	<共同利用施設> 20年（据置期間3年を含む）以内 <主務大臣指定施設> 果樹の改樹等25年（据置10年を含む。）以内 その他15年（据置期間3年を含む。）以内
貸付利率	※公庫所定の利率による
貸付限度額	<共同利用施設> 貸付対象事業費の80% <主務大臣指定施設> 貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船20トン未満：1,000万円、20トン以上：最大11億円）のいずれか低い額
担保	保証若しくは担保
その他	・日本政策金融公庫のほか、農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等で申し込み可能 ・市町村長が発行する「罹災証明書」が必要

④ 農業災害補償

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いができるよう指導する。

第4項 中小企業への融資

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行・信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧や事業の継続に必要な資金対策が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

（1）資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

（2）資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

（3）中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

（4）その他の措置

一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

第5項 住宅復興資金

（1）住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け、次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

市及び県は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

① 災害復興住宅建設資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者で、13㎡以上175㎡以内の住宅部分を有する住宅を建設する者
貸付限度	原則1,500万円以内
土地取得費	原則970万円以内
整地費	400万円以内
償還期間	①木造（一般）：25年以内 ②耐火、準耐火、木造（耐久性）：35年以内

② 補修資金

貸付対象者	補修に要する費用が10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けた者
貸付限度	660万円以内
移転費	400万円以内
整地費	400万円以内
償還期間	20年以内

③ 災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった被災地の市は、罹災者の希望により災害の実態を調査したうえで、罹災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、罹災者の融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

第6項 租税・公共料金等の特例

(1) 税金の減免等

市、国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

(2) 郵政事業

災害が発生した場合、公衆の被災状況及び被災地の実情に応じて、郵政事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

① 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

② 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は郵便事業者が指定した支店及び郵便局とする。

③ 被災者の差し出す郵便物

被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

④ 相互協力

市は「災害時における相互協力に関する覚書」により必要な対応を要請することができる。

資料編2-3「行方市災害時応援協定・覚書締結一覧」

(3) 通信事業

① 東日本電信電話株式会社（NTT東日本）

「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

② 株式会社NTTドコモ

NTTドコモの各種サービスに基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

(4) 電気事業

① 小売り電気事業者等

災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

第7項 雇用等

(1) 離職者への措置

- 1) 公共職業安定所、県により震災による離職者の情報が把握されることから市は情報交換等の連携に努める。
- 2) 災害救助法が適用された状況下で、市に労務需要が生じている場合は関係機関と連携の上、労働者のあっせんを受けることができる。

(2) 雇用保険の失業給付に関する措置

公共職業安定所による対策が講じられることから、市は周知、案内に努めるものとする。

(3) 被災事業主に関する措置

茨城労働局により労働保険料の納付等の特例措置が講じられることから、市は周知、案内に努めるものとする。

(4) 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため市は、生活保護の要件に適合している被災者に対し最低生活を保障する措置を実施する。

第8項 被災者生活再建支援法の適用

市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1) 被災者生活再建支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- イ 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）

- ウ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- エ ア又はイに規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- オ ウ又はエに規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域でア～ウに規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）
- カ ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあっては2）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第6号）

（2）被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、当該市町村が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

① 被災世帯の認定

- ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
- イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。）
- オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（イ、ウ及びエに掲げる世帯を除く。）

② 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準

（3）支援法の適用手続

市は、当該自然災害にかかる被害状況を収集し、知事に対して報告する。

(4) 支援金の支給額

① 複数世帯の場合（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体 長期避難	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊	建設・購入		100	100
	補修		50	50
	賃借		25	25

② 単数世帯の場合（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体 長期避難	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊	建設・購入		75	75
	補修		37.5	37.5
	賃借		18.75	18.75

(5) 支援金支給申請手続

① 支給申請手続等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

② 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- ・ 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ・ 罹災証明書類

③ 支給申請書等の取りまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等取りまとめの上速やかに県に送付する。

(6) 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。ただし、口座振替払いによる支援金支給ができないものについては、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第9項 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「法という。」）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

（1）被害状況の把握及び被災世帯の認定

補助事業の適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

○ 被災世帯の認定

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害により住家が全壊した世帯

イ 当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（イに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の修正を含む相当規模の修正を行わなければ該当住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。）

オ 当該自然災害により住家が半壊した世帯（イ、ウ及びエに掲げる世帯を除く。）

○ 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照

（2）補助事業の適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

○ 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害

○ 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

（3）補助事業の適用手続

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

(4) 支援金の支給額

① 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊	建設・購入		100	100
	補修		50	50
	賃借		25	25
半壊		20		20

② 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊	建設・購入		75	75
	補修		37.5	37.5
	賃借		18.75	18.75
半壊		15		15

(5) 支援金支給申請手続

- 支給申請手続等の説明
 制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。
- 必要書類の発行
 支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。
 - ・ 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
 - ・ 罹災証明書類

(6) 支援金の支給

被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

第10項 罹災証明書等の発行

市は、被災者の各種生活支援に必要とされる制度において被災者より求められる事実認定の証明書を適切に交付するものとする。

(1) 罹災証明書

市は、「行方市罹災証明書等交付要綱」並びに「行方市法人及び個人事業者罹災証明書等交付要綱」により被害の状況を適切に把握し、証明書を交付するものとする。なお、交付に向けた事務手続は多岐に渡ることから、あらかじめマニュアル等を整備し、速やかな交付に向けた環境整備に努めるものとする。

(2) 被災後の一般的なスケジュール

応急対策から復旧・復興に対応が推移する中で、罹災証明書の必要性が高まることから速やかに体制づくりを実施するものとする。以下に示すスケジュールは参考とし速やかな対応に努めるものとする。

- ① 地震発生後2日～10日
 - ・ 判定士による応急危険度判定
 - ・ 市職員による被災状況調査
- ② 地震発生後2週間
 - ・ 住宅相談
 - ・ 罹災証明申請・認定調査開始
- ③ 地震発生後3～4週間
 - ・ 罹災証明書の交付開始

(3) 住家の被害の程度と被害認定基準等

内閣府防災担当より示される「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や各種手引き十分活用し実施するものとする。なお、被害の程度を調査する際には、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(4) 罹災証明書による様々な被災者支援策

被災者生活再建支援法による支援を主とし活用される罹災証明書であるが、官民の独自支援を含めた様々な被災者支援策に活用される。各種制度により対象物、申請期限、必要項目等に違いがあることから円滑に発行ができるよう努めるものとする。

- 1) 給付→被災者生活再建支援法、義援金等
- 2) 融資→住宅金融支援機構融資、災害援護資金等
- 3) 減免・猶予→税の減免・猶予、社会保険料の減免、公共料金の減免等
- 4) 現物給付→災害救助法に基づく住宅の応急修理、仮設入居等

(5) 建物の被害調査

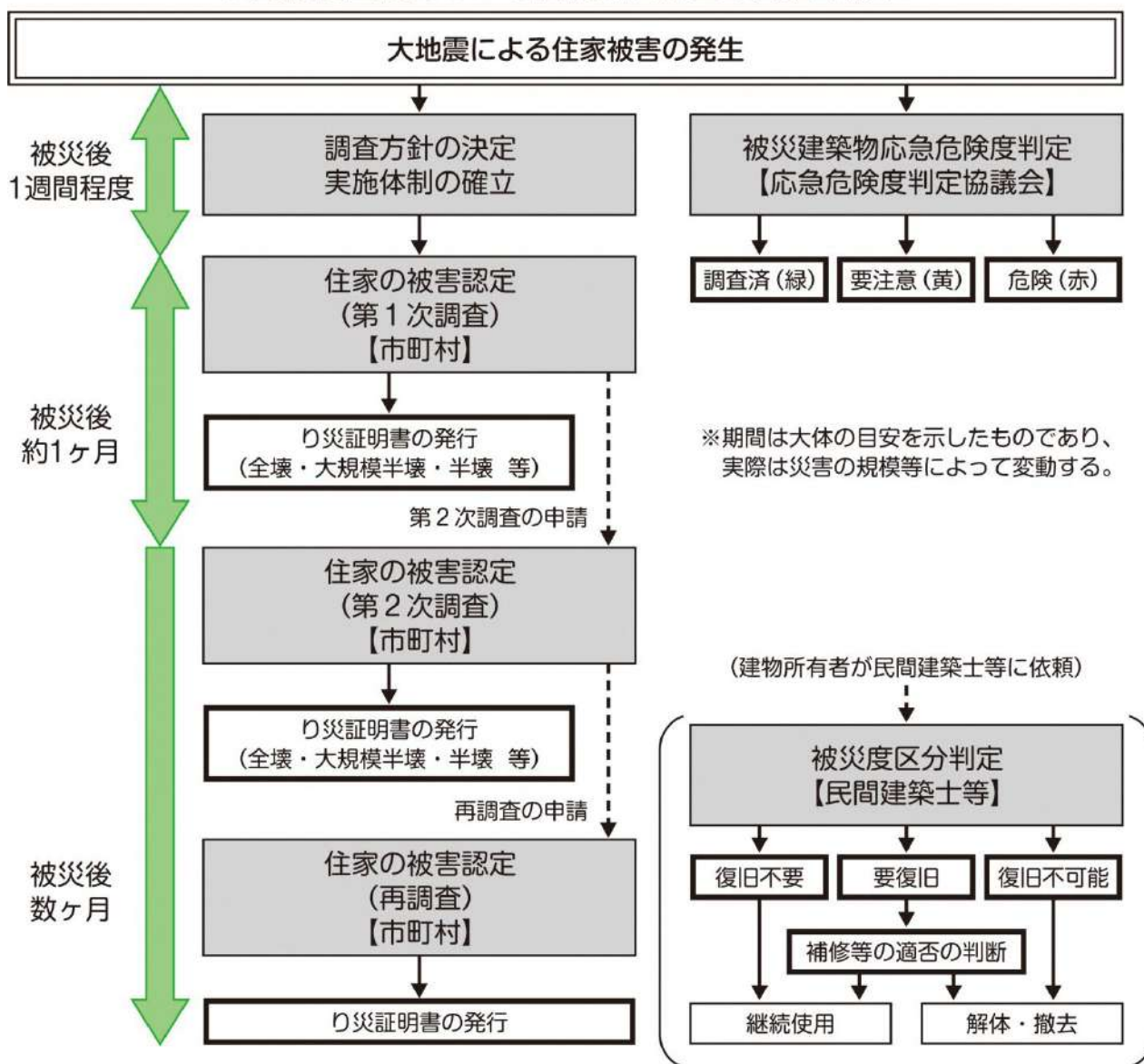
大震災による住家被害が発生した場合、住家の被害認定の他に、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）や被災度区分判定といった建物調査が実施されることがある。これらは、それぞれ目的が異なることから被災市民からの混同が生じないよう十分な周知が必要である。

また、これら制度は共通的な部分も多いことから必要な部分の情報共有に努めるものとする。なお、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

● 建物被害調査の内容（参考）

	住家の被害認定	応急危険度判定	被災度区分判定
実施目的	住家に係る罹災証明書の発行	余震等による二次災害の防止	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	市町村	市町村（都道府県・応急危険度判定協議会※が支援）	建物所有者
判定調査員	主に行政職員（罹災証明書発行は行政職員のみ）	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	民間建築士等
判定内容	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出	当面の使用の可否	継続使用のための復旧の要否
判定結果	全壊・大規模半壊等	危険・要注意・調査済	要復旧・復旧不可能等
判定結果の表示	罹災証明書に判定結果を記載	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	判定結果を依頼主に通知

<大地震発生後の3つの建物被害調査の実施の流れ>



第2節 被災施設の復旧

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて災害の再発を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行なう等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分検討して作成する。

第1項 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行なうため、指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとること。

(2) 災害復旧事業計画

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関間で十分な調整を図り、計画を作成する。また、速やかに効果の上がるよう事業期間の短縮にも努めるものとする。主な災害復旧事業の種類は次のとおりである。

- 1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2) 農林水産施設復旧事業計画
- 3) 都市災害復旧事業計画
- 4) 上下水道災害復旧事業計画
- 5) 住宅災害復旧事業計画
- 6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7) 医療施設等災害復旧事業計画
- 8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11) その他計画

(3) 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

- ① 法律等に基づき一部負担又は補助するもの
 - ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - ・ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

- ・ 公営住宅法
- ・ 土地区画整理法
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 予防接種法
- ・ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ・ 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ・ 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

② 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、市及び県は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう努める。

(4) 復旧事業の促進

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

(5) 解体、がれき処理

① 再生利用の促進

災害復旧事業の実施に伴って、被害を受けた施設の解体及びがれき処理を行う場合には、その事業主体となる者は、発生する廃棄物の再生利用により、最終処分量の削減に努めるものとする。

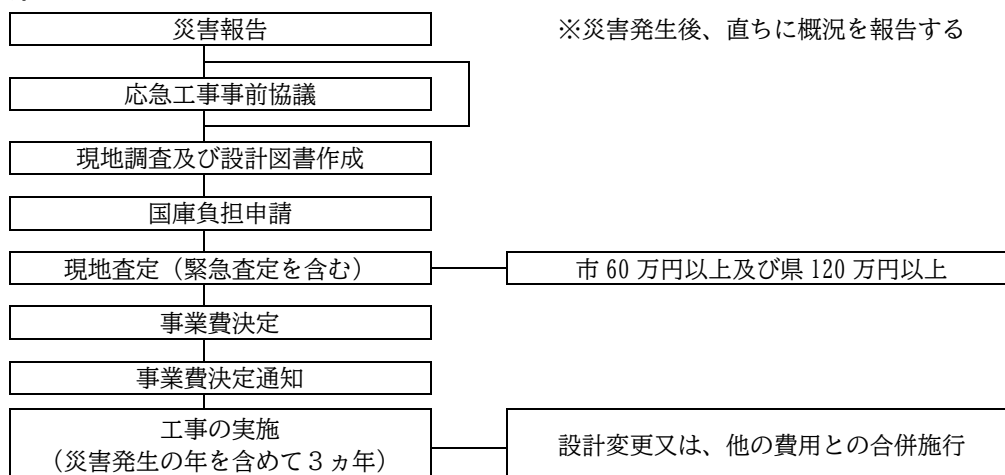
② 災害廃棄物処理事業との連携

堆積土砂の除去事業や農用地の災害復旧事業の実施に当たり、当該事業に伴って生じた廃棄物の処理について、災害廃棄物処理事業と併せて実施する場合には、関係部局が密接に連携して調整を行い、計画的な実施に努めるものとする。

(6) 公共土木施設災害復旧の取扱い手続（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）

河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園の取扱い手続は次のとおりである。

① 公共事業について



第3節 激甚災害の指定に関する計画

第1項 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。）並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」による。

第2項 激甚災害指定の手続

市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況を調査及びこれに対してとられた措置の概要を把握して早期に県知事に報告し、激甚法の指定手続に着手する。

第3項 激甚災害に関する調査

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する緊急措置が完了するまでの間、次に掲げる次項について行うものとする。

- 1) 災害の原因
- 2) 災害が発生した日時
- 3) 災害が発生した場所又は地域
- 4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- 5) 災害に対しとられた措置
- 6) その他必要な事項

第4項 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部署に提出するものとする。

第4節 復興計画の作成

地震により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造をより良いものに改変する事業と位置付けられる。

復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

(1) 事前復興対策の実施

市及び県は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておくものとする。また、復興対策に必要な測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備しデータベース化を図るとともに、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

(2) 震災復興方針・計画の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定し、この方針に基づき震災復興計画の策定を行う。計画の主な事項は次のとおりである。

- 1) 市街地復興に関する計画
- 2) 産業復興に関する計画
- 3) 生活復興に関する計画
- 4) 実施事業の手法
- 5) 財源
- 6) 推進体制

(3) 震災復興事業の実施

市は、震災復興に関する専管部署を設置し、この部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

3. 風水害対策計画

第1章 風水害予防計画

本計画の「予防」に関する基本事項は、地震災害対策計画の「予防」を準用するものとする。ただし、地震固有の施策は対象外とし、風水害に特有の事項については本計画において補足的に記載する。

第1節 水政計画

第1項 計画方針

この計画は、本市における洪水による水害を警戒、円滑かつ迅速な避難を確保し、これによる被害を軽減するため避難体制の整備など、必要な措置を講じ、住民その他公共施設の安全を確保するための計画とする。

第2項 水害予防対策

(1) 河川の概要

● 本市における河川概要

河川名	種別	管理主体	河川名	種別	管理主体
霞ヶ浦	1級河川	国	山田川	1級河川	県
北浦	//	//	武田川	//	//
雁通川	//	県	城下川	//	//
蔵川	//	//	梶無川	//	//

● 関係する河川の量水標所在地（単位：m）

河川名	水位標所在地		平常水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	既往最高水位		管理者
	観測所	所在地							最高水位	年月日	
北浦	白浜	行方市 白浜	YP+ 1.10	YP+ 1.50	YP+ 2.10	YP+ 2.50	YP+ 2.60	YP+ 2.85	2.49	平 3.10.13	国土交通省
霞ヶ浦 (西浦)	出島	かすみがうら 市坂	YP+ 1.10	YP+ 1.50	YP+ 2.10	YP+ 2.50	YP+ 2.60	YP+ 2.85	2.5	平 3.10.14	国土交通省

(2) 水害予防対策

河川改修の進捗にあわせ、本市は次の水害予防対策に努める。

- 1) 定期的に排水不良箇所を点検し、溢水危険箇所については堤防の補強等その管理団体に防止策を要請する。未改修地域については、国、県関係機関に働きかけ改修促進を要請する。
- 2) 水田などの低地部に位置する宅地については、国、県に対して工事の促進を図るよう運動し、併せて用排水整備を図って営農体制を確立するものとする。
- 3) 被害を未然に防止するため樋管等の点検管理を行うとともに逐次排水施設等の検討を行う。

(3) 洪水予報河川対策

洪水予報河川については、浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、円滑な避難の確保を図るために必要な事項等が記載された洪水ハザードマップ等を作成し、住民に配付すること。

● 洪水予報河川

河川名	区域	担当官署名
霞ヶ浦・北浦	霞ヶ浦・北浦	霞ヶ浦河川事務所 水戸地方気象台 銚子地方気象台

① 避難マニュアルの作成

市は、避難情報等について、国又は県及び水防管理者等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

② 周知及び訓練の実施

避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。さらに、消防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し訓練を行う。

③ 要配慮者への配慮

特に、要配慮者に配慮した情報伝達、避難支援体制についても、整備するものとする。

(4) 内水氾濫対策

市は、内水氾濫の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により、当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域（水防法第14条の2に基づく内水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

市は、雨水出水浸水想定区域図の早期作成に努めるとともに、それが困難な場合には、過去の浸水実績を活用する等、簡易な方法も用いて内水による浸水区域を想定し、これらを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(5) 避難体制等の整備

① 流域治水に向けた多機関連携の推進

複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県知事が組織する「大規模氾濫減災対策協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

② 地域防災計画に定める事項

市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1) 洪水予報等の伝達方法
- 2) 避難場所及び避難経路に関する事項
- 3) 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 4) 浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの

- イ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの
- ウ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

③ 早期避難の必要性和住民周知

市長は、上記の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

④ 避難情報の発令基準の設定と体制整備

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を躊躇なく発令できるよう「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「避難情報の発令に係る基本的考え方（茨城県）を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

⑤ 避難情報発令の基準と区域設定

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、警戒レベル相当情報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

⑥ 内水浸水想定区域における住民周知と発令基準の明確化

市は、内水浸水想定区域が指定されている区域の住民に対し、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項等を記載した印刷物（内水ハザードマップ等）の配布や、住民に適切なタイミングで避難指示等を発令する目安となる取組（カメラや水位センサーの設置、地区内住民からの情報提供体制の構築など）を下に、地区の特性や規模などを総合的に勘案し、避難指示等の発令の基準を定めておくものとする。

⑦ 防災情報の効果的活用と情報提供体制の整備

市、国（気象庁、国土交通省）及び県は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第2節 土砂災害予防計画

第1項 土砂災害防止法に基づく対策

急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりの発生する危険のある区域における災害予防のため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という。)に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講じる。

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の県による指定・見直しへの協力

県は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続に従って「土砂災害警戒区域」(以下「警戒区域」という。)として指定する。

また、県は、警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続に従って「土砂災害特別警戒区域」として指定する。これに伴い本市は、県の指定にあたって、意見を述べ協力する。

急傾斜地の崩壊や地盤の液状化等による災害から住民を保護するため、情報の収集、伝達手段、警戒避難体制を整備し、防災体制の万全を期するものとする。

● 土砂災害警戒区域等指定箇所(令和5年3月31日現在)

土砂災害警戒区域(イエロー)	土砂災害特別警戒区域(レッド)
120	110

出典：茨城県

資料編5-1 「土砂災害警戒区域等の指定箇所」

(2) 警戒避難体制等の整備

市は、警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。

- 1) 情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項
- 2) 避難場所及び避難経路に関する事項
- 3) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- 4) 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、市は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

市長は、上記の事項について住民に周知させるため、これらの事項のうち避難場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物(土砂災害ハザードマップ等)の配付その他必要な措置を講ずる。

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、「避難情報等に関するガイドライン(内閣府防災担当)」を参考に、国(国土交通省、気象庁等)及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

気象庁、市及び県は、関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

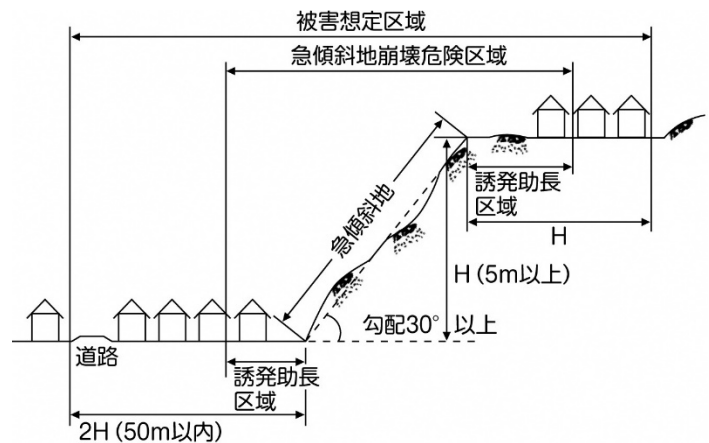
第2項 かけ崩れ等対策

本市の、かけ崩れ・地すべり等災害が予想される危険な区域を次表に示す。これらの被害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、おおむね次のような対策を実施する。

(1) 危険個所の実態調査及び防災パトロールの強化

本市においては、かけ崩れ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、まず事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及びかけ崩れ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査し、その情報をもとに定期的に防災パトロール等を実施するほか、大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施する。

また、斜面判定士等の人材の育成及び活用を図る。なお、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整するものとする。



資料編5-2 「急傾斜地崩壊危険区域指定箇所」

第3項 レベル4土砂災害危険警報の活用

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、レベル4土砂災害危険警報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル及び土砂災害警戒判定メッシュ情報（以下、「土砂災害に関するメッシュ情報」という）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

市は、盛土による災害防止に向けた総点検等により危険が確認された盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援を受けるものとする。

第3節 防災まちづくり

第1項 民間事業者・地域との連携

本市では、地域の防災体制の構築を企図し、民間事業者等との連携を推進している。今後も、気象予報（株式会社ウェザーニューズ）、情報伝達（エリア放送）、緊急連絡（携帯電話事業者）等において防災体制の充実を図る。また、自主防災組織等の地域組織の育成・支援を図り、地域の防災力の向上を目指す。

第2項 道路

（1）道路建設上配慮すべき事項

- 1) 平面線形、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- 2) 縦断線形、平たん地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。
- 3) 横断勾配、路面水を速やかに側溝に流下させるに必要なこう配を確保する。
- 4) 路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土おそれのある個所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- 5) 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出の出来る通水断面を確保する。
- 6) 排水側溝、路面水速やかに排水路にみちびき、地下水が高く路面排水困難な所には暗渠等を設置する。

（2）路面冠水箇所対策

市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

（3）道路流失対策

市は、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

（4）道路防災事業計画

災害防除事業等により、災害の発生するおそれのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消を図る。

第3項 都市防災

都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施するものとする。

（1）「整備、開発及び保全の方針」の充実

都市計画法第6条の2に規定する「整備、開発及び保全の方針」の中で、災害に強い都市の形態を図る観点から都市防災に関する方針を検討する。

(2) 防火地域及び準防火地域の指定

木造家屋が密集している危険な地域の災害を最小限に抑えるため建築物個々の不燃化とともに、都市構造そのものを防火的に改造する目的をもって都市計画法の規定に基づき防火地域及び準防火地域の指定を行うものとする。

(3) 災害危険区域の指定

市は、条例で出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限で、災害防止上必要な措置をとるものとする。

(4) 強風による落下防止対策

市及び建築物の所有者は、強風による屋根瓦の脱落、飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

(5) 都市計画事業の推進

市は災害の未然防止及び拡大防止を図るため都市計画事業を推進するものとする。

なお、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフトの両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

第4項 学校等の安全対策

(1) 消防・避難及び救助のための施設・設備の整備

市は、災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

(2) 学校等施設・設備の災害予防措置

市は、災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- 1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- 2) 校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- 3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

第5項 農地計画

(1) ため池等整備事業

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を行う。

(2) 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害が生じるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

(3) 水質障害対策事業

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するために、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備に努める。

(4) 地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行う。

第6項 農業計画

(1) 農林漁業災害対策委員会の設置

激甚災害等の発生に対応し被害農家の救済対策を迅速かつ適正に実施するとともに、災害による農作物被害の軽減、未然防止対策を講じることを目的として設置する。委員会の所掌事務は次のとおりとする。

① 災害の未然防止対策

- 気象予報の伝達体制の確立
 - ・ 災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。
- 農業保険の普及
 - ・ 農業災害による損失に備えて、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業保険への加入を促進する。

② 災害の事後対策

- 県条例の迅速な適用
 - ・ 被害の状況に応じ、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例を迅速に適用し、被害農業者への助成措置を講じる。
- 制度資金の活用
 - ・ 県条例が適用されない小さな災害については被害農家の再生産が図られるよう農業経営維持安定資金（農林漁業金融公庫資金）の活用の推進を図る。

(2) 資材の確保

資材の確保は、以下の項目について、県及び農業関連団体に要請し整備を図る。

① 防除器具の整備

県及び市の病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

② 薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう関係団体等を通じて必要量の備蓄を行う。

第7項 下水道等整備の推進

(1) 雨水排除対策

台風などによる浸水・床下浸水被害は、市街地内での排水施設の未整備によるものと、湖岸や河川に隣接した滞水しやすい地形に立地した家屋に見られる。したがって、市街地における下水道等排水施設整備の推進に努めるとともに水害を受けやすい宅地地盤の周知と災害に強い家づくり、まちづくりへの啓発並びに指導に努める。

第4節 防災教育・訓練

第1項 一般市民に対する防災教育

茨城県では、平成27年に常総市において大規模な水害が発生し、甚大な被害をもたらした。その後、国を中心に専門機関等による水害対策が施される中で、防災教育としても学校や教員への指導、研修会等が行われている。

本市では、水害の可能性は比較的低いが、専門機関や研究機関等が作成したマニュアルや発信された情報を活用し、市民への防災教育として活用を検討する。

(1) 普及すべき防災知識の内容

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人一人が日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個人個人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災のための社会をつくる市民運動の展開が必要である。このため、県・市、防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。また、災害発生時に住民一人一人が適切な行動をとることができるよう、防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参加を促すなど、普及啓発活動を推進するものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、県、市、防災関係機関は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

以下に、普及すべき防災知識を示す。

- 1) 風水害時の危険性
- 2) 家庭での予防・安全対策（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
- 3) 特別警報、危険警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動
- 4) 避難場所及び避難所の位置、避難時や避難場所での行動
- 5) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
- 6) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性
- 7) 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準した災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動
- 8) 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄
- 9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- 10) 自主防災組織等の地域での防災活動
- 11) 要配慮者への支援協力
- 12) 帰宅困難者対策（「2.地震災害対策計画」に準じる。）
- 13) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- 14) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- 15) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- 16) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報

(2) 普及啓発手段

① 住民参加型ワークショップの開催

市、県及び防災関係機関は、主に洪水浸水想定区域内など、水害のおそれがある地域の住民を対象に、ハザードマップを活用した居住地域の災害リスクや避難先の確認、避難指示等の行政が発信する情報や避難のタイミングの確認及び自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理するマイ・タイムラインの作成などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。

② 広報紙、パンフレットの配布

市、県及び防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第2項 防災訓練

(1) 市による避難訓練

災害時における避難情報の発令及び立退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の協力の下、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の参加を得て、マイ・タイムラインを確認して避難する訓練を毎年1回以上実施するものとする。

(2) 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで河川危険箇所等洪水のおそれのある地域の選定に努め、実施については関係機関と緊密な連絡を図りつつ、必要と認める場合は他の関連する訓練と併せて実施するものとする。

第5節 防災組織等の活動体制の整備

第1項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び市内に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

第2項 企業防災の促進

① 企業の責務

企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

② 地下街等

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

③ 大規模工場等

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

第6節 要配慮者支援

第1項 要配慮者利用施設の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

市及び県は、要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市及び県は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

(3) 防災資機材の整備、食料等の備蓄

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市及び県は、要配慮者の避難所ともなる要配慮者利用施設に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

市及び県は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

(5) 避難確保計画の策定等

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第2項 要配慮者の救援体制の確保

(1) 要配慮者の状況把握

市及び県は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した要配慮者にかかる情報（要配慮者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）の整理・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

また、保健所等関係機関との連携を図り、要配慮者に係る情報の共有化に努める。

(2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

市及び県は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や情報伝達体制の確立に努める。

特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、市及び県は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

(3) 相互協力体制の整備

市及び県は、民生委員を中心として、要配慮者の近隣住民（自主防災組織）、要配慮者毎の在宅療養を支援する関係者やボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、予め支援者を確保するための個別避難計画の策定をするとともに、避難支援が必要な避難行動要支援者の支援体制の整備に努める。

また、避難行動要支援者の移送に当たっては、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市及び県は、近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発を図る。

第2章 風水害応急対策計画

計画の「応急対策」に関する基本事項は、地震災害対策計画の「応急対策」を準用するものとする。ただし、地震固有の施策は対象外とし、風水害に特有の事項については本計画において補足的に記載する。

第1節 動員計画

第1項 職員の動員配備体制の決定

(1) 警戒体制

気象情報及び被害情報等に基づく総務課員の報告をもとに、総務部長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

(2) 非常体制

総務課員の報告をもとに、総務部長が状況を市長に報告し、市長が決定する。ただし緊急を要し、総務部長が不在かつ連絡不能の場合は、企画部長が代行する。なお、市長が不在かつ連絡不能な場合は副市長が代行する。

(3) 決定者

上記(1)と(2)の決定者は次のとおりとする。

● 職員の動員配備体制の決定

体制	決定者	代決者	
		1	2
警戒体制	総務部長	企画部長	市民福祉部長
非常体制	市長	副市長	教育長

第2項 配備体制及び災害対策本部等の設置基準

● 職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準<風水害>

種類	設置基準等	配備人員	災害対策本部の設置
連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・早期注意情報（警報級の可能性） ・レベル2大雨注意報、レベル2氾濫注意報、レベル2土砂災害注意報 ・水防団待機水位到達 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課防災交通G員 ・総務課長が命ずる職員 	
警戒第1体制	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒レベル3相当情報に切り替える可能性が高い注意報 ・レベル2氾濫注意情報 ・洪水キキクル（黄：注意） ・氾濫注意水位到達 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課防災交通G員 ・道路維持課員 ・施設管理者又は施設管理者が指定する職員 	
警戒第2体制	<ul style="list-style-type: none"> ・[警戒レベル3相当] ・レベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、レベル3土砂災害警報、レベル3氾濫警戒情報 ・洪水キキクル（赤：警戒） ・土砂キキクル（赤：警戒） ・避難判断水位到達 	<ul style="list-style-type: none"> ・部長及び幹事課長 ・施設管理者又は施設管理者が指定する職員 ・総務課、都市建設課係長以上全員 ・総務課防災交通G員 ・道路維持課全員 ・所属長が指定する職員 	
警戒第3体制	<ul style="list-style-type: none"> ・[警戒レベル4相当] ・レベル4大雨危険警報、レベル4氾濫危険警報、レベル4土砂災害危険警報、レベル4氾濫危険情報 ・洪水キキクル（紫：危険） ・土砂キキクル（紫：危険） ・氾濫危険水位到達 ・堤防計画高水位到達 ・災害が発生または確実 	<ul style="list-style-type: none"> ・課長以上全員 ・施設管理者又は施設管理者が指定する職員 ・総務課全員 ・道路維持課全員 ・都市建設課全員 ・所属長が指定する職員（所属員の1/3以上） 	必要に応じ災害対策本部を設置
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・[警戒レベル5相当] ・レベル5大雨特別警報、レベル5氾濫特別警報、レベル5土砂災害特別警報、レベル5氾濫発生情報 ・堤防天端高到達 ・災害が発生、拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員 	災害対策本部を設置

※廃止基準、配備人員等の運用については地震災害対策計画によるものとする。

第3項 大規模災害時の行動手順（防災タイムライン）

大規模災害が発生し、又はそのおそれがあり、災害対策本部や警戒本部の開設等の災害対応体制がとられた場合、関係者及び関係機関等は防災行動計画（防災タイムライン）に基づいて適切な行動をとるものとする。

なお、災害に対して「いつ」「誰が」「何をするのか」を時系列で整理した防災行動計画（行方市大規模水害用タイムライン）を策定し、関係機関と共有するものである。

資料編11-1 「行方市大規模水害用タイムライン(防災行動計画)」

第2節 災害情報の収集・伝達

第1項 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、以下の表のとおり、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

● 警戒レベルと住民がとるべき行動

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)
【警戒レベル4までに必ず避難】			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (従来の避難勧告の タイミングで発令)
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	レベル2 氾濫注意報 レベル2 大雨注意報 レベル2 土砂災害注意報
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報

第2項 特別警報・危険警報・警報・注意報

(1) 特別警報・危険警報・警報・注意報の種類と発表基準

気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合には「警報」が、重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に「危険警報」が、重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に「特別警報」が、茨城県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・危険警報・警報・注意報の概要、本市における警報・注意報の発表基準値は以下のとおりである。

資料編3-2 特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要

資料編3-3 注意報・警報の発表基準

(2) 特別警報・危険警報・警報・注意報の運用

① 特別警報・危険警報・警報・注意報の構成と発表の仕方について

- ・ 発表時刻、発表官署名
- ・ 注意警戒事項
- ・ お知らせ
- ・ 特別警報・危険警報・警報・注意報等の発表状況
- ・ 特記事項
- ・ 量的予測

気象庁は、気象要素（表面雨量指標、土壌雨量指数、流域雨量指数、風速、波の高さ、潮位など）が基準に達すると予想した区域に、特別警報・危険警報・警報・注意報を発表する。この基準は、災害の発生と気象要素の関係を調査した上で、都道府県などの防災機関と調整して決めている。基準は市町村ごとに異なっており、災害発生状況の変化や防災対策の進展を考慮して、適宜見直しが行われている。

② 発表の仕方について

特別警報・危険警報・警報・注意報は市町村単位で発表される。また、単独で発表することもあり、あるいは同時に2つ以上発表することもある。このような場合次のように取り扱う。

○ 同時発表の表記について

- ・ 2つ以上の特別警報、危険警報、警報、注意報を同時に発表する場合は多い。例えば冬期、季節風が強い時、強風注意報、乾燥注意報を同時に発表する。また、台風が接近する時には、暴風警報、レベル3大雨警報を同時に発表する場合などである。

○ 注意報、警報の切りかえについて

- ・ 1つ又は2つ以上の特別警報や危険警報、警報、注意報を発表した後において、1つ又は2つ以上の特別警報や危険警報、警報、注意報を発表した場合には、前に発表した特別警報や警報、注意報は、後で発表した特別警報や危険警報、警報、注意報に切りかえられたことになる。

③ 注意報、警報の解除について

一度発表した特別警報や危険警報、警報、注意報はその必要がなくなった時、解除したことを発表する。

第3項 キキクル等

● 土砂キキクル、浸水キキクル、洪水キキクル、大雨キキクル

種類	概要
土砂キキクル	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>「災害切迫」（黒）： 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</p> <p>「危険」（紫）： 危険な場所から、避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p> <p>「警戒」（赤）： 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p> <p>「注意」（黄）： ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

種類	概要
浸水キキクル	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>「災害切迫」(黒)： 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫)： 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」(赤)： 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 「注意」(黄)： ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
洪水キキクル	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>「災害切迫」(黒)： 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫)： 危険な場所から、避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」(赤)： 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 「注意」(黄)： ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>
参考：大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを重ね合わせたもの

第4項 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(茨城県南部)で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(茨城県)で発表される。大雨、土砂災害に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

第5項 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報(大雨・落雷・突風)」のように、()内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報(線状降水帯半日前予測)」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報(台風第〇号)」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、气象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

第6項 レベル4土砂災害危険警報

市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、茨城県と水戸地方气象台から共同で発表される。

第7項 気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の5つである。

(1) 気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせで分析）された場合に、気象庁から「茨城県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(2) 気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「茨城県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の気象情報を発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(3) 気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「茨城県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。

(4) 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（茨城県南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（茨城県南部など）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

第8項 霞ヶ浦・北浦洪水予報、利根川下流部洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。

また、関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所並びに水戸地方気象台及び鉾子地方気象台が共同で発表する霞ヶ浦・北浦洪水予報、及び国土交通省関東地方整備局と気象庁大気海洋部が共同で発表する利根川下流部洪水予報は、関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所等が茨城県土木部河川課に伝達し、工事事務所等を通じて関係市町村に伝達する。

水戸地方気象台は、茨城県防災・危機管理部防災危機管理課に伝達し、県防災・危機管理課は関係市町に伝達するよう努める。また、水戸地方気象台からN T T東日本へも伝達し、N T T東日本の通信システムにより関係市町村に伝達される。この場合、警報の標題のみの伝達となる。

● 指定河川洪水予報の名称と概要

名称	概要
レベル5 氾濫特別警報／氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、レベル4 氾濫危険警報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。

第9項 火災気象通報

水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

(1) 通報の実施基準

実施官署	実施基準
水戸地方気象台	実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

(2) 通報の対象地域

市町村単位で通報する。

(3) 通報先及び通報手段

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課とし、通報手段は、防災情報システムとする。

(4) 通報文の構成

- 1) 標題
- 2) 発表官署名及び発表・解除日時分
- 3) 見出し、対象地域・要素・期間及び実況値（風向・風速・実効湿度・最小湿度）

(5) 通報の基準

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに水戸地方気象台が茨城県知事に対して通報し、茨城県を通じて市に伝達される。

市長は、気象の状況が火災予防上危険であると認められる場合、火災警報を発令する。

第10項 異常現象発見者の通報義務等

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、市役所、又は最寄りの警察署へ通報するものとし、通報を総務部長に集約する。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は水戸地方気象台、県、その他の関係機関に通報しなければならない。

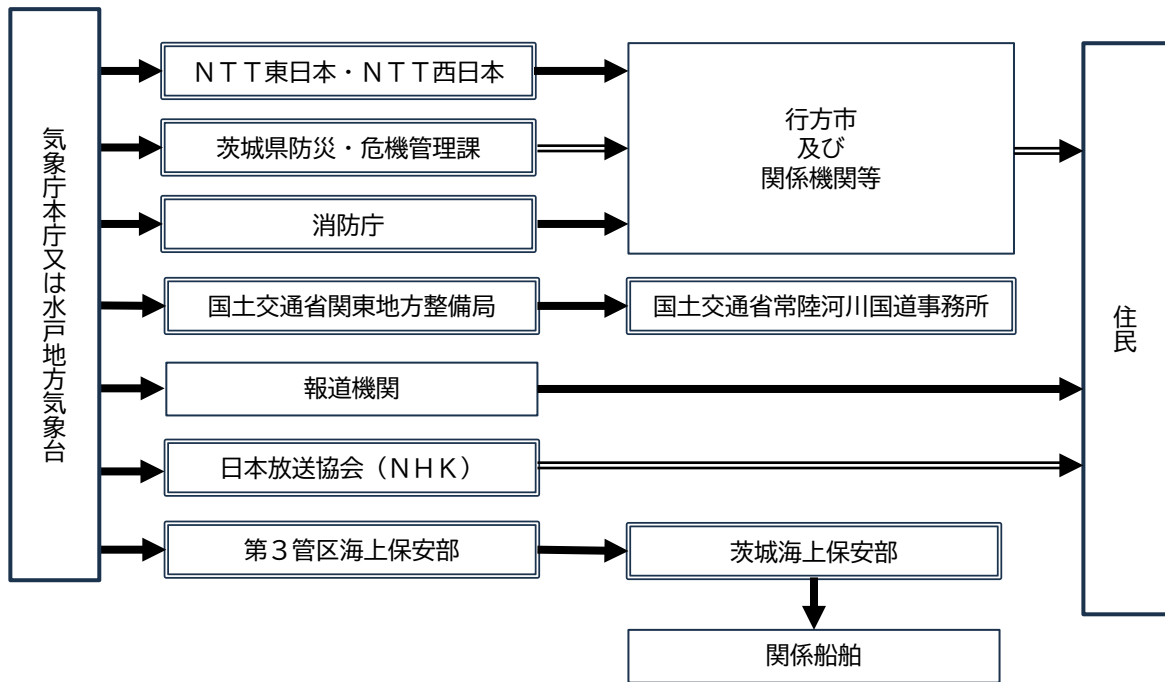
総務部長は、報告された事項を市長に報告し、指示を仰ぐとともに状況を判断し速やかに水戸地方気象台等の専門機関及び県に連絡し、その現象についての見解を求める。

第11項 特別警報・危険警報・警報・注意報の伝達

(1) 水戸地方気象台関係

水戸地方気象台が発表した特別警報・危険警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する。

● 防災気象情報等の伝達



出典：水戸地方気象台

注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注)二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 県関係

水戸地方気象台から通報を受けた県は市町村等へ伝達する。

(3) 東日本電信電話株式会社（NTT東日本）関係

気象庁本庁又は水戸地方気象台からNTT東日本・西日本に通報された警報は、関係の各市町村に伝達される。この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。

● 特別警報、危険警報、警報の種類

【特別警報】		【危険警報】	【警報】	
・レベル5 大雨特別警報	・暴風特別警報	・レベル4 大雨危険警報	・レベル3 大雨警報	・暴風警報
・レベル5 氾濫特別警報	・暴風雪特別警報	・レベル4 氾濫危険警報	・レベル3 氾濫警報	・暴風雪警報
・レベル5 土砂災害特別警報	・大雪特別警報	・レベル4 土砂災害危険警報	・レベル3 土砂災害警報	・大雪警報
・レベル5 高潮特別警報	・波浪特別警報	・レベル4 高潮危険警報	・レベル3 高潮警報	・波浪警報

(4) 日本放送協会 (NHK) 関係

水戸地方気象台からNHK水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっている。

放送局名	コール・サイン	周波数	備考
NHK東京第1放送	JOAK	594KHz	300kw
NHK水戸FM放送(水戸)	JOEP-FM	83.2MKz	1kw
〃(日立)	〃	84.2MKz	100w
〃(北茨城)	〃	82.9MKz	100w
〃(大子)	〃	84.8MKz	10w
NHK水戸デジタルテレビジョン放送	JOEP-DTV	水戸 20CH (UHF)	300w
		日立 20CH (〃)	3w
		十王 47CH (〃)	10w
		山方 20CH (〃)	3w
		常陸鹿島 20CH (〃)	3w

※水戸地方気象台から県警察本部(警備課)に通報され警察の通信系により各警察署に伝達される。

(5) 注意報及び気象情報の伝達

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。

第3節 消防活動

第1項 消防活動体制の整備

市は、その地域における地震、台風、水火災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分計画を樹立しておくものとする。

第2項 危険区域の調査及び被害想定図の作成

市は、その区域内における危険地域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図るものとする。

- 1) 住宅密集地帯の火災危険区域
- 2) がけ崩れ等の危険区域
- 3) 浸水危険区域
- 4) 特殊火災危険区域（高層建築物、地下街、危険物及び放射線関係施設等）

第3項 応援協力体制の確立

（1）応援派遣要請

市は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

（2）応援隊の派遣

市は、被災市町村以外の自治体として、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

第4項 火災気象通報

消防法第22条の規定に基づき水戸地方気象台長から火災についての気象情報を受理した場合は市長に通報する。市長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。

第4節 水防計画

第1項 計画方針

この計画は、本市における洪水による水害を警戒し、かつ、防御して、これによる被害を軽減し、もって住民その他公共諸施設の安全を確保するための計画とする。

第2項 水防組織

本市における水防活動は、消防組織を中心とし、各関係機関と密接な連携と協力の下に推進する。

第3項 水防非常配備態勢の基準

水防警報等が発せられた場合における出動準備及び出動の基準は、国土交通省霞ヶ浦河川事務所洪水対策計画書による水防警報の種類・内容発表基準の待機、準備、出動、警戒、解除に準じる。

第4項 警報の伝達

水防法に基づく予報又は警報の伝達を受けた場合、水防管理者である市長が必要と認めたときは、水防関係機関等にこれを伝達するとともに、次の方法により一般住民に周知するものとする。

- 1) 消防署
 - ・ サイレンの吹鳴、広報車等による市内巡回伝達等、周知の徹底と消防団に対する連絡の徹底
- 2) 消防団
 - ・ サイレンの吹鳴、巡回広報等による周知の徹底
- 3) 本市
 - ・ 市防災行政無線、防災対応型エリア放送の利用、広報車等による市内巡回伝達を実施し、住民への周知を徹底

第5項 応援

水防法第16条の規定に基づき水防管理者は緊急の必要のあるときは、他の水防管理者、消防団長に対し応援を求めることができる。

- 自然災害の発生又は発生のおそれのある際の情報共有
 - ・ 発災時、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所との情報共有を図るため、本市からの情報提供内容等は、次のとおりとする。

● 情報共有の概要

事象	第1報のタイミング	報告の内容
①気象防災速報（記録的短時間大雨）	速やかに	①被害の有無 ②支援要請の有無 ③避難情報の有無
②レベル4土砂災害危険警報	発表後、避難情報発令後速やかに	
③土砂崩落、落石、突風、浸水被害等の自然災害	確認次第速やかに	

※<連絡先>霞ヶ浦河川事務所流域治水課

TEL：0299-63-2415/FAX：0299-63-2495/MAIL：ktr-bousai-722@mlit.go.jp

第6項 避難のための立退き

洪水等により著しい危険が切迫していると認められているとき、水防管理者は水防法第22条の規定により必要と認められる区域の居住者に対し、消防車、広報車等により立ち退き又はその準備を指示するとともに警察署長に通知する。これらを実施するため水防管理者は、警察署長、その他関係機関と協議の上事前に避難計画を作成して周知しておくものとする。

避難指示、高齢者等避難を発令したときには、災害対策基本法に基づき県に報告するとともに、申し合わせによりテレビ、ラジオの放送事業者に対しても、「災害時における放送要請に関する協定（NHK・（株）LuckyFM茨城放送）」に基づき「放送要請の手続」の様式により発令について連絡する。

茨城県地域防災計画資料編 「2 協定及び広域応援」

第7項 水防報告と水防記録

災害対策本部長に報告する事項は次のとおりとし、作成した記録は、これを保管しなければならない。

（1）水防記録

- 1) 天候状況並びに警戒中の水位観測表
- 2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- 3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4) 消防団員（水防員）又は消防機関に属する者の出動の時刻及び人員
- 5) 水防作業の状況
- 6) 堤防、その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- 8) 水防法第28条の規定による公用負担を命じた器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9) 応援の状況
- 10) 居住者出勤の状況
- 11) 警察関係の援助状況
- 12) 現場指導の官公署氏名
- 13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 14) 水防関係者の死傷
- 15) 殊勲者及びその功績
- 16) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

（2）水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を水防活動実施報告書により示す様式により、水防活動実施後2日以内に県土木（工事）事務所を経由するなどして水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（関東地方整備局）に報告するものとする。

第5節 避難

第1項 基本方針

市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の住民等を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に受け入れ、保護する。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

また、市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

第2項 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の内容

避難指示等を発令する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- 1) 避難（準備）が必要な地域
- 2) 避難先
- 3) 避難経路
- 4) 避難（準備）の理由
- 5) その他必要な事項

第3項 避難措置の周知

避難指示等を発令した場合は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。

（1）住民への周知徹底

避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。

また、市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておくものとする。

また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、避難指示等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。

また、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。

(2) 関係機関相互の連絡

市、県、県警察本部、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行ったときは、その内容を相互に連絡するものとする。

なお、市長は避難指示等を発令したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

第4項 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、上記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

市長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又は、これらの者から要請があった場合、警察官又は海上保安官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官、海上保安官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないようにすることができる。(消防法第28条、水防法第21条)

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

第5項 避難の誘導

(1) 避難誘導の方法

避難誘導は次の事項に留意して行うものとする。特に要配慮者が避難できるよう、あらかじめ定める避難情報伝達マニュアルや行方市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）に基づき、適切な避難支援を実施する。

- 1) 避難誘導に当たり、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること。
- 2) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
- 3) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- 4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- 5) 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図ること。
- 6) 避難誘導は受入先での、救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。
- 7) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保する事ができる場合は、住民自らの判断で「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に努めるものとする。

第6節 農業の応急対策

第1項 農地の応急対策

(1) 計画方針

農地が湛水し農作物の生産に重大な支障が生じるおそれがある場合は、応急ポンプ排水等の応急仮設工事を行う。

(2) 農業用施設

① 堤防

ため池等の堤防ののり崩れの場合における腹付工、及び土止杭柵工事を行う。

② 水路

素堀仮水路の設置、及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

(3) 頭首工

一部被害の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

(4) 農道

特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

第2項 農業の応急対策

(1) 農作物の応急措置

災害時には、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

(2) 畜産関連の応急措置

市は、畜舎等の応急復旧措置に対して県による指導等を受ける。

第3章 風水害復旧・復興対策計画

計画の「復旧・復興」に関する基本事項は、地震災害対策計画の「復旧・復興」を準用するものとする。ただし、地震固有の施策は対象外とし、風水害に特有の事項については本計画において補足的に記載する。

4. 航空災害対策計画

本計画は、市内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定める。

第1章 災害予防計画

航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

なお、本計画の「予防」に関する基本事項は、地震災害対策計画の「予防」を準用するものとする。ただし、地震固有の施策を対象外とし、航空災害に特有の事項については本計画において補足的に記載する。

第1節 茨城県と本市の航空状況

本県には、非公共用飛行場が2か所（阿見・龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが3か所（宍戸・前山下妻・県庁）及び自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））がある。また、成田、羽田及び百里の管制区が設定され、さらに茨城空港の開港による民間旅客機の運行に伴い航空機の運航事故想定による対策の必要性が高まっている。

第2節 航空交通の安全のための情報の充実

本市は、以下の情報体制と緊密な関連を保つように努める。

第1項 安全確保情報伝達体制の確保

成田空港事務所は、航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供するものとする。

第2項 気象情報発表伝達体制の確保

水戸地方気象台は、航空機の安全に関わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。

第3項 航空交通の安全情報の活用

航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因等に分類、整理し、事故予防のために活用し必要な措置を講じるものとする。また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

本市は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、茨城県・県警察本部、成田空港事務所、公共機関、航空運送事業者等機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

本市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

第2項 災害応急体制の整備

(1) 職員等の体制

本市職員及び自主防災組織、地域防災協力員を含む防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実情を踏まえ、職員等に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市、県、防災関係機関等は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

資料編2-1 「消防相互応援協定の締結等状況」

資料編2-4 「茨城県広域消防相互応援協定書」

第3項 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、本市及び防災関係機関は、現状の救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、船舶、航空機等の把握を行い、備える機材で対応が不足することが予想されるものについて、応援先との連携による対応に努めるものとする。

第4項 緊急輸送活動への備え

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

第5項 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努めるものとする。

第6項 防災関係機関の防災訓練の実施

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努めるものとする。

第2章 災害応急計画

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

なお、本計画の「応急対策」に関する基本事項は、地震災害対策計画の「応急対策」を準用するものとする。ただし、地震固有の施策を対象外とし、航空災害に特有の事項については本計画において補足的に記載する。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1項 災害情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

① 発見者

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報しなければならないものとする。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

② 成田空港事務所

航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を県に行うものとする。

③ 県（防災・危機管理部）

成田空港事務所又は自衛隊等から受けた情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡するものとする。また、県に航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡があった場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ、運輸省等に連絡するものとする。

④ 本市

航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。

⑤ 自衛隊

自衛隊機による事故災害発生の場合は、陸上自衛隊又は航空自衛隊は速やかに県及び関係機関に連絡するものとする。

⑥ 航空運送事業者

自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を成田空港事務所へ連絡するものとする。また、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに成田空港事務所へ連絡するものとする。

(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

● 連絡先一覧〈航空災害〉

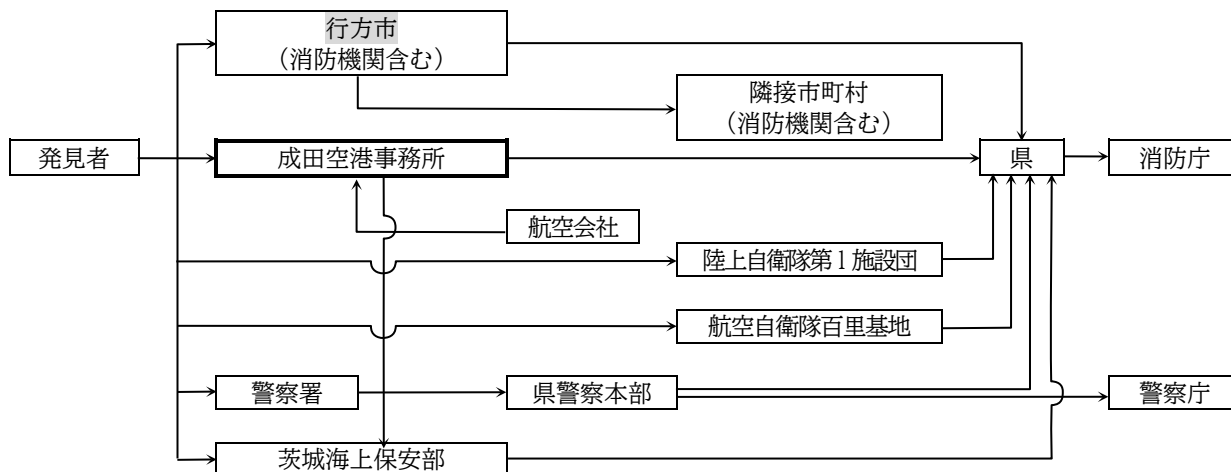
機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）	
消防庁	応急対策室	03-5253-7527	（宿直室 03-5253-7777）
成田空港事務所	航空管制運航情報官	0476-32-1048	（0476-32-6410 又は 6411）
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304	（同左）
陸上自衛隊第1施設団（古河）	第3科	0280-32-4141	（団当直長内線 236）
陸上自衛隊関東補給処（霞ヶ浦）	警備課	029-842-1211 内線 2410	（同 2302）
航空自衛隊第7航空団（百里）	防衛班	0299-52-1331 内線 231	（同 215）
茨城県	消防安全課	029-301-2896	
	防災・危機管理課	029-301-2885	（同左）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751	（総合当直）
行方市	総務課	0299-72-0811	（同左）
鹿行広域消防本部	総務課	0291-34-2119	（同左）
	指揮情報室	0291-34-8119	（同左）

第2項 応急対策活動情報の連絡

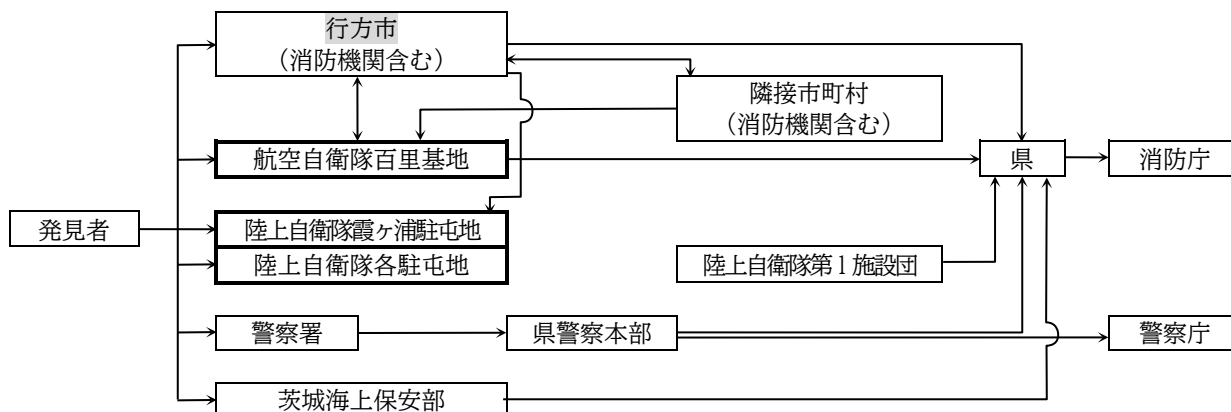
県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、防災関係機関とは応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

● 災害情報等の収集・連絡系統図〈航空災害〉

① 民間機の場合



② 自衛隊機の場合



第2節 活動体制の確立

本市の活動体制は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

なお、職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第1節「組織計画・初動対応」に準じる。

● 職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準〈航空災害〉

種類	設置基準等	配備人員	災害対策本部の設置
警戒体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのあるとき、又は、その他の状況により総務部長が必要と認めたととき 〈廃止基準〉 航空事故による多数の死傷者等の発生のおそれがなくなったとき	・課長以上全員 ・施設管理者又は施設管理者が指定する者 ・総務課係長以上全員 ・道路維持課全員 ・都市建設課係長以上全員 ・総務課防災交通G全員 ・その他所属長が指定する職員	
非常体制	航空事故による多数の死傷者等が発生したとき、又はその他の状況により市長が必要と認めたととき 〈廃止基準〉 航空事故の応急対策がおおむね完了したとき、又は、その他市長が必要なしと認めたととき	・航空事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置

第1項 広域的な応援体制

本市において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第3節「応援・派遣」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

第2項 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合には、直ちに要請するものとする。市においては、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第3節第8項「自衛隊災害派遣要請計画」に準じて、要請するものとする。

第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

第1項 搜索活動

災害の状況により、県（防災・危機管理部、警察本部）及び消防機関と相互に連携して搜索を実施するものとする。

第2項 救難、救助・救急及び消火活動

被害状況の早急な把握に努め、消防機関と連携し化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動に協力する。又は自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助にあたりるとともに、必要に応じて

地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するための情報を収集し応援を要請するものとする。

第3項 資機材等の調達等

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとし、本市は必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第4項 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第4節第4項「応急医療」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第5節第2項「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第4節 避難指示・誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市等が行う避難指示等については、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第4節「被害軽減対策」に準じて実施するものとする。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。又は、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第2節「災害情報の収集・伝達」に準じるほか、次により実施するものとする。

第1項 情報伝達活動

航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

伝達内容は、以下のとおりとする。

- ・ 本市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・ 避難の指示及び避難先の指示
- ・ 旅客及び乗務員の氏名・住所

- ・ 地域住民等への協力依頼
- ・ その他必要な事項

第2項 関係者等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置・人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第7節 遺族等事故災害関係者の対応

県及び応援機関と連携し、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫、遺体の処理、清掃、障害物の除去等については、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第7節「応急復旧・事後処理」に準じて実施するものとし、特に、本市にあっては、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

5. 道路災害対策計画

本計画は、市内において大規模な道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関がとるべき対策について定める。

第1章 災害予防計画

本計画の「予防」に関する基本事項は、地震災害対策計画の「予防」を準用するものとする。ただし、地震固有の施策を対象外とし、道路災害に特有の事項については本計画において補足的に記載する。

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1項 気象情報の伝達

本市は、大規模な道路災害に関わる水戸地方気象台が発表する予・警報情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための施設及び設備の充実を図るものとする。

第2項 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路管理者は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者とその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

第2節 道路施設等の管理と整備

第1項 管理する施設の巡回及び点検

本市及び各道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施するものとする。

第2項 安全性向上のための対策の実施

本市及び各道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

第2項 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

本市職員、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ、災害時活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市、県、防災関係機関等は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。

資料編2-1 「消防相互応援協定の締結等状況」

資料編2-4 「茨城県広域消防相互応援協定書」

第3項 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、本市及び防災関係機関は、現状の救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の把握を行い、手持機材で対応が不足することが予想されるものについて、応援先との連携による対応に努めるものとする。

第4項 緊急輸送活動への備え

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、道路災害時の交通誘導を適切に実施するものとし、必要に応じ、警備業者等の協力を得て災害時の交通誘導を円滑に実施するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

第5項 関係者等への的確な情報伝達活動

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第6項 防災関係機関の防災訓練の実施

大規模な道路事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。

第2章 災害応急計画

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

なお、本計画の「応急対策」に関する基本事項は、地震災害対策計画の「応急対策」を準用するものとする。ただし、地震固有の施策を対象外とし、道路災害に特有の事項については本計画において補足的に記載する。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1項 災害情報の収集・連絡

(1) 道路災害情報等の収集連絡

① 発見者

道路災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防署員又は道路管理者に通報しなければならないものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

② 道路管理者

道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は速やかに被害状況を鉾田工事事務所に連絡するものとする。

③ 県（防災・危機管理部・土木部）

国土交通省常陸河川国道事務所鹿島出張所等の関係機関から受けた情報を本市及び関係機関等へ連絡するものとする。

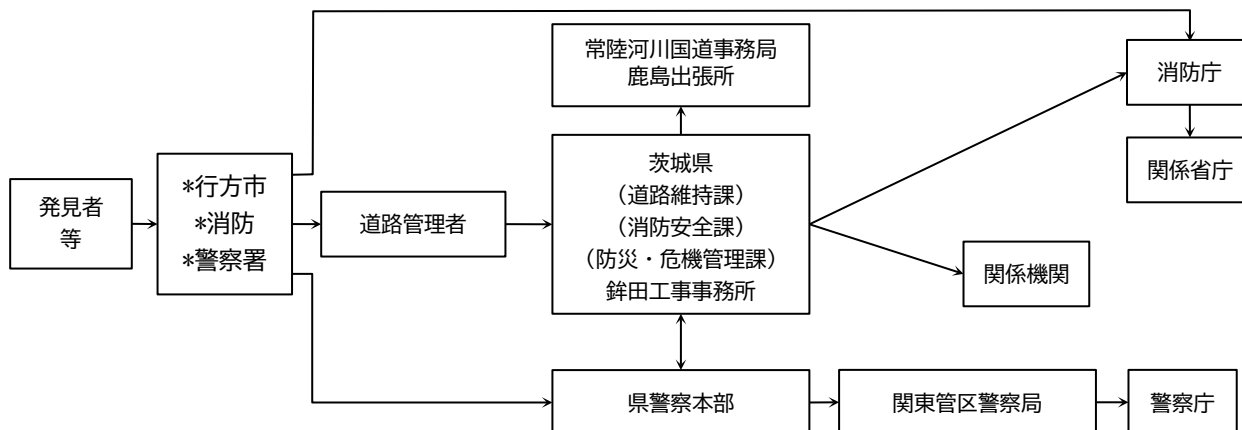
また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡を受けた場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概括的な情報を収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に連絡するものとする。

④ 本市

大規模な道路災害の発生又は発生する恐れに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県（防災・危機管理課）に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

第2項 道路災害情報等の収集・連絡系統

● 災害情報等の収集・連絡系統図〈道路災害〉



※ *の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

※ 土木・工事事務所には工務店を含む

● 連絡先一覧〈道路災害〉

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527（宿直室 03-5253-7777）
銚田工事事務所	道路管理課	0291-33-2143（同左）
茨城県	道路維持課	029-301-4459（同左）
	消防安全課	029-301-2896（防災・危機管理課 029-301-2885）
行方警察署	警備課	0299-72-0110（同左）
行方市	総務課	0299-72-0811（同左）
	道路維持課	0299-55-0111（同左）
	都市建設課	
鹿行広域消防本部	総務課	0291-34-2119（同左）
	指揮情報室	0291-34-8119（同左）

第2節 活動体制の確立

本市の活動体制は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、本計画「2. 地震災害対策計画」第2章第1節「組織計画・初動対応」に準じる。

● 職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準〈道路災害〉

種類	設置基準等	配備人員	災害対策本部の設置
警戒体制	道路災害により、多数の死傷者が発生するおそれのあるとき、又は、その他の状況により総務部長が必要と認めたとき 〈廃止基準〉 道路災害による多数の死傷者等の発生のおそれがなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 課長以上全員 施設管理者又は施設管理者が指定する者 総務課係長以上全員 道路維持課全員 都市建設課係長以上全員 総務課防災交通G全員 その他所属長が指定する職員 	

種類	設置基準等	配備人員	災害対策本部の設置
非常体制	道路災害による多数の死傷者等が発生したとき 〈廃止基準〉 道路災害の応急対策がおおむね完了したとき、又は、その他市長が必要なしと認めたとき	・道路災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置

第1項 広域的な応援体制

本市において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第3節「応援・派遣」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

第2項 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を道路事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合には、直ちに要請するものとする。

本市においては、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第3節第8項「自衛隊災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救助・救急活動

災害の状況により、県（防災・危機管理部、警察本部）及び消防機関と相互に連携して捜索を実施するものとする。

第2項 医療活動

被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第5節第2項「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第3項 消火活動

消防機関等の行う迅速かつ的確な消火活動に協力するものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第5節 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、本計画「6. 危険物等災害対策計画」及び「県地域防災計画（風水害等対策計画編）7. 危険物等災害対策計画」に準じ行うものとする。

第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、道路啓開等を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施するものとする。

災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努めるものとする。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、本計画「2. 地震災害対策計画」第2章第2節「災害情報の収集・伝達」に準じるほか、次により実施するものとする。

第1項 情報伝達活動

道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

伝達内容は、以下のとおりとする。

- ・ 本市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・ 避難の指示及び避難先の指示
- ・ 旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・ 地域住民等への協力依頼
- ・ その他必要な事項

第2項 関係者等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置・人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第8節 防疫及び遺体の処理

県及び応援機関と連携し、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

第9節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

核燃料物質及等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定された通報すべき事象(以下、「特定事象」という。)が発生した場合は、次により、原子力事業者等、国、県は連携して、応急対策を実施するものとする。

第1項 原子力事業者等

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見又は発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、事故等の発生場所を管轄する市町村、警察機関、消防機関、原子力緊急時支援・研修センター等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡するものとする。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関と協力して応急対策を実施するものとする。さらに、必要に応じ、他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期するものとする。

第2項 国

国は、核燃料物質等の運搬中の事故により、特定事象が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催する。さらに、原災法第15条に規定された原子力緊急事態に至った場合には、同法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を原子力事業者等とともに主体的に講じる。

第3項 本市(消防機関)

事故の通報を受けた本市(消防機関)は、直ちにその旨を県(防災・危機管理部原子力安全対策課)に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行うものとする。

第4項 県(警察本部、警察署)

事故の通報を受けた警察機関は、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な対応を行うものとする。

第5項 県(防災・危機管理部)

県は、国と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて災害対策本部を設置するほか、市町村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など必要な措置を講じるものとする。

第3章 災害復旧計画

計画の「復旧」に関する基本事項は、地震災害対策計画の「復旧・復興」を準用するものとする。ただし、地震固有の施策は対象外とし、道路災害に特有の事項については本計画において補足的に記載する。

6. 危険物等災害対策計画

本計画は、市内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定める。

第1章 災害予防計画

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じるものとする。

なお、本計画の「予防」に関する基本事項は、地震災害対策計画の「予防」を準用するものとする。ただし、地震固有の施策を対象外とし、危険物等災害に特有の事項については本計画において補足的に記載する。また、ここに定められていないものは、「県地域防災計画（風水害対策計画編）7. 危険物等災害対策計画」を準用するものとする。

第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）

第1項 危険物等関係施設の安全性の確保

（1）保安体制の確立

市及び県は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

（2）保安教育の実施

市及び県は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

第2項 災害応急対策、災害復旧への備え

（1）情報の収集・連絡体制の整備

市、県及び事業者は、危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制を整備するものとする。

また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努めるものとする。

市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備するものとする。

（2）職員の活動体制の整備

市、県及び事業者は、それぞれの実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

（3）防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市、県及び事業者は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

資料編2-1 「消防相互応援協定の締結等状況」

資料編2-4 「茨城県広域消防相互応援協定書」

（4）救助・救急、医療及び消火活動への備え

市、県及び事業者は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努めるものとする。

（5）緊急輸送活動体制の整備

市及び県は、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図るものとする。

（6）危険物等の大量流出時における防除活動への備え

市、県及び事業者は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

（7）避難収容活動体制の整備

市及び県は、あらかじめ、避難場所・避難路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行うものとする。

（8）防災関係機関等の防災訓練の実施

市、県及び事業者は、危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

（9）災害復旧への備え

市、県及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第3項 防災知識の普及、住民の訓練

市及び県は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

第2節 高圧ガス・火薬類の予防対策

高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されるもの）の予防対策は、共通事項に定めるほか次のとおりとする。

第1項 毒性ガス対策

市は、毒性ガス漏洩を想定し、住民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておくものとする。また、事業者との緊急連絡体制を整備するものとする。

第2項 大規模な地階のガス漏れ及び爆発事故予防対策

（1）関係機関による「申し合わせ」の作成

市及び事業者等関係機関は、大規模な地階（以下、「地階」という。）の存する市町村にあっては、ガス事業者等関係機関と緊急時における初動体制、現場における措置等について「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する「申し合わせ」を作成し、ガス事故防止体制の強化を図るものとする。

※〔大規模な地階〕の定義

消防法施行令別表1(1)から(4)まで、(5)のイ、(6)及び(9)のイに掲げる防火対象物の地階で、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、及び消防法施行令別表1(16)のイに掲げる防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上でかつ同表(1)から(4)まで、(5)の項のイ、(6)又は(9)のイに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものをいう。

（2）市町村ガス災害対策協議会の設置

地階を有する市町村は、ガス災害に関し、関係機関を構成員とするガス災害対策協議会を設け、所要の連絡調整を図るものとする。

第2章 災害応急計画

危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。

なお、本計画の「応急対策」に関する基本事項は、地震災害対策計画の「応急対策」を準用するものとする。ただし、地震固有の施策を対象外とし、危険物等災害に特有の事項については本計画において補足的に記載する。また、ここに定められていないものは、「県地域防災計画（風水害対策計画編）7. 危険物等災害対策計画」を準用するものとする。

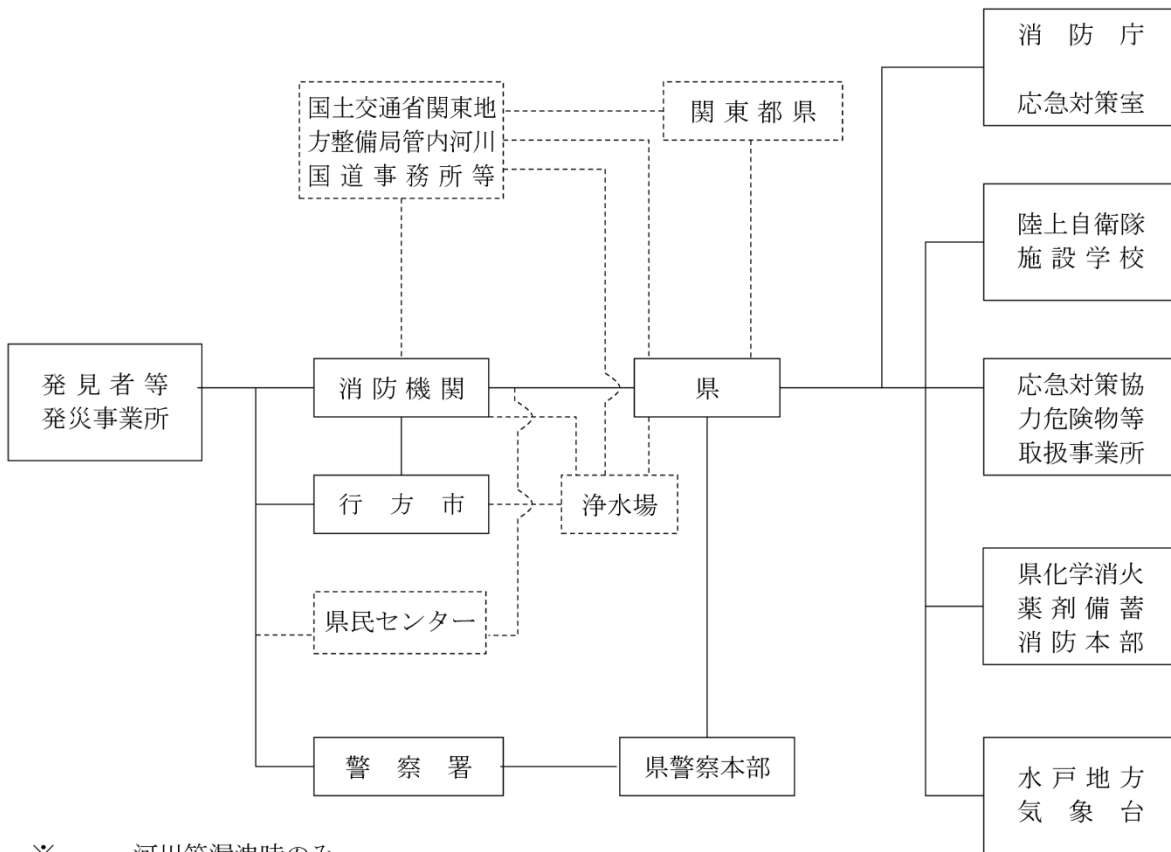
第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）

第1項 災害情報の収集・連絡系統

各災害ごとの災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

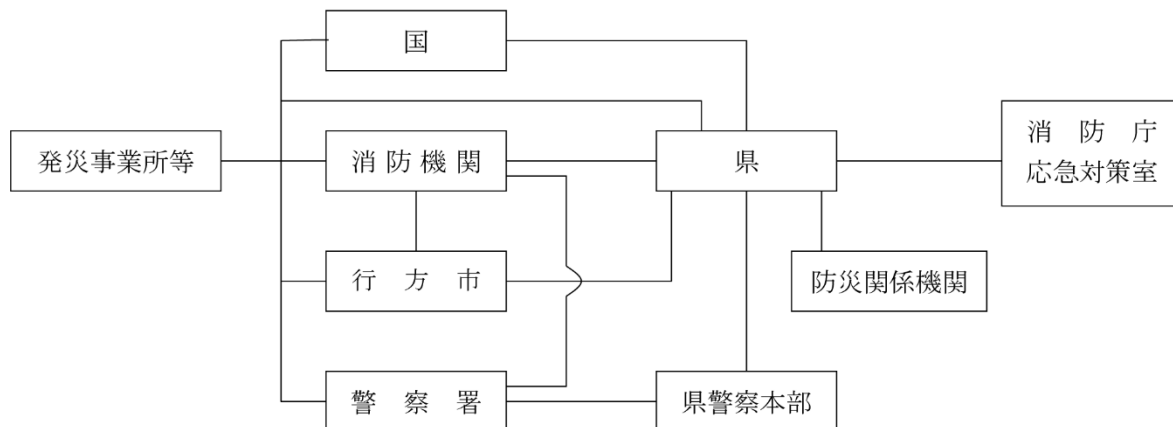
- 災害情報等の収集・連絡系統図

（石油类等危険物施設の災害）

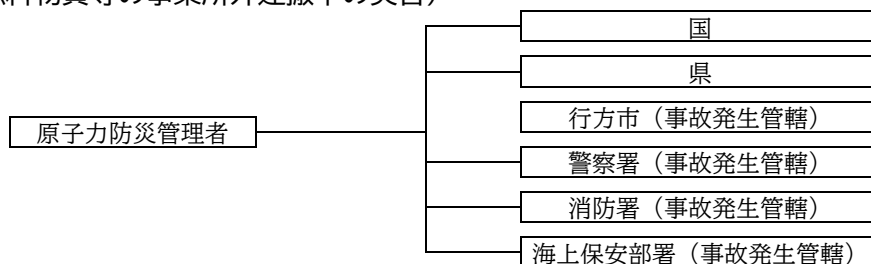


※……………河川等漏洩時のみ

（放射線使用施設等の災害）



（核燃料物質等の事業所外運搬中の災害）



第2項 被害状況の収集・把握

市及び消防機関は、自地域内に被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

第3項 市民等への情報提供

市及び県は、防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、一般県民等へ適切に提供するものとする。

また、情報の伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）

本市の活動体制は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置など必要な体制をとるものとする。

なお、職員の動員体制区分の基準及び内容は、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第1節「組織計画・初動対応」に準じる。

● 職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準〈危険物事故災害〉

種類	設置基準等	配備人員	災害対策本部の設置
警戒体制	危険物等事故により、多数の死傷者が発生するおそれのあるとき、漏洩物により嚴重な警戒体制をとる必要が生じたとき、又は、その他の状況により総務部長が必要と認めるとき 〈廃止基準〉 危険物等事故による多数の死傷者等の発生のおそれがなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長以上全員 ・ 施設管理者又は施設管理者が指定する者 ・ 総務課係長以上全員 ・ 道路維持課全員 ・ 都市建設課係長以上全員 ・ 総務課防災交通G全員 ・ その他所属長が指定する職員 	
非常体制	危険物等事故による多数の死傷者等が発生したとき、大規模な火災の発生、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想されるとき 〈廃止基準〉 道路災害の応急対策がおおむね完了したとき、又は、その他市長が必要なしと認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物等事故対策が円滑に行える体制 	災害対策本部を設置

第3節 石油类等危険物施設の事故応急対策

第1項 危険物火災等の応急対策

市及び消防機関は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導するものとする。

第2項 危険物の漏洩応急対策

（1）非水溶性危険物の漏洩対策

石油类等油脂類が河川等に漏洩した場合は、以下の応急対策をとるものとする。

市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施するものとする。また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。

なお、処分までの一時保管に当たっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたるものとする。

（2）水溶性危険物の漏洩対策

市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施するものとする。

回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

第3項 浄水の安全確保

市、県及び消防機関は、危険物の漏洩事故発生を確認した場合は、当該漏洩地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに当該水道事業者に対し、又は直接浄水場に漏洩事故発生を旨を通報するものとする。

第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策

第1項 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

市及び消防機関は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

第2項 毒性ガス応急対策

市及び消防機関は、発災事業所から有毒ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等に広報するものとする。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏洩継続時間、拡散濃度予測等を下、適切に避難誘導を行うものとする。

第3項 都市ガスの応急対策

市及び消防機関は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

第4項 大規模な地階のガス漏れ爆発事故応急対策

（1）ガス漏洩対策

市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。避難及び火気使用の厳禁の広報を行うとともに、医療機関と調整し、負傷者の受入れ体制を整えるものとする。

（2）ガス爆発対策

市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。避難及び火気使用の厳禁を広報するとともに、医療機関へ通報し、受入れ体制を整えるものとする。

第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

第1項 漏洩事故

市及び消防機関は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、住民等に迅速に広報するものとする。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行うものとする。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行うものとする。

第2項 浄水の安全確保

市、県、消防機関、浄水場及び河川管理者は、漏洩物が河川等へ流入する可能性がある場合は、「本章第3節第3項 浄水の安全確保」に準じて応急対策を実施するものとする。

第6節 放射線使用施設等の事故応急対策

市は、事故に関する情報を収集し、住民等に対し、適時、適切な方法で広報を実施するものとする。

第7節 避難誘導対策

市、県及び消防機関は、危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、相互に緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図るものとする。この際、視聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第8節 応援要請対策

市及び県は、自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第3節第8項「自衛隊災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

第9節 医療救護対策

被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第5節第2項「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第10節 緊急輸送の確保

市及び県は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知機等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行等を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等に、交通誘導の実施等を要請するものとする。交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

7. 大規模な火事災害対策計画

本計画は、市内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1章 災害予防計画

大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

本計画の「予防」に関する基本事項は、地震災害対策計画の「予防」を準用するものとする。ただし、地震固有の施策を対象外とし、大規模な火事災害に特有の事項については本計画において補足的に記載する。

第1節 災害に強いまちづくり

第1項 災害に強いまちの形成

市、県及び消防機関は、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

第2項 火災に対する建築物の安全化

市、県、消防機関及び事業者は、高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図るものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

市、県、水戸地方気象台、消防機関及び公共機関は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、市、県及び消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するものとする。

(2) 情報の分析整理

市、県及び消防機関は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かすものとする。

第2項 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市、県及び消防機関は、それぞれの機関において、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急体制のためのマニュアルを作成し、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法的の習熟を図るよう定期的に訓練を行うものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

市、県、自衛隊、消防機関及び公共機関は、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておくものとする。

資料編2-1 「消防相互応援協定の締結等状況」

資料編2-4 「茨城県広域消防相互応援協定書」

第3項 消火活動への備え

茨城県地震被害想定(H30)では、全ての市町村でいずれかの地震によって震度6弱以上の揺れに見舞われる想定となっていることから、市、県及び消防機関は、同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、海水河川水等自然水利及びため池等指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

第4項 緊急輸送活動への備え

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等に交通誘導の実施等を要請するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

第5項 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導

市及び消防機関は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

(2) 避難場所

市及び消防機関は、都市公園、公民館、学校等公共施設等を対象に避難場所を指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。

第6項 被災者等への的確な情報伝達活動関係

市、県、消防機関及び公共機関は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図るものとする。

第7項 防災関係機関等の防災訓練の実施

市及び県は、大規模災害を想定し、住民参加により、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

第3節 防災知識等の普及

第1項 防災知識の普及

市、県及び消防機関は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより住民の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

第2項 防災関連施設等の普及

市、県及び消防機関は、住民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるものとする。

第2章 災害応急計画

大規模な火事災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

なお、本計画の「応急対策」に関する基本事項は、地震災害対策計画の「応急対策」を準用するものとする。ただし、地震固有の施策を対象外とし、大規模な火事災害に特有の事項については本計画において補足的に記載する。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1項 災害情報の収集・連絡

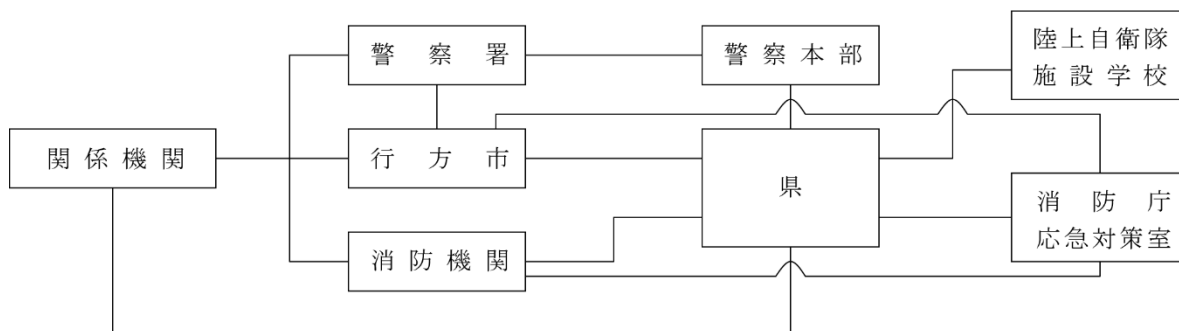
(1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

市及び消防機関は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

● 災害情報等の収集・連絡系統図〈大規模な火事災害〉



● 連絡先一覧〈大規模な火事災害〉

機関名	担当部署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (宿直室 03-5253-7777) 03-5253-7537 (FAX) (宿直室 03-5253-7553 (FAX))
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-301-0110 内線 234 (駐屯地当直指令 内線 302)
茨城県警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 (総合当直) 内線 5751 内線 3571
茨城県	消防安全課	029-301-2896 (防災・危機管理課 029-301-2885)

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。また、関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

第2項 通信手段の確保

市、県、消防機関及び防災関係機関は、災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとし、電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第2節 活動体制の確立

本市の活動体制は、災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。

なお、職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第1節「組織計画・初動対応」に準じる。

● 職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準〈大規模な火事災害〉

種類	設置基準等	配備人員	災害対策本部の設置
警戒体制	火災により、多数の死傷者が発生するおそれのあるとき、又は、その他の状況により総務部長が必要と認めたととき 〈廃止基準〉 火災による多数の死傷者等の発生のおそれがなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・課長以上全員 ・施設管理者又は施設管理者が指定する者 ・総務課係長以上全員 ・道路維持課全員 ・都市建設課係長以上全員 ・総務課防災交通G全員 ・その他所属長が指定する職員 	
非常体制	火災による多数の死傷者等が発生したとき 〈廃止基準〉 道路災害の応急対策がおおむね完了したとき、又は、その他市長が必要なしと認めたととき	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な火事災害対策が円滑に行える体制 	災害対策本部を設置

第1項 広域的な応援体制

本市において大規模な火事による災害が発生し、自己の施設及び人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第3節「応援・派遣」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

第2項 自衛隊の災害派遣

市及び県は、自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第3節第8項「自衛隊災害派遣要請計画」に準じて、要請するものとする。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救助・救急活動

市、県及び消防機関は、は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

第2項 資機材等の調達等

市及び県は、活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第3項 医療活動

市、県、日赤茨城県支部、病院及び医療ボランティア等は、発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第4節第4項「応急医療」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第5節第2項「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第4項 消火活動

市、県及び消防機関は、災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、被災地以外の市町村は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市、県及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等に、交通誘導の実施等を要請するものとする。交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5節 避難の受入れ

第1項 避難誘導の実施

市、県及び自衛隊は、発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行うものとする。

第2項 避難場所

市は、発災時には、必要に応じ避難場所を開設するものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者、住民民間防火組織等の協力を得て適切な運営管理を行うものとする。

第3項 要配慮者への配慮

市は、避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障害者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

第6節 施設及び設備の応急復旧活動

市、県及び公共機関は、それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1項 情報伝達活動

市及び県は、火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・ 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・ 避難の指示及び避難先の指示
- ・ 地域住民等への協力依頼
- ・ その他必要な事項

第2項 関係者からの問い合わせに対する対応

市及び県は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第3章 災害復旧

計画の「復旧」に関する基本事項は、地震災害対策計画の「復旧・復興」を準用するものとする。ただし、地震固有の施策は対象外とし、大規模な火事災害に特有の事項については本計画において補足的に記載する。

8. 林野火災対策計画

本計画は、本市において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1章 災害予防計画

林野火災の発生を未然に防止するため、防災関係機関は、平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

なお、本計画の「予防」に関する基本事項は、地震災害対策計画の「予防」を準用するものとする。ただし、地震固有の施策を対象外とし、林野火災に特有の事項については本計画において補足的に記載する。

第1節 林野火災に強い地域づくり

第1項 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、不用意な火の取扱い等失火によるものであるため火災の発生しやすい時期に重点的に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

第2項 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至ることがあること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、市は、消防機関を中心に、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

第1項 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講じるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。

林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に努めるものとする。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図るものとする。

(2) 通信手段の確保

県と連携し、防災情報ネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の通信手段を確保するとともに、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、ヘリコプターテレビ伝送システムの運用に支障がないよう環境を整える。

一方、住民に対する災害情報等を広報するため防災行政無線の整備を推進するものとする。

また、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を、非常通信協議会との連携に十分配慮しながら図るとともに、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努めるものとする。

非常通信体制を含めた林野火災時における通信手段については、本計画「2. 地震災害対策計画」第1章第1節「災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備」に準じるものとする。

第2項 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、本市においては、すでに以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

資料編2-1 「消防相互応援協定の締結等状況」

資料編2-4 「茨城県広域消防相互応援協定書」

① 林野火災対策連絡協議会

県内における大規模林野火災に対処するために、関係機関が相互の連携を密にして、林野火災の予防活動、消火活動及び火災防御訓練等の林野火災対策事業を推進することを目的として設置した林野火災対策連絡協議会において情報交換等を積極的に実施する。

(3) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努めるものとする。

第3項 救助・救急、医療活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災関係機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、車両、航空機等の整備に努めるものとする。

また、迅速な医療活動実施のため、本計画「2. 地震災害対策計画」第1章第3節第5項「医療救護活動への備え」に準じて事前対策を講じるものとする。

第4項 消火活動への備え

林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要

な資機材等の充実等を図るものとする。あわせて、防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

また、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

第5項 緊急輸送活動への備え

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。又は、事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第6項 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え

避難所、避難路をあらかじめ指定し、住民に周知するとともに、災害時の避難誘導計画を作成し、訓練を通して要配慮者に配慮した避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ資機材を整備するものとする。

第7項 防災関係機関等の防災訓練の実施

広域応援など様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施するものとする。

第3節 防災活動の促進

林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する市民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するとともに、広報誌掲載や立看板の設置等による広報宣伝に努めるものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。

また、自然条件等についての市民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。

林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。

第4節 林野火災に対する警戒の強化

火入れ許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

8. 林野火災対策計画

第1章 災害予防計画

第4節 防災関係機関等の防災訓練の実施林野火災に対する警戒の強化

さらに、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

第2章 災害応急計画

林野火災が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるため、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次の対策を講じるものとする。

なお、本計画の「応急対策」に関する基本事項は、地震災害対策計画の「応急対策」を準用するものとする。ただし、地震固有の施策を対象外とし、大規模な火事災害に特有の事項については本計画において補足的に記載する。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

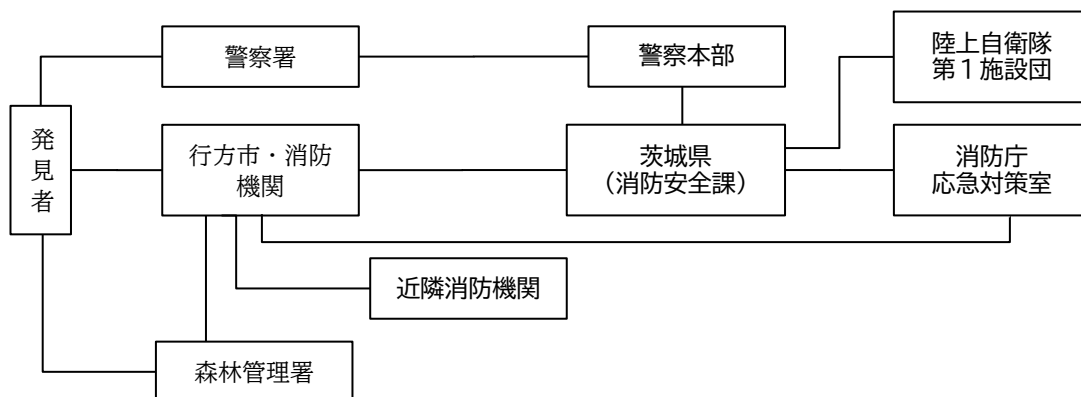
第1項 災害情報の収集・連絡

(1) 林野火災情報の収集・連絡

火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 林野火災情報等の収集・連絡系統

● 災害情報等の収集・連絡系統図〈林野火災災害〉



● 連絡先一覧〈林野火災災害〉

機関名	担当部署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (宿直室 03-5253-7777) 03-5253-7537 (FAX) (宿直室 03-5253-7553 (FAX))
陸上自衛隊第1施設団 (古河)	第3科	0280-32-4141 (団当直長内線 236)
茨城県警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 (総合当直) 内線 3571 内線 3571
茨城県	消防安全課	029-301-2896 (防災・危機管理課 029-301-2885)

(3) 応急対策活動情報の連絡

応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第2節 活動体制の確立

本市の活動体制は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第1節「組織計画・初動対応」に準じる。

● 職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準〈林野火災災害〉

種類	設置基準等	配備人員	災害対策本部の設置
警戒体制	林野火災により、多数の死傷者等が発生する恐れのあるとき、又は、その他の状況により総務部長が必要と認めたとき ●廃止基準 林野火災による多数の死傷者等の発生の恐れがなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・課長以上全員 ・施設管理者又は施設管理者が指定する者 ・総務課係長以上全員 ・道路維持課全員 ・都市建設課係長以上全員 ・総務課防災交通G全員 ・その他所属長が指定する職員 	
非常体制	林野火災による多数の死傷者等が発生したとき、又はその他の状況により市長が必要と認めたとき ●廃止基準 林野火災の応急対策がおおむね完了したとき、又は、その他市長が必要なしと認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・林野火災応急対策が円滑に行える体制 	災害対策本部を設置

第1項 広域的な応援体制

本市内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第3節「応援・派遣」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

第2項 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第3節第8項「自衛隊災害派遣要請計画」に準じて、要請するものとする。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救助・救急活動

被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、災害対策本部、現地災害対策本部を設置し、県・国の各機関に応援を要請するものとする。

第2項 医療活動

林野火災発生時に、医療救護を必要とする多数の傷病者が発生した場合には、本計画「2.地震災害対策計画」第2章第4節第4項「応急医療」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のものと、医療救護活動を行うものとする。

第3項 地上及び空中消火活動

ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。

(1) 地上消火活動

本市において林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立するものとする。

自主防災組織及び住民は、林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

(2) 空中消火活動

本市が空中消火を要請した場合は、県が設置する現地指揮本部の指揮の下に協力し、連携に務める。

空中消火基地は、消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。本市において空中消火の実施が決定された場合は、県（防災・危機管理課）及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決めるものとする。

空中消火の方法は、水のう型散水装置をヘリコプターの機体下部に吊し、上空から散水する。

- ・ 県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準
- ・ 地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。
- ・ その他、火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。
- ・ 自衛隊ヘリコプターの派遣

第4節 緊急輸送のための交通の確保

第1項 交通の確保

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

又は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等に、交通誘導の実施等を要請するものとする。交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5節 施設、設備の応急復旧活動

市、県及び公共機関等は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動等

第1項 情報伝達活動

林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。

第2項 その他必要な事項

関係者からの問い合わせに対する対応は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第3項 要配慮者への配慮

林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

第7節 二次災害の防止活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努めるものとする。

9. その他

第1章 その他災害に対する対策等

第1節 原子力災害対策について

第1項 基本方針

原子力災害対策については、茨城県地域防災計画「原子力災害対策計画編」によるものとする。ともに、具体的な支援方策を示したものである「茨城県広域避難計画」に基づき広域での支援体制を構築する。なお、市は、UPZの区域外に位置するため、原子力災害時には避難元市町村からの避難者を受け入れる立場となる。

このため、迅速かつ円滑な災害応急対策への備えを事前に構築する必要があることから、次の点に留意した取組に努めることとする。

- 1) 市は、平常時から関係機関、企業等との間で連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。
- 2) 市は、燃料、発電機等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、保有量を把握し、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 3) 市は、避難所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。
- 4) 市は、国、県及び近隣自治体と連携を図り、避難民の誘導、受入れ、滞留支援等の広域での避難体制の構築に努めるものとする。

第2項 関係する取組

(1) 県地域防災計画

県地域防災計画「原子力災害対策計画編」を改訂し、事態の初期対応段階を警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に区分することや防災業務関係者の線量限度の整理等の修正を加えている。

(2) 県広域避難計画

原子力災害における避難計画は、国の防災基本計画等に基づき、原子力発電所からおおむね30kmの範囲、いわゆるUPZ圏内の市町村が策定することになっており、茨城県によりその取組を支援するため、広域的な避難先、避難経路、輸送手段など基本的事項を定めた「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」が平成27年3月に策定されている。

計画では原子力災害時の住民の迅速かつ円滑な避難を支援するため、広域的な避難先や避難経路など基本的な事項を定められており、これにより、該当自治体を中心に、段階的な避難方策や避難経路、さらには具体的な避難先が明示されている。平成31年3月には、県外避難先市町村名の追記や対象人口の時点修正等、令和5年5月には、対象人口の時点修正等を行っている。

本市においても、広域連携に基づく支援措置として、ひたちなか市の避難先として指定されていることから、避難時の受入れや備蓄の取り扱い等の準備、調整を行っており、引き続き、近隣市町とともに、広域での連携の在り方を検討していく必要がある。

よって、原子力災害については、国・県等により必要とされる計画が順次示されることから内容を精査しながら、該当自治体を支援するため、他自治体と連携を図りながら、広域において対応を進めていく。

その他、東日本大震災における福島第一原子力発電所事故に起因する、原子力災害の公的関係機関等における調査・研究等に関しては積極的に協力をするものとし、情報の収集に努めるものとする。

第3項 原子力災害に関する基本用語

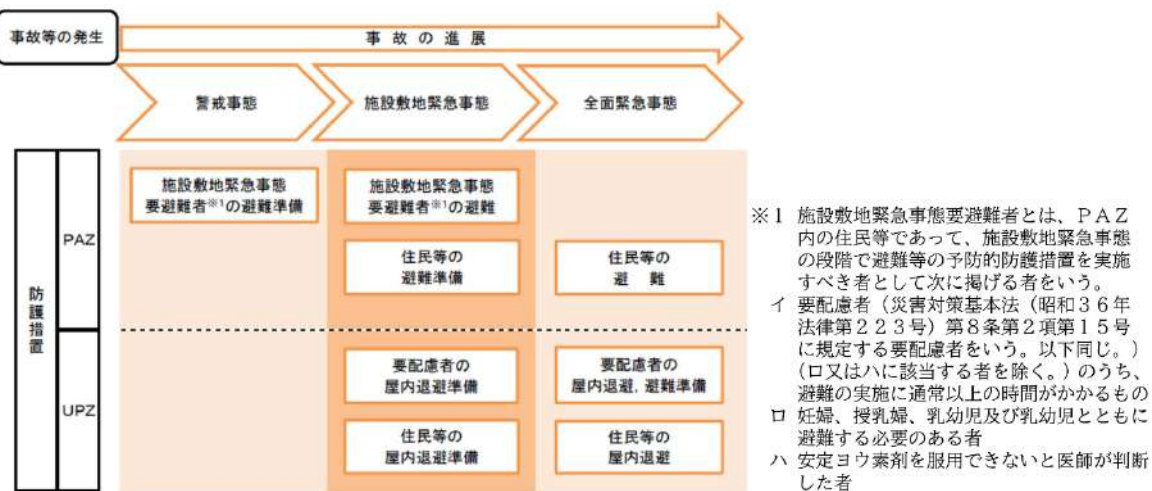
PAZ (Precautionary Action Zone) : 予防的防護措置を準備する区域
 ・原子力施設からおおむね半径5kmの地域

UPZ (Urgent Protective action planning Zone) : 緊急防護措置を準備する区域
 ・原子力施設からおおむね半径30kmの地域

OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル
 ・空間放射線量率や環境試料中の放射性物質濃度に基づき、屋内退避、避難、一時移転等の防護措置の実施を判断する指標

EAL (Emergency Action Level) : 緊急事象評価基準
 ・緊急事態区分（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）を判定するための基準

● 緊急事態区分に応じた防護措置のフロー



出典：茨城県「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」（令和5年5月）

第4項 原子力災害に備えた茨城県広域避難計画の概要（県資料より抜粋）

第1 広域避難計画の策定

○策定の趣旨

あらかじめ避難計画を策定することとされている市町村の取組を支援するため、広域的な避難先や避難経路、輸送手段など必要な事項を定めるもの

○策定に当たっての基本的な考え方

- ・更なる避難を避けるため避難先はUPZ外とし、避難先地域は一体的なまとまりを確保
- ・PAZでは施設敷地緊急事態において直ちに避難を実施し、UPZでは施設敷地緊急事態において、屋内退避を原則とし、全面緊急事態において、OILに基づき段階的に避難
- ・要配慮者の避難については安全かつより迅速に行われるよう配慮
- ・避難手段は自家用車を基本とするが、他の輸送手段についても検討

第2 計画の基本的事項

- 対象市町村：東海第二発電所からおおむね30km圏内の14市町村、約96万人
- 避難先：県内の30市町村及び県外※県外避難先は栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県等
- 避難経路：高速道路や国道などの主な幹線道路を設定
- 防護措置：
 <施設敷地緊急事態>

→PAZでは避難、UPZでは屋内退避
<全面緊急事態>

→UPZでは、OILに基づき区域を特定し、避難・一時移転等
○避難等を適切・円滑に進めるための取組：平素から避難等に関する事項を啓発・普及

第3 住民の避難等に係る広報

○広報の基本方針

- ・情報提供は広報媒体を効果的に活用し、国、県、市町村等が連携して繰り返し定期的
に実施
- ・障害者や外国人等にも配慮したわかりやすい広報の実施

○事故の各段階に応じた広報

<事故発生直後>

→正確な事故情報の提供、冷静な行動の呼びかけ

<住民に具体的な行動を求める段階>

→対象となる地域：地域名、とるべき行動を具体的に提示し、あらゆる広報媒体を
活用による対象地域を中心とした重点的な広報の実施

→対象地域外：対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広範囲に
わたる広報の実施

<避難・屋内退避等の住民に求める行動が地域に応じて異なる場合>

→それぞれの措置の相違の具体的な説明の実施

→それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示した上での地域に応じた広報の実施

<避難所等における広報>

→退避所、一時集合所、避難所等における情報不足によるパニックを回避するための
定期的な情報提供

第4 住民等の避難

○一般住民

- ・PAZでは所在場所からの避難が原則。自家用車を使用しない等の住民は一時集合所
からバス等で避難。児童・生徒等は学校から避難（児童・生徒の引渡し方法はあらか
じめ定めておく）
- ・UPZでは施設敷地緊急事態で屋内退避を開始し、全面緊急事態でOILに基づき段
階的に自宅又は屋内退避場所から避難

○要配慮者

- ・PAZの社会福祉施設の入所者等は、施設敷地緊急事態で避難を開始し、あらかじめ
定めた施設等へ避難
- ・在宅の避難行動要支援者は避難支援等関係者の協力を得て避難し必要に応じ福祉避難
所へ

○一時滞在者（観光客等） 一時滞在者への帰宅勧告

○外国人への配慮 わかりやすい情報提供

第5 複合災害への当面の対応

- ・避難先の被災状況の確認、受入れが困難な場合の避難先の確保、国への支援要請
- ・被災した道路情報等を迅速に提供

第6 安定ヨウ素剤の配布・服用及びスクリーニングの実施

○安定ヨウ素剤の配布・服用

- ・PAZ：県は全面緊急事態において直ちに事前配布した安定ヨウ素剤の服用を指示
- ・UPZ：県は避難対象市町村と連携し緊急時に安定ヨウ素剤を配布するとともに服用
を指示

○スクリーニングの実施

- ・除染等に処置を要する者をふるい分け
- ・県は国や指定公共機関等と連携協力してスクリーニング及び除染を実施
- ・スクリーニングはUPZの境界周辺で実施

第7 避難所の開設と運営等

- ・開設・運営避難先市町村が避難所を開設し、早期に避難元市町村へ運営を移管

第8 避難状況の確認

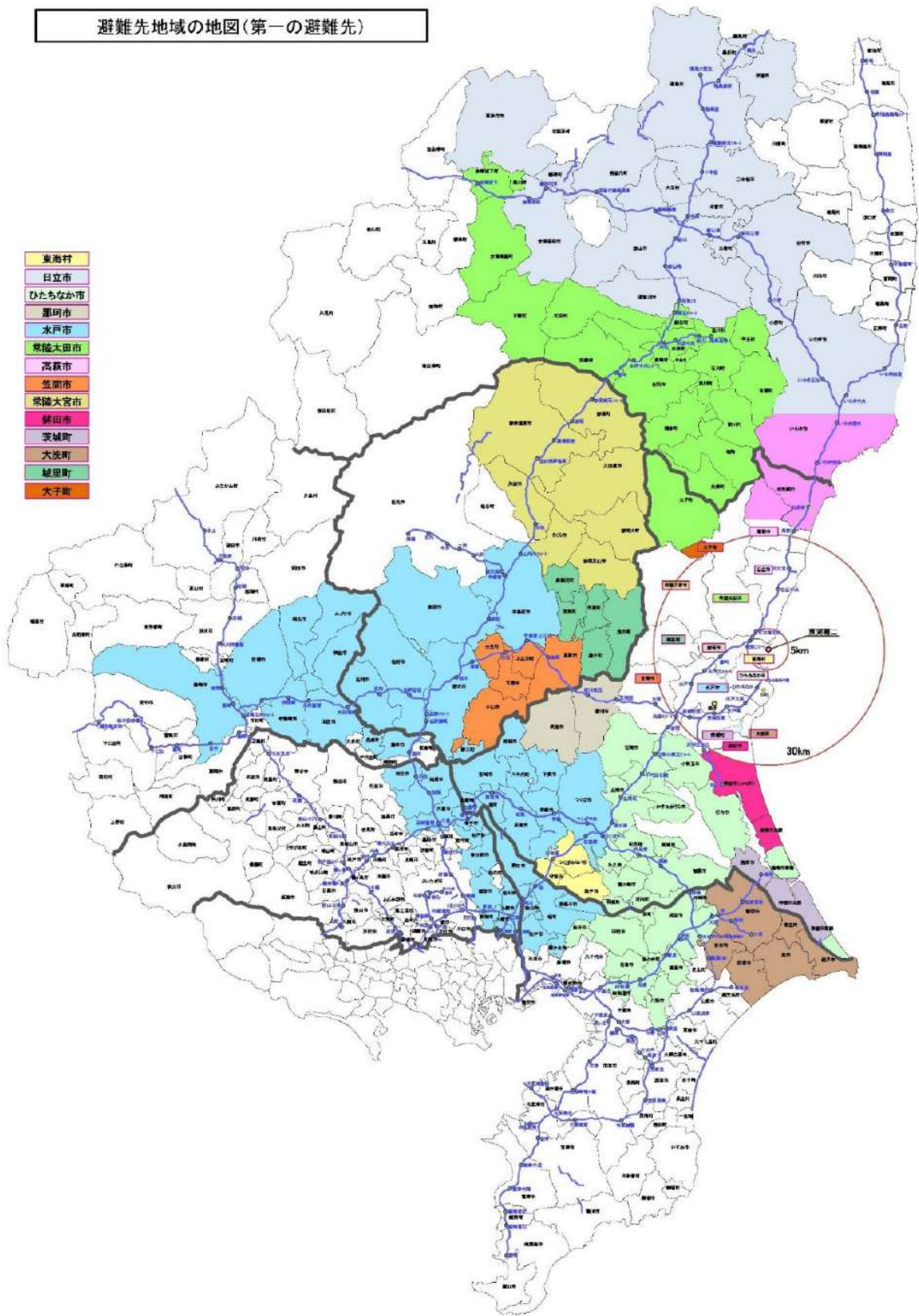
- ・住民避難の確認・避難者の所在確認

第9 今後の課題

- ・県外の避難先の確保・スクリーニング実施体制の確保
- ・安定ヨウ素剤の配布体制・複合災害への対応

第5項 避難先地域の地図（県資料より抜粋）

● 全域



第2節 津波災害対策について

本市は、地理的条件から津波による直接的な被害は想定されず、津波浸水想定区域からも除外されている。しかし、茨城県地域防災計画「津波災害対策計画編」（平成24年3月独立編設置）に示されている基本方針に基づき、県内自治体の一員として広域的な支援体制の中で必要な対応を行う。

第1項 県地域防災計画の取組

県計画では、「減災」の考え方にに基づき海岸保全施設等のハード整備と、「避難」を中心とするソフト対策の組み合わせによる津波対策強化、災害時における放置車両等の対策、緊急通行車両の通行ルートの確保、後方支援拠点の指定等が行われている。

なお、茨城沿岸津波対策検討委員会の検討結果として、「目指すべき堤防高」と「津波浸水想定」が公表されている。

第2項 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

本市は津波浸水想定区域外であるが、令和4年に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」として指定を受けており、広域避難者の受入れや後方支援拠点として防災体制の確保が求められている。推進地域は、津波浸水区域だけでなく、「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする」として指定されていることから、本市はその役割を担うものとされている。具体的には、推進地域として、県及び避難元市町村と連携し、避難所の開設・運営支援、生活必需物資の供給、医療・福祉等の応急支援体制を確保するとともに、緊急通行路の確保や後方支援拠点としての公共施設の活用に努める。また、平時から関係機関・団体との協力体制を構築し、災害発生時において広域的な支援が円滑に実施されるよう備えるものとする。

なお、「2.地震災害対策計画」をもって日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

本市としては、直接的な影響が少ないものの他自治体との連携等の観点より、被災支援等の必要な対応が求められると考えられる。県や関係機関との連携の下、情報の把握に努め、状況に応じて適切に対応するものとする。

資料編5-3 「茨城県津波浸水想定図全体図」

第3節 竜巻・突風災害対策について（風水害対策関連別記）

竜巻等の突風による災害は、破壊力が大きく、人命のみならず住家、交通機関等へ局地的に甚大な被害をもたらす場合もあり、こうした竜巻等突風災害への対策に取り組んでいくことは喫緊の課題であるとし、国の竜巻等突風対策局長級会議により検討内容に関し報告・公表がされている。

県内では、平成24年に突発的な竜巻が発生し、大きな被害をもたらしていることから、本市についても、茨城県地域防災計画に加え、この内容に基づき対応を検討・実施していくものとする。

基本的な対策として、住民に対し、竜巻等に対する理解を深めるべく対処行動等の普及啓発に努めるものとする。

● 竜巻等の突風の顕著な事例（過去の主な事例）

No	現象	年月日	被害地	人的被害	住家被害
1	竜巻	昭和37年7月2日	茨城県稲敷郡東村	死者2人 負傷者65人	全壊6棟 半壊36棟
2	竜巻	昭和37年9月28日	北海道東利尻町	死者1人 負傷者1人	全壊0棟 半壊1棟
3	竜巻	昭和42年10月28日	千葉県大網白里町	死者2人 負傷者2人	全壊11棟 半壊127棟
4	不明（その他）	昭和43年9月24日	宮城県児湯郡川南町	死者1人 負傷者-人	全壊-棟 半壊-棟
5	竜巻	昭和44年8月23日	茨城県猿島郡猿島町	死者2人 負傷者107人	全壊25棟 半壊29棟
6	竜巻	昭和44年12月7日	愛知県豊橋市	死者1人 負傷者69人	全壊10棟 半壊46棟
7	竜巻	昭和46年7月7日	埼玉県浦和市	死者1人 負傷者11人	全壊5棟 半壊1棟
8	竜巻	昭和46年8月31日	千葉県千葉市	死者1人 負傷者16人	全壊7棟 半壊38棟
9	竜巻	昭和47年6月6日	沖縄県糸満市	死者1人 負傷者9人	全壊4棟 半壊16棟
10	竜巻	昭和51年7月19日	埼玉県大里郡岡部町	死者1人 負傷者6人	全壊1棟 半壊-棟
11	竜巻	昭和54年9月4日	愛知県名古屋市	死者1人 負傷者5人	全壊0棟 半壊4棟
12	不明（その他）	平成1年5月15日	秋田県仙北郡協和町	死者1人 負傷者2人	全壊0棟 半壊3棟
13	竜巻	平成2年2月19日	鹿児島県枕崎市	死者1人 負傷者18人	全壊29棟 半壊88棟
14	竜巻	平成2年12月11日	千葉県茂原市	死者1人 負傷者73人	全壊82棟 半壊161棟
15	竜巻	平成3年2月15日	福井県（湖上）	死者1人 負傷者5人	全壊1棟 半壊0棟
16	ダウンバースト	平成8年7月15日	茨城県下館市	死者1人 負傷者19人	全壊1棟 半壊69棟
17	竜巻	平成9年10月14日	長崎県壱岐郡郷ノ浦町	死者1人 負傷者0人	全壊0棟 半壊0棟
18	ダウンバースト	平成15年10月13日	茨城県神栖町	死者2人 負傷者7人	全壊-棟 半壊-棟
19	不明（その他）	平成17年12月25日	山形県酒田市	死者5人 負傷者33人	全壊0棟 半壊0棟
20	竜巻	平成18年9月17日	宮城県延岡市	死者3人 負傷者143人	全壊79棟 半壊348棟

9. その他

第1章 その他災害に対する対策等

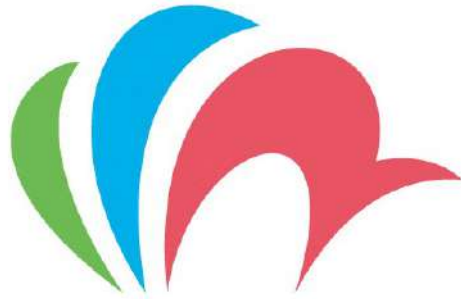
第3節 竜巻・突風災害対策について（風水害対策関連別記）

No	現象	年月日	被害地	人的被害	住家被害
21	竜巻	平成18年11月7日	北海道佐呂間町	死者9人 負傷者31人	全壊7棟 半壊7棟
22	竜巻	平成23年11月18日	鹿児島県大島郡徳之島町	死者3人 負傷者0人	全壊1棟 半壊0棟
23	竜巻	平成24年5月6日	茨城県常総市	死者1人 負傷者37人	全壊76棟 半壊158棟
24	竜巻	平成30年3月1日	茨城県行方市	死者0人 負傷者3人	全壊0人 半壊 - 人
25	竜巻	令和1年10月12日	千葉県市原市	死者1人 負傷者9人	全壊12棟 半壊23棟

※ 気象庁が把握している突風被害のうち、1981年以降について、死者1名以上、または藤田スケールF1～F3の事例を抽出

※ 行方市では死者0名だが、例外として掲載

出典：気象庁「竜巻等の突風の顕著な事例（過去の主な事例）」をもとに作成



行方市地域防災計画

平成19年3月発行
平成25年3月改訂
平成28年3月一部改訂
平成29年3月改訂
平成31年3月改訂
令和8年3月改訂

編集発行：行方市防災会議
事務局：行方市総務部総務課防災交通グループ

住 所：〒311-3892 茨城県行方市麻生 1561-9
電 話：0299-72-0811 (代)
F A X：0299-72-2174
H P：https://www.city.namegata.ibaraki.jp
E-Mail：name-bousai@city.namegata.lg.jp
